

平成20年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成20年3月17日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

山崎りょうじ	池田 滋彦	川合 正彦	永田 起也
高木 正博	三浦 康司	中島 牧子	田中 信好

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
福祉子ども部長	野々山敏雄	福祉課長	辻 和見
子ども課長	毛受 秀之	保険健康部長	久米 正己
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	伊豫田 豊
健康増進課長	野村 昌行	市民部長	山岡 久
市民課長	野村 清貴	経済課長	坂田 広
環境課長	高木 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田 秀夫	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第11号 知立市保育所保育料等徴収条例	原案可決
議案第12号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例	〃
議案第13号 知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第14号 知立市介護保険等審議会条例の一部を改正する条例	〃
議案第15号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	〃
議案第16号 知立市後期高齢者医療に関する条例	〃
議案第17号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第18号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃
議案第20号 知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定について	〃
議案第23号 平成19年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第24号 平成19年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第26号 平成19年度知立市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第28号 平成19年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算	〃
議案第31号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第34号 平成20年度知立市老人保健特別会計予算	〃
議案第36号 平成20年度知立市介護保険特別会計予算	〃

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は18件、すなわち議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第30号、議案第31号、議案第34号、議案第36号、議案第37号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第11号 知立市保育所保険料等徴収条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

保育料等の徴収の条例が新たに設置をされて、私どもも明確にこの保育料については議会の議決議案にすべきだという提案を長い間してまいりました。犬山市が、この条例としては県下で第1番目につくったということでございます。知立市もようやく検討を重ねていただいて、ちょっと時間はかかりましたけれども、保育料の徴収が条例化されるという新しい位置づけが進んだという点では大変評価をしたいというふうに思います。

今、県下の状況ではどのように動いたのか、条例化しているところについての状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○子ども課長

今、中島委員言われました犬山、そして、私の知る限りでは稲沢市が条例化になってるかというふうに思います。

○中島委員

これからはこの条例の中にあるように、一時保育だとか延長保育、病後児保育、こういった保育についても多様化するニーズにこたえるということで今も実施しているわけですが、その保育料については内規でやっていると、今まではね、内規でやっていて、ホームページ見てもそれは幾らで預かってもらえるのかがわからない状況と

いう中で、これが明文化されるということではね、これからは大いに市民の目線でのその単価についても保育料についてもしっかり議論ができるということで、私は、その点で高く評価したいと思います。

今回は、保育料の実質的な値上げがないかどうかということで、税制の改正で本会議でも佐藤議員が質問をいたしましたけれども、税制が所得税が4段階から5段階とかいろいろ変わったわけですね。住民税がB、Cの方たちは住民税を基本として保育料が算定され、そして、Dの方は1から12のランクの方は所得税をもって保育料の算定をします。この間、住民税が2倍になって所得税の割合が一般的にいうと半分になる。バランスがとれてるよということだけでも、それがこの保育料の分け方としては大きな影響を受けるというのは当然のことであって、これを調整しましたよというふうにお話がありました。見れば確かにB、Cの方が基準が2倍になると。実質的にはもとの半分の方というところで、所得税の関係では単純にはなっていないわけですが、所得税の税額そのものもね、今ちょうど確定申告でこういう資料もあるわけですが、何パーセントってぼんと決まるわけじゃなくて、一番低い人は5%、次は10%マイナス9万7,500円というような掛け方で、一番高い人が0.4、40%マイナス279万6,000円と、こういうふうな一律な所得税の税額じゃないものですから、ほんとにこれが実質的にこれまでの保育料の所得段階が担保されたかどうか検証のしようがなくて、私も。その辺はどのようにこれは見直しをされたのかということを確認をしたいというふうに思います。この表によって所得がランクが上がってしまったり、または下がったりということもあるかも、そういう変動がもしあったとするならば影響がないというわけじゃありませんので、その点については、どのように検討をしてこういう段階の表のようにしたのかということですね、その点を説明をいただきたいと思います。

○子ども課長

中島委員の先ほど述べられましたように、税源

移譲によって住民税と所得税の関係が逆転のような形になっておまして、今おっしゃいましたように、所得税につきましては今までのDの9ののですが、11万2,500円以降の表につきましても、先ほど委員言われましたように、9万7,500円の速算控除というのがございますので、単純に2分の1にはなっておりませんが、税率の所得税の2分の1に相当ということで、すべて現行の保護者の方に対する負担はないようには改正をさせていただいております。

○中島委員

こういう仕組みをやっていただいて、もしこれをやらなかったら保育料収入どのぐらい差が出てしまったんだろうという、これやっていただいたんでよかったんですけど、その修正。かつて定率減税が入ったときに、そのまま澄ましてやって保育料の手直しをしないで、その定率減税が変わるときにちょっと指摘したら全然触ってなかったということが明らかになりましたよね。あのとき相当保育料がほんとは間違ってたんですよ。だから慎重にやってもらいたいなというふうに思いが強いわけですけども、これ、もしうっかりやらなかったら、どのぐらい保育料が変わっちゃったのかわかりますか。そこまで計算してませんか。

○子ども課長

大前提が保護者に負担が変わらないということで大前提に事務を図られましたので、そこまではちょっと計算しておりません。

○中島委員

定率減税が入ったときにもそのようにさっとやってもらわなきゃいけないなかったわけですね。あとのまつりでね、これは。保護者の方からの抗議があったというふうな状況がないもんだから、すましていってしまったという、こういうことがあったんですけども、一時保育、休日保育、病後児、そちらの保育料の関係なんですけれども、これについては、現状の金額と同額か確認をしたいのと、それから、預かった場合の給食費はこれに含まれるのかどうか、この点お聞かせください。

○子ども課長

額につきましては、現行の要項の踏襲ということで変わらないように今回は条例の方は変えさせていただいております。給食費の方についても、一時保育につきましては、実費相当ということでいただいております。休日につきましては、弁当持参です。

○中島委員

実費といっても、そんなに多額ではないと思いますが、保育園の給食ですから、大体平均して徴収する形になってると思うんですね。きょうは高い、きょうは安いなんていうふうじゃないと思うので大体わかってるんじゃないかと思うんですが、一時保育は食事代は別途いただくということですね。

病児、病後児はどうですか。これから病児が始まるんですが、病後児はこれまでもやっておりました。それぞれの扱いを、もう一度しっかり答えてください。

○子ども課長

病後児につきましては弁当持参、または実費ということになっております。それから、主食として30円、副食195円、おやつ50円ということで実費相当いただいております。一時保育です。

○中島委員

300円弱ということで、食事代はいただいているよというふうなことでですね。保育料プラスそれぞれということやってると。ひとつこれまでの実績というものについてももう一度伺いたいんですが、休日保育、これもなかなか自分の保育園で今まで保育を受けてる方が、お休みの日だけ違う保育園に行つてぼつんと一日受けるということですね、行って見て、やっぱり居心地がなれないというかね、急にということで、やっぱりこれからは使えないという話もあつたりしてなかなか難しいところなんですけれども、実績はどのぐらいあるか御披露いただけますか、それぞれ。

○子ども課長

延長保育ですが、今1月末現在で1,056人、それから、一時保育ですが延べで1,606人、休日が1月末現在146人、病後児につきまし

えては1名ということでございます。

○中島委員

今言われたのは、全部1月末ということですか。平成18年度という意味じゃなくて、どこですか、確認します。

○子ども課長

1月末現在でございます。

○中島委員

そういう状況で、一時保育については大変やはり需要が高いということですね。一時保育についてもできる限り実施園を広げていくということがこれから見ても必要なのかなというふうに思うんですね。受けてもらえなかったという話もありまして相談があったりもするんですけども、この一時保育の拡大、それから、休日保育もまあまあかなという感じはするんですけども、やはりこれはもなくてはならない人にとってみれば、やはり保障しなければならぬ。それから、病後児保育1名、1月末までということでも年間通じても大変少ないということですね。病児というふうになって病後児とあわせてこれから始まるんですけど、これについて、もう一度どんな形でやるのかお聞かせいただけますか。市民の皆さんが、しっかり使っていただけるような内容が保障されるのかどうか、せつかくこういう形でやってるので、確認をさせていただきたいと思います。

○子ども課長

今現在、今回の予算の方にもあげさせていただいておりますが、現行の病後児につきましては9月末、それから、10月からは病後児、病児保育料方兼ねた保育事業を行っていく予定であります。

対象としては、6カ月以上小学校3年生までの児童のうち、病気または回復期のための集団保育が困難な児童ということで、今、栄クリニックの方に医師会の了解も得まして実施する予定にしております。保育ですので、常に保育士、看護師、たしか保育士は常時当然保育するという形でつきますので、あと、時間としては今回実施の方の規則にも出させていただきましたが、8時半から5時半と土曜日につきましては8時半から昭吾

までということで実施していきたいというふうに予定しております。

以上です。

○中島委員

どのぐらい利用されるのかなということは心配です。子供が病気ของときには、私は、女性の立場から言っても本来なら職場が休暇を保障してもらいたいなというふうに思うんですね、病気のときは、病後児でね、まだ飛び火のかさぶたが残ってるけども元気なんだわとかね、いろんなときが病気の最中で熱があつていうときには、お母さんが、またはお父さんが職場を休暇を取れるというそういう社会がほんとは次世代育成の支援の社会だなというふうに思いますね、ほんとは。

病児保育までこういう形でやるのかどうかということ私を私に聞々とした思いで見てますけども、でも、要望があるとすればやっていかなければならないわけですけども、ファミリーサポートセンターというのがあって、おうちでその子を個人的に見ていただけるというような。ファミリーサポートを今使ってるしやる方は、もう結構定期的にその方AさんとBさんは必ずセットですつと使ってる。毎週木曜日はお母さんのお仕事が残業が入るので、毎週木曜日は保育園にお迎えに行ってもらって、夜御飯も食べさせてもらって、お風呂も入らせてもらって、うちへ帰るだけねというような家族みたいな関係でファミリーサポートを利用されている方がいるんですね。だから、病後児はともかく、病児保育といえ、ほんとはそのぐらいの支援といえかね、ファミリーサポートのような支援の方が子供にとってはいいかなという感じがするんですね。その点どうですか、そのような検討は。

一つね、ファミリーサポートは1時間で700円とか高いんですね。だから一日預かってしまうと、その病後児の一番高いところで2,000円プラスお弁当ということに比べると高いので、ファミリーサポートもなかなか使いにくいと、こういう問題があるんですね。だから、ファミリーサポートをもっと上手に安くしてあげて、そちらの補助をつ

けてやっていただけるようなシステムの方がほんとは子供にとってはいいのかなと私は個人的には思うし、私も保育士としてやっていますね、やはり熱がある子はとても機嫌が悪いし、お母さんにしっかり抱きついていたいし、ちょっとかわいそうかなと。いつもなれた先生についてもらってるならいいけども、全然違う病院で一日保育されるということについては、なかなか子供の思いからしても複雑な思いなんですね、これ私自身から見ると子供たちに今までずっとかかわってきて。だから違った支援の方法が病児に対しては望ましいのではないかなと、そんなことを思ってるんですけども、そんな検討はされなかったんでしょうかね。

○子ども課長

確かにファミリーサポート利用してみえる方もみえます。そのファミリーサポートの援助会員としては、健康な状態で受け入れということであれば安心というですか、そういった気持ちには受け入れしていただけるかと思うんですが、現実病気中の子供を預かるというのは、やはり今回の病児保育の方で看護師もついていただけるということであれば、保護者からより安心という気持ちになるのだろうというふうに思っておりますが。

以上です。

○中島委員

わかりました。そういう面も公のところで子供を無資格の方に預かってくださいというふうには公からは言えないと、それもよくわかりますから、これはスタートするんですけれども、実施状況については私も経過を眺めていきたいなと。ほんとにその子を安定した安心できるような保育体制をとっていただけるようにしていただきたい。

それから、看護師がつく、保育士がということですが、1名の子供が預けられた場合に、病院なので、ここは、看護師は向こうの方からたまたま診に来ていただけるようなことについていただくのか、こちらが側としては委託料は看護師と保育士にそれぞれどのような委託料をお支払いになるんでしょうか。一回幾らでお支払いになるんで

すか。

○子ども課長

この委託料につきましては、今回10月からですので2分の1相当分を予算の方でお願いしてるわけですが、その委託の中身としましては、委員今述べられましたように、保育士、看護師の件費相当、その他事務費等ということで320万円今回あげさせていただいておりますので、主には人件費ということでございます。

○中島委員

それは一回幾らじゃなくて、半年まとめてこれだけの利用者がいてもいなくても320万円お支払いするということですね、委託料。そういうことなんですか。

○子ども課長

一回ということではなくて、やはり一日の勤務ということをお願いするわけです。

ただ、現実に例えば利用者がなかった場合ということを考えますと、利用のないときにですね、確かにそこに看護師がずっとつくかという現実的な話じゃないのですので、やはりいつそういった利用の方が見えるかということもはっきりわからないわけですので、受ける側にとってもですね、その都度毎日ない現状におってもそこに配置するというのは確かに現実的な話ではない。それから、そういう現実的な話ではないのと、逆に受ける側にとっても、いつみえるかというリスクというんですか、そういったことを考えますと、時間一日当たりということをお願いしていきたいというふうに思っておりますが。

○中島委員

一日当たりはいいんですけど、一回でも一日でもいいんですけど、それは、だけど、全然6カ月間、10月からやって1人だったということであっても320万円の支払いなんですかと、こういうことなんです。そういうことなの。

○子ども課長

今はそのようにお願いしていきたいなというふうに思っております。

○中島委員

体制づくりはとていいんですけど、実績として病後児でもですよ、病気のひどいときじゃなくて病気が終わってきたというときでも4月から1月の間に1人しか利用されてないんでしょう。こういう方法がどうなんだろうと思うんですよ。看護師はあそこには見えますよね。常に見える。保育士は、なかよし保育園から飛んでいくのかとか、その辺のことがあるのかと思うんですよ、融通の利くとか。だから栄クリニックにお願いしたんじゃないですか。栄クリニックは、その場には病院だから看護師がいると。その後ろには、なかよし保育園がいて、たくさんの保育士がいると。今までも病後児をやってきて、向こうの先生たちをすぐに配置できるといういい環境があるということで選んだではないかと思うんですけども、そういう点でいえば、もう少し実績に応じたみたいなのを、ほかのところは全部実績に応じて、ぷつぷつヘルパーの派遣じゃないですけども、一回幾らで大変安くて生活ができないという話が何回も議会で出てますけども、いいですよ、大盤振る舞いでお願いしていくのはいいけども、手厚く一人の子供たちが見てもらえるというのはいいですけども、余りにもほかの施策とのバランスが悪いという感じがしますよね。栄クリニックだから、もう少し融通の利く契約ができるんじゃないですか。できないんですか、それが。いてもいなくても320万円という契約で、年間だったら640万円払うということですね。ちょっと首かしげちゃう感じですね。いいですけどね、お金がいっぱいあればね。こういう問題どうなんですか。子育て支援はしっかりやろうというその気持ちはわかりますけど、現実的にどうかということですよ。病児を預かってほしいということは余り私、保育をずっとやってきましたけど、病児預かってほしいという親は今までいなかったですね。どうなんですか、ニーズをこたえるという意味で、これは非常に貴重な効率的な施策だということで予算がついてるのかどうか、もう少し吟味した方がいいんじゃないですか、予算の金額については。

○子ども課長

実際、今年度は半年の320万円ですが、これも税金というば税金ですが、国庫の2分の1もいただけるということと、実際、一財としては2分の1の支出にはなるわけですけども、何分、来年10月から初めての取り組みでありまして、確かに私の方も実績が1名というのはPRの不足ということも反省すべきかなということもありまして、こういった制度が保育事業がありますよというのが10月以降スタートした時点では、なるべく保護者にはわかるようにはしていきたいというふうに思います。

○中島委員

現在の保育園で病後児という子供たちの受け入れというのは、ある程度やってるんじゃないですか。何をもって病後児というかが難しいんですけど、病気が上がりとかね、一般的にいうと。それから、昔は37度超えると、すぐ迎えに来てくださいって大変厳しい園からの電話が職場に入ってきて、私も泣いたことがありましたけど、今では様子を少し見てもらってという保育の弾力性が出てきたかなと。もちろん感染性のものはダメですよ。子供の状態が大変いいと。少し熱があるけど非常に状態はいいという。低くても状態の悪い子はすぐというのがある。その辺の保育士の目というのはものすごくあるんですけど、その辺の扱いは公立の保育園ではどうしてますか。

○子ども課長

私ども、熱で何度とかいうことについて、ちょっと今承知してませんが、いずれにしても、保育士、また園長等が保護者にですね、けがの場合もそうですけども、これは保護者に早急に連絡していかなきゃいけないということは、その都度、最終的な園長の判断で保護者に迎えの連絡をしているというふうに思っています。

今委員言われましたように、病後児というのが、どの辺を病後児という話なのか、実際、私自身はちょっとはっきり承知はしておりません。

○中島委員

病後児保育やるんでしょう、今から。どうい

子が対象になるのかわからないということじゃないですか。言葉の上では言ったけども。どうですか。

○子ども課長

やはりそれは、先ほども言いました集団保育ができないという判断になるかと思います。

ただ、具体的にこういう場合、こういう場合という具体的な例を挙げればいいんですが、最終的には、みんなと一緒に保育ができないということが大原則だというふうに思います。

○中島委員

最後にしますが、公立保育園では、なれた保育園に病気が上りの子が帰って来るところで、もちろん菌がまだ出てるよなんていう伝染病は絶対だめですよ。だけど大丈夫だよというふうな雰囲気になって、風邪だとか何かだったらね、熱が下がったとかいろいろあるんですけども、保育士が、ほんとにそれは子供の状態を見ながら集団に入れたり、きょうは外へお散歩に行くけども、あなたは中で待つてようねというようなことも含めて柔軟に対応していく、これが大事だと思うんですね。だから今、保育園に来ている子供たちが、その場で安心して多少の病後児というのは受けていただけるような保育園の受け入れ、度量の深さというものを私は求めたいというふうに思います。

病児、病後児保育の栄クリニックに行きなさいというんじゃないでね、その辺の見定めというのはベテランの先生たちがしっかり受けとめて、お母さんたちは向こうへ大変ですよ、通勤の関係も変わるから。できるだけ病気が上りの子も落ちついていければ受け入れていかれるような弾力性をしっかり持っていただきたいというふうに要望しておきます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、これより挙手により採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第11号 知立市保育所保育料等徴収条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 知立市保育所条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

一つ確認したいんですが、今回新しい条例が今できたりして、それから、次の実施に関する条例改正というのものもあるわけですね。3本保育園関係の条例がセットで改正されるわけで、条文が消えたり、つけられたりというね、こっちはったり移動したりと、こういうことがあって、このところでは5条と7条と8条と9条がなくなるということですね。保育料の徴収とかは別になったわけで、それはいいんですね、今の条例ができたからね。

ただね、5条、入所の特例、これについては、書き方はともかく、残さなければならないのではないかというふうに思うんです。つまり、保育所条例というのは、児童福祉法に基づいて保育所を設置して保育をしますよという大きな枠組みの条例です。そして、どういう子供を保育するかというところで、第2条で設置のところ、保育に欠ける乳児及び幼児を保育するために設置するんだということが書かれております。これが実施児童といわれる対象の子供ということに一応なるんですね。保育に欠ける乳児、または幼児ということなんです。障害児のこともありましたけども、それはちょっと別もので、特例のところでは定員が余裕があるときにはそういう実施児童でない子供

も一応受け入れますよということが5条に書かれておりますね。この二つは、この条例としてセットで残していくべきじゃないんですか。この特例も全部なくしてしまうということになるんでしょうか。

○子ども課長

第5条の入所の特例ということでございますが、今回、保育実施条例の一部改正のところの第3条のところ指定契約児の実施ということで定員に余裕がある保育所においては前条の規定に云々ということで、入所の特例については規定をさせていただきます。

○中島委員

それは知ってるんですよ、わかるんですけど、この保育所条例というのは一番最も基本、児童福祉法に基づいて市長が保育に欠ける子供をやりますよということと、あとは特例として、空いていればそういう子も指定契約の子も受け入れますよというこの保育園の知立市としての基本方針といいますかね、これも保育所条例が大枠で決めるところではないかなというふうに私は思うものですから、これだけはここに残すと。保育料のところでもあれですけども、指定契約のこの位置づけがあったりするわけなんですけども、そういう保育に欠けるという子供ではないということという法律以外の子供ということになるので、もともとのこの条例に設置すべきだというふうに私は考えます。その辺はどうなんですか。この本来の保育所条例の目的は何ですか。

○子ども課長

保育所条例の第1条にもありますように、自治法の244条の2の規定に基づきということで、公の施設の設置規定のような意味合いがありまして、中島委員の言われる指定契約児の云々につきましては、今回、実施に関する一部改正で、やはりそれぞれの保育のメニューといいますか、そういったことをすべてこの実施の一部改正に入れさせていただいて、わかりやすいというんですか、そういった形の今回改正をさせていただいておるわけですが。

○中島委員

わかりやすいといえばわかりやすいかもわからないけども、三つに分かれているので、これについてはどの条例を見たらいいのかなということがばらばらしちゃったという一つがありますよね。

実施に関する条例というね、実施に関する条例の方は、保育の実施というのは実施児童を規定するというような私は気がするんですけど、そういうことではないんですか。

保育の実施に関するという昔は保育について実施児童とかいう言い方はしなかったんですけども、今は実施児童という言い方をしてね、保育の実施というイメージが大変強いわけですけども、これは実施児童じゃないものを含めて書いてあるので、知立市の保育園はこういうことをやりますという、これ次の条例ですけどね、ことになるのかなというふうに思うんですけど、メニューを書くというよという意味ではね。でも、それはメニューであって、条例の特例がなければ実施の方に勝手に実施児童じゃない子のメニューを並べてはいけません。一番の大もとですから。どうですか。

○福祉子ども部長

今回改正に当たりまして、全般的にちょっと見直しをした中で、今までは、今御質問者おっしゃられる第5条で入所の特例ということで、これはタイトルを見ていただきますと市立保育園の条例という形になりまして、いわゆる公の施設ということでありましたものですから、今回は、この知立市立保育園というのは、公立の保育園と公の施設ということでまとめをさせていただきまして、保育の実施は、委員がおっしゃられるように、児童福祉法の24条の実施児童を本来定めるべきものということを認識しておるわけですが、そういった中で、一つの入所の特例ということで例外事項で私的によって今までも入所ができる規定が入っておりましたので、今回は実施の方、こちら本来は24条の規定に基づく実施児童を定める内容の中で特例事項ということで公立、市立含めまして私的児童の取り扱いということでメニューの中に入

れさせていただいたということで、いわゆる保育の種類の中に実施児童、入所の特例として私的児童、あるいはいろいろ特別保育等もまとめをさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○中島委員

私立を規定するものではないからというふうに言われているわけですが、児童福祉法というならば、私立であれ公立であれ、保育の実施の責任者は市長となっているわけですよ。市長が責任ということですから、この保育所条例、設置条例という名前じゃないからね、これは、保育所条例というふうになっているから、私は、全体の保育の知立市の基本姿勢ということ、やはりここできちとうたっているものだというふうに思うわけです。法律だからというふうに言うんだったら、じゃあ私立のそれはどこにあるということになるでしょう。実施に関する条例があるからいいんだということですか。だけど私は、知立市の保育の第2条でね、目的が書いてあるわけですよ。その他特例があるよということ述べておかないと、まずいんじゃないですか、これは。

私は、条例上ちょっとそういう疑義を感じます。それ今これがなくなって受け入れができなくなるというふうにはもちろんならないんだというふうに思いますけど、次の保育の実施に関する条例の一部改正の方で一応入っているということなので除外はされませんがね、そういう問題が私は感じます。これ、もし欠陥条例となってしまうばいけないので、引き続き、もう一度研究していただきたいということだけ申し添えておきたいというふうに思います。

○福祉子ども部長

今回、保育料を条例化するに当たりまして、ソフト、いわゆる保育そのものも含めた全体の見直しをさせていただきました。それで、基本的には現行の制度を踏襲した形で条文化させていただいておりますけれど、いろんな部分を条文整備しておりますので、今後、不具合とかそういうものも出てくる可能性がありますので、そういったこと

がありましたら、また見直しをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について、挙手により採決します。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第12号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号 知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今、問題になっております私的契約児の保育の問題なんですけれども、従来の保育所条例の中にあつた対象児と、それから、今回この議案第13号の中に盛り込まれた対象児は年齢が異なります。これまでは乳児、幼児ともに私的契約、事情があればね、また受け入れができるならば受けますよというのが従来のものでした。

今回は、当該年度の初日において満3歳から小学校の始期に達する年長までということで、いわゆる乳児というものが排除されたんですね、今回は。あえてこれをやらなきゃいけない理由はあつたんですか。今までと同じではないんです。引越したら中身が変わつたと、この点お答えください。

○川合委員長

ここでしばらく間休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

今の御質問ですが、私的契約児は従来と変わっておりません。3歳以上ということで。ただ、準実施という部分がございます。その準実施というのは、育児休業が取れないような場合、半年だとか、そういった私的契約児ではなくて準実施扱いという部分の子供につきましては従来どおりでございますので、あくまで実施児として取り扱うということでございますので、ゼロ歳、1歳、2歳につきましては、私的児童ということは今までも取り扱ってないものですから3歳以上とさせていただきます。

○中島委員

条例にはそういうふうを書いてないでしょう、今の。保育所条例第5条という範囲内において私的契約により乳児、または幼児を入所させることができるか書いてありますよね。内規でそういうふうに決めたんですか。希望者があるなしはともかくですよ、内規ですか。

○福祉子ども部長

今まで条例規則にはうたってなかったですけども、私的契約児の考え方としましては、3歳以上児ということで取り扱いをさせていただいておりますので、今回3歳以上ということで明文化させていただいたということでございます。

○中島委員

条例にはそんなこと書いてないですよと云ってるの。乳児、または幼児を受けると書いてるじゃないですか。現条例ですよ、改正前の。知立市立保育所条例の特例のところ、先ほど言いました第5条削っちゃいますけど、そこには3歳からなんてことは書いてないんですよ。だから内規でひとり歩きしてたんですかということを知りたいんです。

○福祉子ども部長

これは、あくまで特例措置ということで、確かに乳児というのが入っておりますが、乳児といいますとゼロ歳ということになります、あくまで定員の範囲内で余裕があるときということでございますので、今までの取り扱いとしましては、基本的には3歳以上ということでございましたので、そういう取り扱いをさせていただいたということでございます。

○中島委員

だから、今までが間違ってたんじゃない。希望があるかないかはともかく、乳児もなってるじゃないですか。だから勝手にそうやって決めたの、勝手に内規をつくってるの、3歳からというのは、内規があるんですかそういう。規則もないでもんね、これには条例集には。実績があるなしというか、希望者があつたかないかという問題じゃなくて、条例ではちゃんと定員の枠内で受けると書いてあるんだから、あなたが今おっしゃったけども、定員の枠内でして3歳児からですって。定員の枠内なら乳児でもいいですよということを書いてあるでしょう。そういう認識もなかったですか。今のままでこれやってるんだと。

○福祉子ども部長

認識がないというよりは、実際ですね、ゼロ歳、1歳、2歳ですね、乳幼児の関係でございますけれども、定員自体が全体の中でですけども、非常に入退所が著しいものですから私的を入れていくというような状況にはないということがございましたので、そういう中では、確かに条例上ではこういった決めがございますけれども、あくまで特例事項ということで、ゼロ歳、1歳、2歳につきましては従来から受け入れの方はしてなかったということでございます。

○中島委員

ゼロ歳、1歳を切ったわけですけども、ここは対象にしないんだというふうに変更したなら変更したで、従来とは全然それは条例上は違う考えなんです。それだけはちょっと認めてもらわないと、店員の枠があれば入れますよというのが特例なんだから、なければ入れなくていいんですよ、

いくらこういう条例があったって。もう満員で入れないとなってるときには入れませんよという特例なんだから、いや、満員だから対象外ですというふうな言い方は条例上本末転倒、言い方も逆立ちですよ。

だから特例ですから、そういう形のままでいいんじゃないですか。空いてれば入れてあげればいいんじゃないですか。空いてれば入れるというのが特例なんだから、何もそこで空いてないから切っちゃおうと、待機児童がふえてきたから切っちゃおうと、特例なんかもうなしにしちゃおうということだって今後出てくるわけでしょう、そうなると。だから空いてれば入れるんですから、何も今のままでいいんじゃないですか。わざわざ括弧つけて年齢制限を盛り込んだんです。今までなかった問題を盛り込んだんですよ。だから、このところを私は、大変気に入らないですね。さっきの病後児保育とか一生懸命やろうやろうと言ってのにね、私的契約児は乳児はだめですと、こういうふうに片方では切っちゃうようなアンバランスの政策ですよ、これは。どうですか。

○福祉子ども部長

御指摘の件は、大変よくわかります。条文的には確かにそのとおりでございますので、ただ、現実的には乳児の受け入れというのは無理な状況でございますので、現行制度で今やってきたものを条文化して、よりわかりやすいようにということもありましたので、御指摘の件は十分わかります。確かにそのとおりでございますので、申しわけないと思いますが、当面ですね、現実的には受け入れできる体制にありませんので、今回のこの条文でお願いしたいと思います。

○中島委員

そうしたら乳児保育まだ実施していない保育園で、早く乳児保育を実施することですね。もっとやってないところについての次世代育成の計画でも全園でやるんだという方向はちゃんとしてますけども、今、乳児をやっていない逢妻とそこにある中央ですね、やってないですね。こういうところの今後はどうですか。

○福祉子ども部長

今回、保育園の整備計画も今、策定中でございますので、そういう面で一度検討をさせていただきますが、いずれにしても、ここ数年、乳児非常にふえているというのが現状でございます、確かに足りないということは御指摘のとおりでございますので、今、乳児園をやっておるところも一度見直して、なるべく、実施自体の受け入れも難しい状況になっておりますので、改善に向けて努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第13号について、挙手により採決します。議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 知立市介護保険等審議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

高齢者の医療に関する法律が変わりまして、老人保健法がなくなるということを受けての廃止ということ、ここの部分削除が行われるわけです。今回の介護保険の予算書の中も介護保険計画第4期の計画をつくるという予算が載っているわけですね。かつては長々と介護保険の計画と老人保健

福祉計画というものとセットで計画づくりをしてきたというふうに思うんですね。保健関係は分離したということになるということで、介護保険計画だけをつくるというふうに予算になってますね。老人福祉の計画というのは、これまでもこれからもつくっていきますよというふうにおっしゃっていましたが、その点、今回の見直しの中では、どのように行われるのかなということをおひとつ教えていただきたいと思っております。

○長寿介護課長

今の御質問ですが、私どもの考えております計画というのが、今お手元の方にこのような冊子があると思うんですが、お配りしてあると思うんですが、ここの中の第4次が老人福祉計画になっていますが、この名称が、次は第5次になりまして、老人福祉計画ということで保健という名称が取れるだけで、同じように計画は策定をさせていただきます。だからセットのものですよということです。

○中島委員

一緒に見直しをするということでもいいんですね。老人保健というのがなくなってね、保健事業が大幅に今回は変わって保健部分がちょっと変わっちゃうものですから、保健福祉計画という保健というのもそのままなんですか。今回の見直しを一緒にセットでやるんですかということも聞きたい。

○長寿介護課長

まことに説明の仕方が悪くて済みません。

保健の部分が外れまして計画をつくるということです。ですから、介護保険計画と老人福祉計画は一緒に策定します。よろしく願いいたします。

○中島委員

わかりました。介護保険の方では第4次介護保険計画策定というふうにしか書いてなかったものから、保健福祉計画という言葉はどこにも出てこないの、介護保険の方を見てたら。それはセットのものとして一緒に見直し充実が図られるということでもいいですね。そこのところ落ちてしまっただけに介護保険にだけになってしまうのかと思っただけ、ちょっと心配したものですから。介護保険

の予算はそういうことでもいいんですね。

○長寿介護課長

今の御質問ですが、予算の概要に第4次介護保険事業計画策定業務ということで概要を載せていただきましたので、多分私どもの表現が、もう少しわかりやすいような形で載せさせていただければ御理解していただけたかなと思っております。まことに済みません。

○中島委員

わかりました。

○川合委員長

ここで10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 知立市介護保険等審議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

この条例の改正は、税制改正が行われた結果、所得が同じでも所得ランクが大幅に上がってしまったって介護保険料が大幅に上がってしまったというそういう事態を緩和する措置がとられていると。その緩和措置をもう一年やろうと、こういうものでありますね。平成18年度、平成19年度やって終わりのはずだったけれども、平成19年度は本来の保険料にもいっちゃうよと。前提だったけれども、ちょっとまずいということで、もう一年延長して緩和措置をとると、趣旨はこういうものですね。これは国の制度としてその補てん分とかそういうものについても国の支援を受けてこれが実施されるかどうか、まず大枠のところでの御説明をいただきたい。

○長寿介護課長

保険料につきましては、各保険者が決めるものですから何もございません。

○中島委員

緩和措置をとりなさいよと、こういうものについて国の方からの平成18年度の当初ね、緩和措置という話が出てきてこうなったんじゃないかたですか。国とのかかわりを御説明ください。

○長寿介護課長

これにつきましては、御存じだと思いますが、税制改正がありまして、控除額ですね、それで保険料を大幅に負担する方ができてしまいますので、一時的に2カ年間にわたりまして減額を図るということであったんですが、平成20年度も国の方が介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が平成19年の12月12日に公布されましたので、それに伴いまして、私どももさせていただくということです。

○中島委員

今、貧困と格差ということでね、ほんとに大変な事態が高齢者に対しても襲っているというそういう背景を受けて国がそういう政令を出さざるを得ないという状況になっていると。3年間でほんとはもとに戻したかったんだけど、戻すわけにいかないの、そのまま据え置くということを国

の方からそういう通達が昨年末にあったということですね。国の方針なんですね、これ。だけど、国は一銭もお金を出さない。足らんかったら保険料上げりゃいいじゃないかぐらいのね、全体のよくな言わんばかりのことで、国は一銭も出さないで緩和措置継続ということで、被保険者にとっては緩和してもらいたいということであるし、でも、どこまで引き上がる、この条例の5項の中の7まであるわけですけども、1、2、3のランクというのは、もともと1だった人が4になったとか、2段階の人が4になったとか、3段階が4になったとかということで、その順番で、要するに、税制改正によって所得ランクが4に上がってしまった、こういう方たちのことが1、2、3ですよ。4、5、6、7というのは5になった人なんですよ。ひどい人は1から5に上がった人、それが4番ですね。それから2から5になった人、3から5になった人、4から5になった人、落差は違いますけども、一挙に4になったり5になったりというランクが変わっちゃったと、税制改正のためにね、所得が変わってないのにランクだけはこんなに変わっちゃったということでの改正ですよ。だから、もう一年延長それは好ましいというふうには思いますね。けども、後々どうなっちゃうんだというね、この方たちは。結局もとにいっちゃうんだと。すごい高いことになっちゃうんですよ。1から5というと、ちなみに幾らかちよつと言ってもらえますか。

○長寿介護課長

現在の第1段階の方は、年間保険料が1万7,700円です。第4段階の方は3万5,400円、第5段階の方は4万4,200円です。

○中島委員

すごい上がり方だということでね、ほんとに困ってみえるわけですよ。国の方は援助はしないけども何とか緩和措置をもう一年やってくれと、こういうことでね、これが継続になるわけなんですけれども、全く国の負担がゼロということで、ほんとに国のやり方はひどい限りと、そういうことですが、1から7までについて何人該当するかが

わかりますか。

○長寿介護課長

私どもの試算でよろしいでしょうか。それでしたら、どのような階層区分になっているかをお話させていただきます。

平成19年度、第1段階が73人、第2段階が1,060人、第3段階が758人、第4段階が3,315人、第5段階が2,463人、第6段階が2,304人、計の9,973が段階別の対象者数です。

激変緩和に該当する方です。まことに済みません。平成19年度は第2段階から第4段階に上がった方はみえません。第1段階から第4段階に上がった方が61人、第3段階から第4段階に上がった方が82人。

今度、第5段階に移られた方ですが、第1段階からはいません。第2段階から3人、第3段階から399人、第4段階からは457人です。

それで、第4段階に引き上がった方の計は143人、第5段階に該当する方は総計で859人です。

○中島委員

たくさんの方がね、値上げになったということがわかります。保険料の当市の値上げは、わずかだったという、第3期の値上げは300円だったと、ようやくと、低いと言ってね、一見世間的には評価をされたんですね。第2から第3に300円しか上がらなかったよと。これ平均。だけど中身を見ると、がんと上がった人たちがこんなにしたということが実態だということが明らかになったと思います。次、第4期の計画をこれからつくるわけですが、保険料のあり方ということについて、もちろん介護保険のサービス料全体をどう支えるかというね、独立採算制の会計なので、そこをサービスからスタートということではありますけれども、現在でもほんとに利用率がよくないですね。保険料だとかいろいろ払ってたら、今度はサービス利用して払うお金なんかもないわという方も出てきてて、保険料は払ってもサービスは少ないというようなことであります。

今、資料も出していただいて、利用率、ここのところで詳しくするつもりはないんですけども、

現在のサービスの利用率というものはね、やはり5割を超えていかないと、限度額に対してこれだけ使ってもいいですよといっても、いえいえ、結構ですと、半分で結構ですと言って縮こまってしまうという現状があるかと思います。ですから、過大な見積もりで保険料を高く上げるようなことをしないで、なるべくこの緩和措置をとってる今の現状をまた上げてしまうようなことがないような私は見直しを次回の審議会の中ではしていきたいし、審議会にはいろんな資料を提出されるわけですけども、実態をよく説明して、なるべく介護保険基金がたまりましたという喜んでる場合じゃないもんね、これは。基金全部使って空っぽになるはずが、基金が残ってきちゃって、また前よりもふえちゃって、そのぐらい使われないんだったら、もっと保険料安くしなさいという、こういうことですからね、その辺の仕組みも含めて審議会の委員にはしっかりお話をしながら、さっきの条例改正じゃないですけども、今年度の取り組みはほんとに負担を軽減できるような仕組みというものをしっかりつくってってもらいたいと、こういうふうに思います。その辺の今の利用状況に対して、感想なり今後の計画の見直しに対する御意見があれば伺っておきます。

○長寿介護課長

ただいまの御質問なんですが、介護保険の保険給付の標準給付費の見込額なんですが、今の平成19年度ですが、計画に対しまして決算ベースでいきますと94%から95%ぐらいは執行される見込みでおります。

それを見込みまして、平成20年度に計画をつくらせていただくわけですが、今まで使ってみえる居宅サービス、介護予防サービス、すべての保険給付費の流れを見まして策定をさせていただきたいと思っております。

○中島委員

今、予算そのものも利用率が5割未満ということを前提に予算を今は組んでるよということですね、結局ね。だから、このぐらい利用するだろうというのをぐぐぐと下げてきて予算を組んだので

予算執行率は94%から95%になってるよと、実態に合っているよと、そういうことをおっしゃったんだと思いますけども、本来の介護保険の介護の社会化という面からしたら、本来ならこのぐらい使うのが、ここまで使っても自立のためには、その在宅介護を支援するためにはここまでが必要だろうと決めて決まってる限度額に対して半分以下ということは相当まだまだ家族の方たちが苦勞をしていらっしゃるということですから、そういうことも十分に反映できるような計画づくりをしてもらいたいなど、ここ計画の話じゃないですけども、保険料の話ですけどね、そういう計画の中で次の保険料が決まってくるので、セットですからね、その辺は十分留意した形での計画づくりを望みたいと、保険料の設定の計画をほしいと、そういうことです。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第15号について、挙手により採決します。議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 知立市後期高齢者医療に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

後期高齢者医療に関する条例ということで、新規にこれが登場するということになるわけです。いろんな問題が指摘されているわけですけども、端的に新たなこの市の事務ということで、一度御披露をいただきたいと思います。

○国保医療課長

まず、市が行う事務でございます。まず、保険料の徴収事務につきましては、これは法で規定をされております。それから、あとは申請、届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しと被保険者証関連の申請、それから届け出の受け付け、特定疾患、限度額認定書関連の申請、届け出の受け付け、大ざっぱに言ってそういうことでございます。

○中島委員

そういう事務は地元の窓口で行うと。減免の申請、特定疾患などがあつた場合の申請、そういうことは地元で受け付けて、そして広域連合に報告をしですか、決定されたら今度は本人にまたお返しをすると、通知ということをやりますね。

で、保険料の徴収は普通徴収に関するもののみを取り扱いということでしょうか。特別徴収に関係する何かあれば教えてください。

○国保医療課長

普通徴収はもちろんでございますけども、特別徴収に関係して、特別徴収義務者が年金保険者になっておりますので、そちらへのデータの送付、要するに、特別徴収ができる事務を段取りをするというのが市町村の事務というふうにされております。

○中島委員

システムの予算ともあるわけですけども、知立市に住んでいらっしゃる75歳以上の人、または障害の方65歳以上とありますけども、その方たちの所得状況とか、さまざまなデータを送るということで、この方が幾らの保険料になりますというデータを社会保険庁の方に送る事務ということですね。

○国保医療課長

保険料の計算は広域連合がいたしますので、その広域連合が保険料を計算する基礎データと75歳

以上の方が今どういった方がおられるかというのを住民基本台帳の情報をもとにするわけですが、それを送るとするのは市町村であります。

広域連合は料の賦課はいたしますけども、賦課決定をするだけでありますので、徴収に関すること、特別徴収、普通徴収限らずですね、徴収に関する事務は市町村が行うということでありますので、広域連合から保険料の賦課額がまいりますので、その情報をもとにいたしまして特別徴収ができる方かどうかというそこら辺の情報を年金保険者に送るという事務を市町村が行うということでございます。

○中島委員

そうすると、広域連合と社会保険庁と知立市が一体となってこの事務を進めるようなものですね。保険料の徴収という事務をね、全体が協力する形で。

特別徴収ももちろんそういう形で行って引き落としをされるということになるんですが、予算書見ますとね、特別徴収の入ったものについて、知立市から広域連合に送るような予算になっていないですか。これはどういうことでこうなるのかなということで、社会保険庁が年金から引き落としをした金額が知立市にくるんですか、特別徴収の分が。知立市を回って広域連合にいくと。直接いかないわけですね。予算書見るとそうなってるものだから、ああ、そうかと思ったんですけど、そういう流れでいいんですね。

○国保医療課長

保険料の徴収事務は、市町村の事務というふうにされておりますので、特別徴収義務者が徴収した分も市町村にまいりまして、市町村から広域連合に保険料を送るという段取りになっております。

○中島委員

介護保険の保険料もそういうことですよ。特別徴収の方たちはこっちに入るもんね。ここが保険者だしね、もちろんそうだけでも、保険庁の方から金額がどんと送金されてくるわけですね、知立市の台所の方にね。流れとしてはわかりました。普通徴収の方たちには直接納付書を送って納めて

いただくという、こういうことですね。

改めて、後期高齢者の被保険者の全体の人数と普通徴収になる方の人数を今の段階で把握しているものをお知らせください。

○国保医療課長

広域連合から保険料の賦課は、実際、特別徴収の関係もありますので、広域連合はその数というのを把握しとるわけですが、今回均等割の算定に当たる基礎数が4,468人ということでございますので、総数としてはそれだけの数で、普通徴収と特別徴収ですけども、これ実際の保険料の賦課徴収がされておられませんので、まだ把握ができておりません。国は8割、2割ぐらい、8割が特別徴収で普通徴収が2割ぐらいだろうというふうに言っておりますので、今回の知立市の予算におきましても特徴と普徴の振り分けは、その割合でさせていただきました。

○中島委員

国の資産によって2割を普通徴収、特別徴収が8割という割合で予算化したということです。

今回は、今までの社会保険などで扶養家族になっていた高齢者は、保険料が半年間免除と、そういう扱いで、ほかの保険者とはまた変わってくるわけです。その辺のデータはどうですか。

○国保医療課長

今のところ被扶養者の方の数というのは把握ができておりません。実際に保険料の賦課が始まってからはっきりするというようなそういう実態でございます。

○中島委員

年金幾らもらってるかがわからないのでね、75歳以上の方それぞれの年金の金額が今言った被用者保険の扶養家族についてわからないのじゃないかというふうには思いますけどね、これはそうすると、7月ぐらいの段階でわかるということですか。

○国保医療課長

被扶養者の方につきましては、半年間保険料の徴収をしないということですので、7月が第1回目の納期でございますけども、後半の6カ月です

ね、10月から3月まで、その6カ月分については賦課をするわけですので、10月がその被扶養者の方々の第1回目の納期になるということですので、その時点でははっきりするだろうと。10月が被扶養者の方の第1回目の納期ということになりますので、その時点にははっきりするだろうというふうに思っております。

○中島委員

どのぐらいの方たちが該当されるのか、それぞれ普通徴収も、また保険料半年免除というね、次は1割負担、その次が半額でしたかね。2年目からは全額と、こういう流れで被用者の方もそうなるわけですが、どういった実体かが把握できないままこの制度がスタートをすると、対象者の具体的な把握が十分できない中でスタートすると、そういうことです。

もう一つ、65歳以上の障害者の方、いろいろ入った方がいいのか、抜けた方がいいのか、迷って見えますけれども、その点では、もうほとんど決着がついてきたんですか。

○国保医療課長

これにつきましては、遅くとも3月中には後期高齢にいかれるのか、今のところにとどまられるのか、その辺の選択をしていただく必要があるものですから、2月にすべての該当する方に文書、書類を送りまして、それでその中にいろいろとメリット、デメリットあるわけですが、制度の概要とか、そういったものを書きまして、それで判断をしていただくということで、実際電話での問い合わせ、あるいは直接窓口に来られた方がおられますので、まだ出していない方に、中にはですね、よくわからんということで選択する側と選択しないのと両方出してくる方がおられますので、そういった方につきましては、電話するなりしてですね、意味するところを説明しながら、こういった場合にはどういうふうになると、そういったことも含めながらお知らせをしているという状態です。あと2週間弱ですので、ほぼ出尽くしたのではないかなというふうに思っております。

○中島委員

どのぐらいの回答があったのかもお知らせをいただきたいというふうに思います。

もし返事をしなければ65歳以上の該当する障害者の方たち、返事を出さなければそのまま後期高齢者医療に入っていくと、こういうことですね。

○国保医療課長

後期高齢にいかれる方は、改めて出していただく必要がないという内容でございますので、後期高齢にいかれる方は返事をいただかないということでございます。

○中島委員

知らずに黙って放置しておくで後期高齢者医療に自動的に組み込まれてしまうということで、メリット、デメリットを今お話をしているんだということでもありますけれども、第1のデメリットは、もし被用者の家族であれば、最初は減免がありますけれども、保険料が今までは取られない人が取られちゃうよということももちろんこれは全般の問題ではありますけれども、65歳からそうになってしまうということではデメリットですよ。

もし抜けてしまうと、今の段階では障害者の医療の給付金が受け取れないという、またこれは大きなデメリットがあると。どちらのデメリットが自分にとってはメリットかというね、変なてんびんをかけないと決めれないんですよ。

それで今、要望が出てるのは、障害者医療は県独自の制度として給付金やってますよね。これを県独自のものなんだから後期高齢者から抜けた障害者も適用してほしいという意見書を出しているところもあるんですよ。そうであれば、その矛盾は解消されるんですよ。後期高齢者の医療制度がどういふものかということが十分わからないから足踏みたいという人にとっては、それができればもう少し考えたいということになるわけでしょう。だから県独自なんだから、後期高齢者よりも優先じゃないとか何とかいろいろあるわけですが、障害者の医療は無料というのは県の制度、市の制度としてあるんだから、それは引き続き守ることができるとは思えないんですか。県

がだめだって言っても、知立市は独自でやったっていいですよ。障害者担当じゃないということですけども、でも医療でも同じだよ。そういう方針をとろうという動きもあるんですよ。その点は検討はどうなんですか。県との話し合いとか何かないんですか、それは。

○国保医療課長

従来の65歳以上74歳までの障害の方は、従来老人保健ということで本来の年齢階層ですと70歳未満の方は3割負担、それから、70歳から74歳の方は2割負担、75歳以上の方は1割負担という年齢階層による負担割合というのがあるわけですけども、それで一定の障害のある方は65歳、74歳でも老人保健ということで一部負担が1割になったということで、今回の後期高齢者医療でも後期高齢者医療いきますと自己負担は1割になると、65歳の方でもですね。その分を仮に福祉医療でカバーをした場合には、65歳、69歳までの人は自己負担は3割になりますので、その分の負担があると。70歳、74歳の人は20年特例はありますけども、本則では2割負担という負担割合になるものですから、それでその辺のことを県が意識されたのかなというふうには思うわけですけども、それで障害のある方は、後期高齢者医療にいった場合にはよろしいけども、そうでない方は除くという規定で県の補助事業が始まったということになります。

このことにつきましては、県と直接話をする機会というのはまだないわけですけども、去年は福祉医療の改正というのが大幅な見直しというのがありましたものですから、県との会合というのは県の考えを伝えるという形の会合であったわけですけども、そういったものがありましたので、県の考えを聞いたりすることはあるわけですけども、今のところ、その辺について県と話をするという機会はまだ聞いておりませんので、たまたま今がちょうど医療制度改革のほんとに最後の詰めの時期でありますので、お互いに非常に多忙であるということもあるのかもしれませんが、県とのそういうことで時間を持つということは今のところ予定されておられません。

○中島委員

一言で言うならば、今の新しい制度ができると65歳以上の方たち3割負担になってしまうと。70歳を超えても特例が済んでしまえば2割か3割になっていくと。そうすると障害者医療をやったから負担がどんと重くなっちゃうと、今まで以上に。県としてやっていたとしても、ましてや市だけでやると3倍か4倍かという、こういうことになっちゃうと。だから難しいなという、こういう話ですね。事務方としては、そういう背景かなという想像の話ではありますけども。その点では、後期高齢の方にしっかり追いついていくという仕組みかなと逆に思えるわけなんですけどもね。

医療そのものがどうなるのかということがわからんことがまた大きな不安ということは何回も議会でも言ってきたことなんですけども、マニュアルがありましてね、医療が後期高齢になると差別の医療になるんじゃないかとかいうことに対しては、それは現状どおりですという答えがマニュアルがあるんですね。そういうマニュアル出してるのね、国がね。今までと同じですから心配ありませんということが書かれてあるんですが、ほんとにそう言い切れるでしょうかね。今までちょっと指摘した終末期医療退院計画、限度額示すというところまではまだきてませんが、方向としては高齢者はここまでしか使っちゃいけないという限度を設けたいと、こういうことが言われているわけですよ。この医療について、今どんなふうに対応としては思っているんでしょうか。

○国保医療課長

この医療の内容につきましては、いろいろとお話があるのは承知しております。

ただ、大変申しわけないですが、医療の中身というのは非常に複雑多岐でありまして、すべての内容を理解しておるわけではありません。したがって、国なりが説明する内容では、74歳までの医療と継続して医療が受けられる。それから高齢者の方というのは慢性疾患ですね、生活習慣病で慢性疾患などを持った方がおられるということが多いということになりますので、そういった高

齢者の方の特性に合った診療の内容だという説明を受けておりますので、私どもとしては、そういう内容かなという理解をしているところでございます。

○中島委員

国会でも舛添大臣がそう言っておりますね。同じことを結局高齢者に合った医療だということですね、75歳になると、みんな慢性疾患だということをも前提にしたことでやっていくんだということ。でも具体的にね、もう既に診療報酬という形で見えているものは何か、今、終末医療のこともちょっと言いましたけど、はっきり今、目に見えている後期高齢者のための報酬について、ちょっと御披露ください。わからないですか。入院したときどうするのかとかね、退院計画は幾らとかね、終末期の医療の相談をした場合には幾らとか、これ、診療報酬が点数でもう発表されているんですよ。担当医になったら計画つくらなきゃいけない。それが1,000円とかね、あるでしょう。

○国保医療課長

終末期医療でございますけども、終末期の相談支援料というのが200点、これは一回に限るということですが、あとそれから、終末期につきましては、承知しておる範囲では、以上でございます。

○中島委員

まだあるんですよ。受け持った先生が、担当医としてその方の治療計画をつくると。すべての診療科目におけるトータルの診療について計画をつくらなきゃいけないとかね、それが幾らとかね、ずっとありますよ、いっぱい。

○国保医療課長

まず、外来でございますけども、後期高齢者診療料というのが600点、それから、外来管理加算52点、それから、入院ですけども、後期高齢者総合評価加算というのが50点、後期高齢者退院調整加算100点、後期高齢者外来患者緊急入院加算500点、後期高齢者外来継続指導料200点、在宅医療としまして在宅患者連携指導料900点、先ほど申し上げました終末期医療ですが、後期高齢者終末

期相談支援料というのが200点ということでございます。

○中島委員

最初に病院にかかったときから、そして入院したとき、それから退院するとき、退院できないで終末期を迎えようとしているときというような形で、その指導点数というものが出されているわけなんですけれども、退院でも早く退院させるということ大きな目標にするようなこと、結局、医療の総料を後期高齢者が3兆円減らそうというときに、2兆円は後期高齢者で受け持っちゃうのだいよと、大きな医療改革の中でね。1兆円は普通の他の人の医療でということで、後期高齢者の医療費を大幅に縮減するという大きな目的の流れの中で、この制度ができ、診療報酬などが出されている。ですから、終末期の問題では本人にももちろん尊厳というものがあるので、最後の医療はどうしたいという思いというものは早く病院に伝えた方がいいという、こういう今、大きな流れがあります。

しかし、終末期になった人にね、あんたどうするかということについての文書とか、文書ができない場合には映像を取って保管しておきなさいというようなことで、延命治療はやめてくださいということビデオに取っておけというようなことまで含めてやるというね、終末期医療の相談料というのが新たにできると、こういう問題、今まで問題点があつてという面もありますけども、後期高齢者に限ってこれらの問題を特定してやる必要はないんじゃないかと。若い方だって同じだし、終末期を早く迎える方もいるし、いろんな意味で、全体の医療制度をそういった実態に合った皆さんの尊厳を守るということも含めた全体の医療制度を見直しの中でやるべきなのに、75歳以上の方にそういう形で導入して、実は医療費を2兆円この後期高齢者で削減していこうと。うんともっとその先は、8兆円減量計画があつて、高齢者医療にもうほとんどおんぶして削減していこうという大きな流れの中でこれがあるんで、医療は今までどおりですと言ってほんとに言い切っていいかどうか、

これは背景としては、そんなことは信じられないというふうに皆さんが思うのは当然なんですね。そういう大きな背景の中にあるんですね、この医療の制度は。違うんですか。そういう医療の生い立ち、成り立ち、金銭的な問題としてみるならば、そういうふうでこの医療制度が導入されてるんだという認識をちゃんと持ってないといけないと思うんですよ。その点はどうですか。どういう認識ですか。

○国保医療課長

いろいろな問題点を御指摘をなされたわけですが、確かに医療費というのがどんどんふえています。その中で、国が今回こういう制度を新たにつくってですね、この分の医療費については抑制をしていこうという考えのもとでやられたのかもしれませんけども、実際その現場における我々として、4月1日から新しい制度が始まってしまうわけでありまして、医療費の内容も中協が示して厚生労働大臣が告示する内容で行うということが現実でありますので、複雑な心境ではありますけども、我々としては、粛々と事務を続けていくというのが今現在の心境でございます。

○中島委員

複雑な心境という形で言われました。やはり75歳になったら別立ての医療だよと。家族が同じうちに住んでいても75歳のおばあさんになったら、おじいさんになったら、はい、さようならと、別立てですよとやってやるわけですよ。年金少なくとも、あなたの年金から天引きだからねということで家族はともにしていても、その方だけを分離していくという大変そういう意味では冷たい制度だなということを感じるわけですよ。これからの医療が、ほんとにどういう形で差別が拡大するのかということをお私には心配です。ここで普通徴収を扱ったり、直接市民とかかわるのはその部分だけということに市はなっていくんですけども、やはり普通徴収の方に対しても、10万円の罰金ということもここにありますが、本人が払えなきゃ家族が払いなさいと、別立てにしておきながら、そういうときだけは家族に保険料の徴収

を求めるといこういう条例でしょう。ほんとに矛盾してるし、ひどいなということをつくづく思いますよ。ですから、その辺についてはね、弾力的に運用してもらいたい。せめて生活苦で払えないというそういう人に対しての対応というものは慎重にやってもらわなきゃいけないというふうに思うんですが、家族に対する徴収というこれについては、今までこういう制度がなかったわけですが、介護保険料も一応そういう制度になってるのかな、個々に。どうなんです、それは。個々から徴収する税というのは介護保険も同じですもんね。年金から、また1万5,000円以下の方は普通徴収同じですもんね。これは同じ扱いですかね。もしそういう場合に、もしほんとに払えん人にはどうするのかと、そこにいる家族が払いなさいと、ここまでいくのかどうか、その辺ちょっとお知らせください。

○長寿介護課長

御存じのとおり、年金支給額が年額18万円以上の方につきましては特別徴収でいただいております。それで、介護保険の場合につきましては、減免制度を設けておりますので、それで対応できると思っております。

○保険健康部長

介護保険の方では、今の後期高齢者医療のように滞納されている方に対して世帯主なり、そういった方に転嫁するということはないです。あくまでも御本人だけということです。

○中島委員

そこが聞きたかったんですよ。でも減免制度があるから大丈夫ですという、そこだけ強く思いましたけども、後期高齢者の方は減免制度ありませんと突っぱねておられるので、広域連合もそうだし。だけど、家族にまで転嫁することはないということではね、この後期高齢者医療については、そこまでもひっぱがしていくという制度で、ひどいですね。これは市がやらなきゃいかんのでね、条例がある以上。やるとしたら市がやるんでね。やりたくないね、そんなこと。どうやってやるんですか。

○国保医療課長

保険料の徴収は、法で市町村事務とされており
ますので、これは市町村がやることになります。

○中島委員

だから実際にそれを徹底してやれば収納率
100%と、こういうふうになるわけだね。だけど
ほんとにそれで皆さんを苦しめないかというこ
どもんだから、そこまでお金のない人は医療もか
からないような人もいてね、さっきの介護保険じ
ゃないけども。ですから、命を守る保険ですから
ね。ですから、そここのところはめっちゃめちなや
り方をさせていただきたくないし、資格証もむやみ
に出さないというふうにおっしゃっています。で
すから、10万円以下の罰金と、こういうことにつ
いては余り想定はしなくてもいいということによ
るしいですかね。そこまで厳しい鬼のような取り
立てをするということではできないですね。

○国保医療課長

この10万円の罰金の例でございますけども、法
に罰金を徴収する規定を設けることができるとい
う下りがありますので、これを受けて条例化した
わけですけども、この条例自体も広域連合が県下
統一の準則を設けまして、それぞれの市町村が同
じ歩調で事務を行うということの中で規定があり
ますので今回規定を設けさせていただいたわけ
ですけども、これを乱発するようなことは恐らくな
いだろうというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第16号について、挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第16号 知立
市後期高齢者医療に関する条例の件は、原案のと
おり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号 知立市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

この中では、介護納付金というところを最高限
度額を7万円から9万円にするという提案が入っ
ております。国民健康保険税はこれだけではない
わけですけども、審議会が国保税全体の見直し
を検討したと。ここについてはこういう見直しを
検討したということですよ、答申があったとい
うことなんですけども、今回の条例は、この介護
納付金だけの改定ということで先に出てくると。
なぜ全体の、これは全体のものは臨時議会で出さ
れるとおっしゃったかね、その辺の絡み、なぜこ
こだけ前に出てくるのかその辺がわからないんで
すね。御説明ください。

○国保医療課長

今回の条例では、介護分の課税限度額の見直し
の提案をさせていただきました。おっしゃいます
ように、国保税は、ほかの現在ですと介護分と医
療分の二本立てになつとるわけですけども、これ
が昨年の地方税法の改正で、介護分はそのまま
ありますけども制度として医療分のほかに後期高
齢者の支援分というのが新たにできました。課税
限度額といいますのは、これは政令で定める額を
超えることはできないという規定がありまして、
介護分の政令につきましては、昨年の地方税法の
改正、税制改正の中で7万円から9万円に変わ
ったという経緯があります。その折に、医療分につ

きましたは、53万円が56万円に変わっておるわけですが、今回、医療分と後期高齢者の支援分に分かれた後も課税限度額というのは、今回の地方税法の改正の中で政令が出されるということですので、まだ政令自体が今、国会で税制改正の問題が議論をされておりますので、その中で出されると。通常この政令が出るのが3月31日というのが今までの通例でありますので、その関係で今回の議会では提案ができなかったということでございます。

○中島委員

だったら遅い方に合わせて介護納付金の足並みをそろえて後ほどセットで出せばいいんじゃないかと思うんですね。ここで介護保険会計のあれこれの議論、資料も全然出てないしね、そういう意味ではやれないわけでしょう。納付金だけ先に上げる理由は何かと。なぜあとで、臨時議会で国保税全体の、これから3階建てになるんですよ、国保税。介護分と後期高齢者の支援分と国民健康保険の医療分と3階建ての保険料になるわけですよ、私たちがね。だから、まとめて議論しないと、一番上か下か真ん中かしりませんけれど、ある会の介護納付期だけをここで変えるというのは、ちょっと変じゃないですか。全体の会計ということで、これは実質的に施行される。7万円が9万円になるというのがもう一つ早くいっちゃうわけですね、これは、保険税としては。どうなんですか、それは。

○国保医療課長

介護分だけなぜ今回出てきたかということですが、もうこれは既に課税限度額の政令が去年出ておりますので、それでもう既に決まっておるものは先にやった方がいいのかなという判断で、とりあえず決まっておる分だけは先に出ささせていただいたということでございます。

○中島委員

それはね、今までも医療分しかなかった時代から最高限度額というのはありましたよ。だけど、そののぎりぎりまでは取らないということだね、それをずっと抑えてきてますよ。53万円の限度額

だったら51万円にしようとかね、そういうふうにして限度額いっぱいまで取るかどうかは、それは政策的判断なんですよ。だから、政令が9万円に変わったから早くやったっていうのは理屈にはならないんですよ。それだけの理由でこれやったんですか。

○国保医療課長

あと、ほかに介護納付金に対する介護分の保険税の課税額というのが不足をしております、それは医療分の税を食いながら介護納付金を支払っておったというようなことが実態でありますので、ただ政令が変わったから上げたということではなくて、介護納付金に対する税のバランスといたしますか、本来、介護納付金に対する税というのは徴収する額が不足したということがありましたので、これは普通の医療分とはまた別のものでありまして、介護保険に対する2号被保険者が負担する介護納付金に対する負担ということでもありますので、医療とはまた別のものというふうに理解をしておりますので、この分だけ今回先にもう既に政令が決まっておるものを出ささせていただいたということでございます。

○中島委員

これによって、この条例が通った場合に、この介護分が実質的な保険税の上がってくるという影響を及ぼすのは、いつの保険料からですか。

○国保医療課長

平成20年度の課税の分からです。

○中島委員

平成20年度の課税は、4月の臨時会でやっても同じなんじゃないですか。どうなんですか。だって4月1日からこの税額になるわけじゃないでしょう。去年の所得税や何だかんだって所得に応じて計算をし直して確定申告の結果を待って新たな保険税を確定をしていくという段取りがありますよね。だから、最初は暫定的な保険料がくるわけですが、新しいこのもとにおける計算式で発生する保険税を何月に徴収するんですか。

○国保医療課長

本算定といいますのは、7月末が第1期の納期

でありますけども、これは4月1日現在が賦課期日になっておりますので、本来は4月1日から課税をするわけですが、たまたまその所得とか、ほかの資産の関係ですとか、そういった課税の基礎になる数値というのが確定するのが6月以降、恐らく市民税の特別徴収も5月とか6月ですので、その時期にならないと課税の基礎になる数値が確定しないということで、税の賦課が終わってから国保税の賦課もしているという状態ですので、たまたま事務的な手続の都合で7月が第1回目の納期ということになっておりますけども、本来は4月1日が賦課期日でございますので、4月1日からの適用がされるということでございます。

○中島委員

私の意図を酌んでほしいんですけど、つまり、臨時会で、4月の臨時会ですか、やろうとしているのは、4月に行われる臨時会で国保税の見直しをするというときでは、それは間に合わない、ということですか。さかのぼっていけば間に合いますよね、多分。徴収は7月からだもんね。だから、それがわからないんですよ。なぜ保険税の議論として一体でやらないのか、何でこだけ前倒してぼんと出てきて、大したことはないから通り過ぎてほしいというような感じの出し方をされるのかなというのがわからないですね。間に合わないんですか、4月臨時会では。

○国保医療課長

そういう意図があってやったものではなくて、先ほど申し上げましたけども、賦課期日というのは4月1日でございますので、4月1日の時点で平成20年度からの課税の中身というのを決めておくべきなわけですが、たまたま知立市の場合は、税に関するものは4月の臨時議会で決めているということでございます。

こちらの思いといたしましては、先に決まっていることは、もう既に出した方がよろしいのかなと、そういう思いで介護分だけ今回出させていただいたということでございますので、おっしゃいますように。

○中島委員

だから、4月臨時会でほかのものはやるんですけども、じゃあ、ほかのものはそこで何ら支障がないかということですね、逆に言えば。医療分と後期高齢者分の保険税ということについていうと、4月から一応そこだつて賦課じゃないんですか。ちがうの、それが。介護分だけが先に賦課しなきゃいけない理由があるんですか。

それから今、ちょっと言われましたけど、税制の改正は臨時会となつてるといったけど、国保税なんかそうじゃないですよ。前にやったりしてますよ、議論は。4月ではもう間に合わないかどうか、はっきりその点お答えください。4月の臨時会では一体的にやったんでは実態としてずれてしまうのかどうかをお知らせいただきたい。

○国保医療課長

実態といたしましては、通常の税の見直しと同じように臨時会でやったとしても、これは本算が7月ですので、実態的には影響はないと思いますけども、ただ、賦課期日というのが4月1日ですので、4月1日現在にいる被保険者に対して課税をするというのが原則でございますので、今回は、もう既に政令の額が決まっているものにつきましては4月1日の賦課期日をまたぐことができますので、そういった意味で今回提案をさせていただいたということでございます。

○中島委員

それは納得はできないですね。政令のとおりにやってきたという慣例もないし、政令がこうなつてもこれはどうしましょうかという議論をいつもしてましたので、政令があつたからこれは無印で通つていっちゃうんだという発想はやっぱりよくないですよ。だって国保会計、今までも納付金をちょっと医療分が足りないときに納付金ちょっとというような中の運用はね、ある意味どんぶり勘定的なものがあつたでしょう。あつたんですよ。ほんとは介護分はあれなんだけど、国保で余裕があつたから介護分の方は上げないでおこうとかね、そういうようなことをやって、医療分から介護納付金を出していたという経過もあるんですよ。いいかどうかはともかくね。

そういうことがあって、この間、国保税の方が医療分が赤字になってきたよということが強調されてますけども、黒字だった時分、値下げもしたことがありますよね。黒字だった時分は、そういうこともあったという、ある意味どんぶり勘定。だから、ここだけを先に政令があったからやるということは慣例でも何でもないと。国保税そのもののあり方として、しっかりこれも含めた議論をそれだけでやっていくというそういう場がほんとはなければだめだと。国保税全体が見えない中でこれだけはいと上げるというやり方は、私は間違ってるなというふうに申し上げておきます。本格的な全体の議論は臨時議会ということになるわけですからね。

それから、もう一つの今度改正点が、国保税がこれも高齢者の医療に関する法律が施行されることによって65歳以上の方たちは国保税が年金から天引きになるということになりますね。このことがここに条例で一応記されております。普通徴収になる方とかね、またこれも同じような議論があるわけですね。年金の少ない人は普通徴収で直接払ってくださいというようなことがあるんです。

特別徴収になる方について、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する、12条ですけどもね、例えば私のところで家族では65歳になってませんが、一緒の国保に入ってますよね。家族3人が入ってます。夫が一番最初に65歳以上になります。息子も一応入ってますよ。そうなったとき、65歳の夫が世帯主として徴収される義務者になるのかな。そしたら全部のあれが夫の年金から天引きされると、こういうことになるんですか。

○国保医療課長

この条文は、65歳以上の国保の被保険者だけである世帯は特別徴収の対象になるということでありまして、65歳以上の方とそれ以外の方の混合世帯と申しますか、国保の世帯でありながら若い方、それから、65歳以上の方がおられて、その世帯主が65歳以上の方という場合には特別徴収の対象にはなりません。

○中島委員

わかりました。全員が65歳以上にならないと特別徴収にはならないと。夫婦でともに65歳になれば、そちら側の特別徴収になると。これも同様の普通徴収の基準というのは、先ほどと同様の介護保険もそうですけども、同様ということよろしいですか。

○国保医療課長

したがいまして、普通徴収の方は特別徴収をしない方以外の世帯主ということになります。同じです。

○中島委員

年金もらってない人からはね、徴収されないわけでしょう。だから特別徴収される方は、年金がどういふ人からだというのは介護保険も後期高齢者も全部同じかという確認をしたんです。

○国保医療課長

大変申しわけありません。

介護保険と同じです。18万円以上の年金で介護保険と国保とありまして、2分の1以上の方ですね、条件は同じです。

○中島委員

何でも特別徴収にしていけば徴収率が上がると、まずは保険税を先にいただきますよと、いろんなものはね。高齢者の方、旅行なんか行っておる場合じゃないよと。先に保険税全部払ってくださいと。余裕なんか、これ全部納めてからしかないよという制度ですよ、これは。忘れなくていいかもしれないと思う人もいるかもしれませんが。結局でもそうやって徴収率を今どんどん下がってるんですよ、徴収率が。下がってるのを上げるための手たてで、最後の手段で強制手段で天引きにすると、国民健康保険も高齢者からはということになるでしょう。それがねらいですよ。ちがいますか。

それで今、少し言われて、これも引いて、あれも引いてだつたらなくなっちゃうじゃないかと、低い人はということを食べとめるために一応基準がありますよね。その説明してください。

○国保医療課長

介護保険料とあわせて2分の1以上残れば特別徴収をいたしますけれども、それに満たない方、介護保険と国保税を徴収して2分の1以上取ってしまう場合には、これは特別徴収の対象にはなりません。

○中島委員

最低1万5,000円の半分7,500円、1カ月ね、7,500円を食い込むようなときは片方だけということですか、それは、どちらが優先ですか。介護保険ですか。

○国保医療課長

介護保険優先です。

○中島委員

介護保険を取って、この国保も取ると2分の1以下になっちゃうというときには、これは普通徴収ということですね。なかなか厳しいところであるんですけども、これも65歳以上で単独でいうか、世帯の単独でということになると、どんぐりの対象者が天引きになるということになるのか。これも年金との関係でちょっと不明かもわかりませんが、先ほど2割、8割という話が出ましたけども、それと同じように考えるのかどうか、どのぐらいの方たちが天引きされてしまうんですかね。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時22分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

今のところ実数というのは、ちょっと把握していませんけれども、条件がよく似ている世帯といたしまして、退職者医療の単独の世帯が2,330ほどあります。この退職者医療は60歳以上で年金の受給権者の単独世帯、退職の方だけでなってる世帯ということですので、最大多くても2,300はいかないのかなというふうには思っております。

○中島委員

家族構成もいろいろあるので、単純にはこれはそうはならないし、国民健康保険でも満額であれば当然対象者になっていきますからね、国民年金でもね。ちょっとわからんと。2,000ぐらいかなということですね。

具体的に年金から天引きをされるというのは、いつからになるんですか。それは細かく書いてると思うんですけど、大変わかりにくいので、この条例がとてもわかりにくい。ちょっと説明してください。突然なくなったと。私の天引きされちゃってわからないと。減っちゃったよ、私の年金と、こうなりますので、その辺のいつからかということとPRをどうするのかということですね。

○国保医療課長

まず、徴収時期でございますけれども、平成20年度につきましては、10月から徴収を始めます。それで通年ですと4月、6月、8月の三分の二につきましては、仮徴収ということで、前年度の一番最後の税額を仮に徴収する。10月、12月、2月これが本来の税額から仮徴収分を引いた残りの分を3回に分けて徴収する。10月からですと、本算定、所得資産等々の課税情報がありますので、それに基づきまして課税をした分が出てきますので、10月からは本算定分といたしまして3回徴収して、残りの3回は仮徴収ということで、都合年6回をいたします。

それから、PRですけども、これは今年度は10月からの特別徴収を行うのは本算定後の3回ということですので、7月に納税通知書をお出しする際には、もちろんPRをさせていただきますけれども、その前にも折に触れて広報ですとか、いろんな媒体でPRをしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

おおそわかりましたが、10月からの年金から天引きはされるということですね。10月の年金からそれが削られていくということなんです。7月にはPRしようということですね。7月の段階で納付書はもっと前に来るんですかね、仮算定の段階から来るんだから7月か、7月ですよ。本

算定で私ももらいますけどね、だから特別徴収になる方は、あれが来ないということですね。それとも来て、なおかつその金額が天引きされますよということになるのか、どっちなんですか。その方がわかりやすいかもしれないけどね。

○国保医療課長

まず、本算定が終わりまして、7月の納税通知書につきましては、10月、12月、2月で特別徴収をする分を引いた分が普通徴収で7月、8月、9月といきます。それで、あとの3回分、10月、11月、12月については特別徴収でということですので、2種類の方法で平成20年度は徴収するということになります。普通徴収と特別徴収を、普通徴収が3回、特別徴収が3回というふうになります。

○中島委員

わかりました。だから、納入の通知としては全額分というか、1年分の6回分が全部来て、後半の3回は特別徴収ですよということがそこに書いてあると。あなたは特別徴収、後半3回は年金から天引きになるということに書いてあるということですね。わかりました。

方法についてはわかりましたけれども、国の制度で決められたということで後期高齢者医療とのセットでこういった大きな変更がこういうところにも及んできたということで、無理やりにまずはこれを優先して出しなさいというこういう制度ということですね、なかなかきついのをまたまた押しつけてくるというこういうことがあるわけですが、これによって滞納がどのぐらい減るのかわかりませんが、そういったことというのは多少は試算してるんですか。

○国保医療課長

滞納の試算についてということですが、まだ試算はしておりません。通例考えますと、65歳以上の方といたしますか、高齢者の世帯というのは押しなべて収納率がいいものですから、結構納めていただいている方が多いと。その中で、特別徴収と普通徴収という振り分けがされるわけですけども、どれぐらいの影響が出るかなというのは、正直申し上げて、実際やってみて、こういうことかとい

うことかなというふうに今は思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第17号について、挙手により採決します。議案第17号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第17号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

これも同様の国の制度の変更によって変えるようになることでありますね。ここでは葬祭費の問題、二重払いが起きるといけないのというようなことでこの措置、それから、特定健診の関係とこのことの2点であります。

葬祭費の二重払いというのが、これはこの段階で今なぜこのような危惧をしてくるのかということが十分わからないので教えていただけますか。

○国保医療課長

なぜこの時期にというのは、私も委員と同じような感想をまず持ったわけですけども、実際の現在の出産育児一時金が健保との併用ができないという条例の規定があるわけですし、一方の葬祭費は健康保険は、脱退してから3カ月以内に亡くなった方については健康保険が至急をするという規定が健保だけでなく、ほかのところも共済もすべてありますので、同じように出産育児一時金も、

これ6カ月ですけれども、やめてから6カ月以内はそこでもらえると、支給されるという規定がありながら葬祭費はないというのが現実でありまして、今回、後期高齢ができたからということではありませんけれども、何かのきっかけをですね、何かの機会にということでも考えたおったのかなというふうに思うわけですが、実際、県になぜ今の時期にというふうなことを聞きましても、どうもはっきりした答えが返ってこなかったというのが実態でございます。

○中島委員

やめてから、脱退してから3カ月以内に亡くなった場合には葬祭費を受け取る権利があるよということが、ほかの保険でも書いてあるのかどうかよくわかりませんが、もしあった場合、どちらを優先するとかいうのはどうなんですか。現在入ってる方を優先するとか、その辺はどういうふうに読んだらいいんですか。

○国保医療課長

国保の場合は、他方優先になりますので、国保では支給せずにそちらの方で支給をしていただくというのが原則でございます。

○中島委員

わかりました。

特定健診のことについては、本会議でも一般質問等でいろいろと詳しく聞いてはきたわけですが、ですから基本的には理解はするものなんですけれども、この国民健康保険の保険者としての義務をここに明記したと、こういうことですね。この健診率が目標に達しない場合には、後期高齢者支援金にペナルティがくるよという、こういうことが最初から言われていて、必死でこれを上げないと大変なことになるなど。それで国保税にもまたかかわってきちゃうというようなことになりますので、これ、ほんとに悪循環の制度を押しつけたものだなというそんな感じがするんですけども、その辺というのはどこの自治体もそこまでは無理じゃないかということをおっしゃるようなんですけれども、目標に向かって到達できるというふうにお考えかどうか、まず伺っておきます。

だって健診ですから。前にみたいに分母をどんどん小さくしてね、受けた数は同じでも率だけ上げちゃってごまかしとるみたいな、何かいわく因縁の歴史的な経過があったんですけど、そうでもない限り65%の健診がほんとにいくのかしらというね、それでペナルティを言うてくるって、ちょっとひどいじゃないのという感じがするんですけども、どうですかそれは。

○国保医療課長

この特定健診も4月から始まるわけですが、今の心境を申し上げますならば、何とか5年後に受診率が65%に上げてほしいなというふうには思っております。できることなら途中でそのハードルを低くしてもらえるとありがたいなということも思っておりますけれども、今の心境は、とにかくこれから制度が始まるわけですので、何とかそれに向けて努力をしていきたいなというふうにおっしゃる次第でございます。

○中島委員

これを効率的に受けてやらなきゃならない担当者というのは、なかなか厳しいなというふうに思いますけど、65%にまで5年後到達するというのは集団健診も一部考えようとか本会議でもありましたけど、ありとあらゆる手を尽くさなければ到達できないだろうなというふうに思いますね。

それで、だからちょっとした後期高齢はもちろんですけど、病院にかかっている人は分母から除くだとか、そういうのがだんだん広がっていけば率は上がっていくわけですね、そういうことも何か言ってるような感じがするんですけども、やはりそういう問題と、これがほんとに医療費を下げのためにメタボリックシンドローム、こういうものを抑えていくという大きなねらいで四つの健診項目にしたと。かつての健診項目もって基本健診ではあったのに、どんどん下げて健診項目まで少なくして、これだけやれば65%やれば医療費が下がるんだと。だから保険者として頑張んなさいというこういう趣旨ですよ。4健診でほんとに医療費が削減できる、病気を見直しができるんだと、予防できるんだというふうにおっしゃるか、この点も

伺っておきたいんですね。医者に聞いてみると、これはだめだよと、こんな健診では。こんな健診はだめですよというふうに言ってみえます。どうですかそれは。

○国保医療課長

今回の特定健診といいますのは、健診自体が目的ではなくて、健診によっていわゆる生活習慣病でつくられるといわれております。太り過ぎですとか、高脂血症、高血圧とかそういった因子がある方を健診によって選び出しをして、その因子のある方をランクづけして、それぞれのランクの方に対してお医者さんと保健師がその方に合った、もともとが生活習慣病ということですので、生活習慣を振り返って見直しをすれば、その因子が減らすことができるということの中で保健指導をしながら、6カ月間かけて保健指導をして、その結果、危険因子を減らして医療費を下げるとか、あるいは医療費を上げるのを抑えるという目的でやられるということをお聞きしておりますので、一朝一夕には結論が出ることではないのかなというふうには思っておりますけれども、医療費が下がるというのはちょっと難しいとしても、医療費の伸びを抑えるということには多少なりとも影響があるのかなというふうに理解しております。

○中島委員

今言われた趣旨は、知立市が責任を持って市民の健診を今までやってきたわけですね。基本健診というのがまさにそれだったわけですね。いろいろアンケートも書きながら最近ではやっておりますけど、生活習慣病にも注意しましょうということで問診表がありますでしょう。今でもやってきたわけですよ、ことしもね。そういう健診だっていいわけだ。それを全部なくしてこれですからね。全市民に責任を持つという基礎的な健診は、もう皆無になったですよ。

がんとかそういうものはありますよ。だけど基本的な健診というのは、知立市は国民健康保険に入ってる人だけに対して行うというこの国保条例でね、そうじゃない人たちは、市は一切責任を持たなくてもいいということになったわけだね。だ

から国保の人はここでみますよけれども、基本健診というのは全市民に対して行ってる40歳の方に行ってきた今までの老人保健法によってやってきた、それこそまさに予防的な全市民への施策だったものをここに矮小化しちゃったということには大変問題があるなど。これ自体がいけないということよりもね、全体の保険施策としては矮小化してきてしまったんじゃないかなというそのところを私は大変残念に思いますね。

保健指導の方は、この特定健診の保健指導ですね、これは保健センターの方に資料が回ってやられるということになるんですか。態勢をお知らせください。

○国保医療課長

保健指導は保健センターの保健師と管理栄養士がいたします。

○中島委員

今までも基本健診のあとは、あそこへちょっといらっしゃいと。高脂血症ですよ私も呼び出されまして、食事のメニューこんなふうで食べてみてっていうふうで指導を受けましたけれども、そういったものでなく、6カ月間経過を見ながらずっやって、その成果も見ながらというそういう指導ですか。今回は行われるとおっしゃってるわけですよ。

これの受診率というか、指導を受ける率、いろいろ忙しい方ができるんでしょうかね。言ってることは、とてもいいことなただけども、今の健診のあれでもね、なかなか、ただだと思いつつながら、もう2回目行かないとかありますけど、その辺もちゃんと65%の受診率と同時に保健指導を受けるその辺の目標もあるんですか。

○国保医療課長

これは、5年後45%ということですよ。

○中島委員

これもやってみないとなかなかわからないだろうと思いますけども、受ける側からすると、国保だから暇な人じゃないですよ。国保だから忙しい人もいたりするんですよ。サラリーマンじゃないという意味でね。ですから、その点では保健

指導のあり方そのものも大変難しいなというふう
に思いますが、市民にとって、例えばほかの保険
に入っていた人たちが保健指導を受けるとするの
は、どのようになるのか御披露いただけたらと思
うんですが、どうですか。ほかの保険の人は、も
っと難しいんじゃないかと、指導を受けるのが。
保健センターでやるわけじゃなんでしょう、ほかの
方は。どうなるんでしょうね、ほかの市民は。

○国保医療課長

今、決まってる方式ですと、それぞれの所属す
る医療保険者が指定をする健診機関なり保健指導
機関ですね、そういったところで保健指導を受け
ていただくということでありますので、それぞれの
医療保険者が、健診をするところ、あるいは保
健指導するところというところを今、探している
ところかなというふうには思いますけど。

○中島委員

介護保険の介護予防という事業がね、高らかに
言われて、介護受けなくてもいいような体をしっ
かり予防するんだということが言われて介護サー
ビスの縮小が行われたということがあって、実体
としては介護予防はなかなか本人の意思も含めて
進まないということがありまして、この特定健診、
健診は受けるにしても、また今度の指導という
ところまでいくとね、これを取り入れても結果、基
本健診を切っただけじゃないのというそんな感じ
がしてならないな。今後の推移を私は見守りたい
なというふうに思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第18号について、挙手により採決します。
議案第18号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第18号 知立
市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 知立市精神障害者小規模保護作業
所の指定管理者の指定についての件を議題としま
す。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

これは精神障害者の小規模作業所かとれあワー
クスが知立市にございます。保健センターの横で
活動してみえるわけですが、家族会がNPO法人
を取得してということを知っています。それが
指定管理者に家族会から変わると、こういうこと
だろうと思います。今回は5年間の指定という
ことで出ておりますよね。これまで家族会に指定し
てきた年数と、それから今回の年数と、その辺は
どのように規定されたのかなど。残存期間とい
うのは特にはなかったということではないんですか。
家族会と契約を結んだ残存期間はないと。全部そ
こで精算して、一から始めて5年間と、こういう
契約にするということなのか、そのあたりをお聞
かせください。

○福祉課長

かとれあワークスでございますけど、もとは、
かとれあ会という親の会が当時刈谷市と一緒にや
っておった時期がありまして、平成13年の4月1
日から開始をされました。そのあと契約を交わし
5年間ということでのるわけですけど、それは指
定管理の制度が導入されてから5年間ということ
できておりますけれど、今回法人化されたら、中
身も変わってきておるとい、中身というのは、
いわゆる法人の予算化としてですね、前は家族会
の任意団体でございましたですけど、あと就業規
則の見直しから、あらゆる内容を変えていくとい
うのを含めて、今回新たに平成20年4月1日から
5年間というふうに改めて指定管理の変更とい
うことをお願いしたわけでございます。

○中島委員

だから家族会の方、親の会ですか、親の会としての5年間はまだ残ってるんだよね、契約的にいうと。残りはありますよね。平成18年、平成19年じゃないですか、まだ。だから、まだ3年間残つてると。だけど一応ここで精算して、ここから5年間にしようと、こういうことですね。

このNPOについていうと、公募に当たるものでもないし、当然継続してやってもらわないといけないと、そういうことでそういう措置を取った。今後もそこをお願いしていこうというのが基本姿勢であると、安定的な運営ということからするとね、それが一番望ましいかなというふうには思いますのでね。新たに法人化になって予算的にふえるということになるんですか。

○福祉課長

法人化されると同時に、今までの指定管理者を受けていた状態からですね、やはり運営もきちんとしていかなければならないということで、就業規則からいろいろ見てきて、職員も休みが取りづらい面もありましたものですから、パートの1名増だとか、職員の給与面もまた据え置きされておりましたものですから増額ということで今回額として十分上げてあります。以前は900万円台ですけど、今回は1,100万円台に変えさせていただいております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 知立市精神障害者小規模保護作業所の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成19年度知立市一般会計補正予算(第4号)についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

一、二点簡単に簡単に確認だけさせていただきます。

補正予算は実績に合わせたというような形で、ほとんどマイナスになっておりますが、53ページの乳幼児医療費扶助費2,048万円というちょっと金額大きいものだから、もし中身、特別な理由があったらお聞かせください。

○国保医療課長

乳幼児の助成の減額でございますけども、これにつきましては、当初予算で見込んだ額よりも思ったほどは出なかったということでございまして、特段途中で何かをしたとかそういうことはございません。

○高木委員

わかりました。

次に、55ページで、ちょっと私、不勉強で申しわけないんですけど、老人保健特別会計操出金2億1,652万円とあるんですが、毎年このぐらい出しているのか、また特別な理由があるのか、もしあったらお聞かせください。

○国保医療課長

老人保健の会計でございますけども、これは基本的には社会保険診療報酬支払基金と国・県それぞれがそれぞれの持分で案分して費用を負担していただくのがこれが基本でありまして、最終的にはそれぞれの負担分を市の方へくれるわけですけども、毎年度年度内精算というのをしませんので、最終的には医療費をすべて払わなきゃいかんということがありますので、それで決算をくるために一般質問からこの費用を入れてもらって決算をくくって、あとから国・県基金からもらった分を一般会計へ返すと、毎年そういうことをやってお

りまして、今回もそういうことで資金需要に合わせたものということで御理解いただきたいと思っております。

○高木委員

一、二点聞かせてください。

59ページに施設管理備品購入費、これだけが70万9,000円プラスになってますが、何を買われたのか、どういうことなのか中身を教えてください。

○子ども課長

この施設管理備品の購入の70万9,000円ですが、保育園の今現在、子供たちが使っている机、いすの老朽、そして児童数の入所の増によって補うものでありまして、購入として机、いすが主なものであります。

○中島委員

清掃費でちょっとお尋ねをしたいと思っております。

清掃費、65ページですね。これも差額を三角でということでありまして、自動車購入費、機械器具購入費、これの説明をお願いします。

○環境課長

補正の自動車購入費42万円、それから機械器具購入費13万7,000円でございますけれども、これにつきましては、ローダー車ですね、不燃物処理場の方で利用しますローダー車、それから車両重量計、こういったものを購入させていただいた請負の差金ということの減でございます。

○中島委員

問題にしてきました二つの車両ですね、車両というか器具と車両。ローダー車、当初予算が239万4,000円、この差額が出るわけなんですけれども、そして重量計207万9,000円だったものがこれだけの差額と、こういうことであります。

ローダー車の利用状況、機械器具の利用状況、ほんとにこれが十分に活用されて効果的な投資となったかどうかがさきさん前も議会で質問をしましたが、この点がどうか。そして人員体制も強化するというような話がありましたよね。これについて、どのように強化をされたのかお知らせをいただきたい。

○環境課長

まず、ローダー車、これにつきましては、不燃物処理場の方で常時使用してですね、資源ごみそういったものの利用ということでございます。

また、車両重量計につきましては、前回といいますか、前々回ですかね、同議会でもその件数云々というようなことでお話が出ておりますけれども、これにつきましても、今、重量の見直しといったものをさせていただいております、利用は、利用といいますか、使用頻度は上がっているというふうに考えております。

それから、職員体制ですけれども、今現在シルバーの方に委託ということでやっておりますけれども、重量計を購入というようなことで、その人員配置ということで1名増ということでやらせていただいております。

○中島委員

1名増というふうに言われているわけですが、実際現場では、だれが1名増かわからないという感じで、その体制の強化があるのかどうかかわからないような状況だということも聞いております。

ただ、1名増員したということですね。不燃物を持ち込んで来た一般の車両にみんなはかかってもらって、みんなではないですけども、大量と思われるものをはかかってもらって、その重量に応じて金額をということできめ細かい有料化が行われるようになったということですね。このところでは計量とかそういったところでの苦情はないですか。

○環境課長

今のところ聞いておりませんけど。

○中島委員

よく聞いて調べておいた方がいいなというふうに思いますが、四つの車輪に合わせてその重量計が置いてあるところへずっと乗ってはかるといって大変熟練ということまではないかもわかりませんが、やはり時間がかかってしまうと。車両によって乗り方も違ってくるのか、いろんなことで、これは具体的には担当者が指定されているのでしょうか、そういう熟練という意味でいうと。その辺はいかがですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

先ほど自動車購入費の減ですけども、私、ローダー車と言ったんですが、フォークリフトの間違いです。申しわけございません。

それから、重量計の取り扱いの責任者ということでございますけれども、これにつきましては、シルバーの方で当日出でみえる方の中でそういった方を決めて取り扱いをしていただいております。

○中島委員

責任者を今聞きますと、当日出てきて、そこで決めるの。当日決めるんですか。もちろん毎日勤務じゃないけども、それでも勤務をしてくる日には予定されてるわけだから、週に3日しか出ないなら3日間の中ではこの人が責任者、あと4日間はこの人が責任者というふうに責任者はちゃんと決まっていると、そういうことでいいんですか。

○環境課長

今言われたように、シルバーが日によってローテーションというか、出る日も出ない日もあるというようなことがありますので、前もってこの日にいられる方はこの方、この日にいられる方はこの方ということで指定をして取り扱いをしていただいております。

○中島委員

熟練していただかないと車が上手に重量計の上に乗っていくのがどうかということがあるものですから、熟練ということ。手間取っていららして怒られちゃってと、こういうようなことがなかにしもあらずということで聞こえてくるので、重量計、私は導入にもちょっと反対したんですけども、入れたらばね、そういうトラブルを起こさないような形での運用をしてもらわないと、あそこへ行った方たち、せっかく自分で運んで来ても

らうんですから、途中の川にぼいとほかっちゃったらえらいことですからね、来てもらって埋め立てごみとしてきちっと受け取っていくと。お金もいただくんですからね。ですから、その辺の受け入れ体制は、熟練した方たちが責任持ってやっていただくと、このことをしっかりお願いをしておきたいと思います。

それから、あそこの処理場へ行くと大変隣の再生工場がアスファルトになどを溶かして再生するという工程から出るんでしょうが、大変においがきついということで、前からももちろん指摘して、また当局も承知していらっしゃると、こういうことにはなっているんですが、何の手も打てないのかなという、こういうことなんですね。あそこで仕事をしていらっしゃる方にすれば、年がら年じゅう臭いということになっていくので、風向きによって多少違うとかあったとしてもですよ、ずっとということであれば健康被害ということも心配になるということも出てきます。その点で、あのおいというもの、市民に与える健康被害というものがないのか、どの辺の調査どうなっているのか伺っておきます。

○環境課長

今の点につきましては、私どもの方も、以前からそういったお話を何回か聞いておるわけなんですけれども、その都度、石原産業の方にお話をさせていただいて、改善もしていただいております。

うちの方もですね、臭気測定ということで実施をさせてもらったんですけども、基準以下と、未満ということでもありますけれども、そういった話があるということで、また再度お話をさせていただいて、改善できる部分があれば改善をしていただくというふうにしていきたいと思っております。

○中島委員

一度だけの測量ではわかりにくい面もありますので、定期的な測量ということでやっていただきたい。現地に作業員の方も見えるので、そういう方をお願いして定期的に取りってもらおうとかいうこともできるのではないかと思いますけれども、ほ

かの方が取るということは禁止ですか。環境課の担当係長が行ってやられるんですか。現地でもできますか。

○環境課長

シルバーにということは、ちょっと無理があるかと思いますが、担当の方で行って測量なりさせていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

目にみえる改善が望まれるということだけ言っておきます。よろしくその点ではお願いいたします。

それから、51ページ、障害者福祉の家具転倒防止器具取付事業なんですけど、当初予算が9万5,000円、わずかですけどね、お金そうかけないでやってますから器具代だけぐらい。今回は、そのうち7万5,000円を減額するということです。大変つける件数が少ないということで、今耐震診断から補強から公共施設は全部こととして済むよということで万全な体制をつくろうということでやっている中でのね、これも家具が転んできて障害者などでは逃げおくれるということも大変心配されるので重要だと。小さい予算ではあるけれども、執行率を上げてほしいというそういうものなんですけども、大変執行率が低いということでね、それはどうなんでしょうかね、状況は。お知らせいただきたい。

○福祉課長

家具転倒防止につきましては、なかなか皆さん利用が少ないのが実態でございます。なるべく利用していただくようにPRもさせていただいておるんですけど、実態はその辺わかりませんが、利用者は少ないというのが現状でございます。

○中島委員

とりわけ若い方と一緒に住んでらっしゃるとかね、いろんな環境的にまだ安心なところという面があればいいけど、そうでなくて高齢になって障害者の方が高齢の方と一緒に住んでいるというような例もあるんですね、障害者の場合ですとね。だから、やはりしっかりとこれは行き届いていた

だかないと危ないし、そういうところは特にまた耐震補強もやれないわねということになってんじゃないですか、そういう方から見るとね。耐震補強もお金もかかるし、ちょっと手が出ないなというそういう方たちじゃないかと思うんですね。そうならば、やっぱり家具転倒防止だけでもね、しっかりもう一度PRし直して、対象を一回洗い直しているいろんな団体にもお願いして、もっと進めるべきではないかなと、こんなふうに思いますので、お願いいたします。

それから、同様に、高齢者などの住宅改善費補助金というのもマイナス84万2,000円ということになってるんですけども、これはどういうことですか。当初予算には載ってなかった。

○長寿介護課長

84万2,000円の減額補正をさせていただくものなんですけど、この減額理由としましては、年間40件の最初予定で予算を組まさせていただきました。それで、一件当たりの補助金額が課税主体の場合は限度額が10万円、非課税主体の場合は限度額が15万円ということです。11月分までの執行額が207万2,000円でしたものですから、それでこの補正予算組まさせていただきましたときに、12月から3月分まで執行予測を148万6,000円と予測をしましたので、差金部の84万2,000円を減額補正をさせていただくものです。

○中島委員

数字合わせのお話だけを伺ったわけなんですけどもね、これもバリアフリーを自宅の中でやるようにと、こういうことですが、これも介護保険のセットでやる分ですね。介護保険で20万円の限度額と。市が単独でこれを上乗せをして30万円ないし35万円という補助金が出て、そして改修が行えると、こういうことですが、要求がなかったと、こういうことですね、件数分だけの要求がなかったと。

○長寿介護課長

これは申請がありましたものに対しまして補助をさせていただくということなものですから、平成18年度ベースと平成19年度ベースで比較をしま

すと、平成18年度は合計27件ございました。それで、2月末日現在ですが、36件なものですから、少しはふえているのではないかなとは思っております。

○中島委員

少しはふえたということですね、件数でいうとね。

これも1回使ったら2回目は使えないんですね。あのときは手すりとスロープをつくったと。だけど体がもっと悪くなってしまって、トイレもやらなきやいけない。それから、お風呂場もというふうになったときに、2回は使えないと、こういうものですか。

○長寿介護課長

ただいまの質問ですけど、限度が決まっております、その限度額までは御利用できます。年2回までです。

○保険健康部長

原則は1回でございますけれども、要介護度が2段階以上上がった場合、それと住居を転居した場合、この場合には、さらにもう一回使えるということでございます。

○中島委員

2段階上がったらもう一回新たに介護保険の20万円と市の10万円か15万円と、それを2回使えると。これまだ十分知らない人いるだけ。1回でおしまいだねといって、もうできないといっている人もいますね。ケアマネジャーがこれは周知していくべきそういう性格のもんですね。その辺は徹底していただきたいなと思いますね。その辺は、ケアマネはみんな知ってますね。

○長寿介護課長

周知は十分図らせていただくようにしますので、御理解願います。

○中島委員

担当の課長もちょっと知らなかったわけだから、私も知らなかったです。1回だと思ってたんですよ。いろいろやってもわからないこともあるということもあって、2回までは使えるんだということですね、十分周知していただきたいというふう

に思います。早速対象者がいるんですけどね。わかりました。ぜひお願いいたします。

それから、保育園の関係で一つ伺わせていただきます。

第三者評価事業というのがありまして、これは1割減額ですけども、第三者評価事業、これは始めたばかりかと思えますけども、どのようにやってるのかということですね。それから、苦情処理委員会というものもあったんですね。名前ははっきり、違うかもわからない。もう少し前から保育園でお母さんたちが、何か保育園のやり方について、ちょっと苦情に思うというときには申し出てくださいということで紙に書いて出すとか、そういう制度がありますよね。それは親が保育園に言ってくる。この第三者評価というのはどういうふう to 実施をされているか、両方とも答えてください。

○子ども課長

第三者評価ですが、今年度から始めさせていただいて、今年度公立でいきますと知立、上重原、南保育園、私立でいきますとなかよしということで、目的としましては保育サービスについての公正、中立な第三者機関の専門的な立場からその保育所を評価し、今後の保育の質を上げるということが目的で実施させていただきました。

今年度につきましては、その委託をさせていただいたわけですが、プロポーザル方式で2社の中からその選定の中には保育園園長、私ども入りまして、県の社会福祉協議会にお願いして委託をさせていただいて、実施がもう既に終わっております。

内容としましては、書面とか実質調査員が保育園の方に訪問してですね、聞き取り、書類等の審査等を行って、その県の社会福祉協議会の方からもそれぞれの保育園に対しての評価、結果が一応出ております。評価結果につきましては、市のホームページを通じて県の社会福祉協議会のホームページの方に、市の方にもリンクできるように今現在、公表をしておりますので、公表としては以上のようなようです。

今、中島委員が言われました苦情処理委員会とかいう話ですね、私もちょっとその言葉は聞いたことあるんですが、申しわけございません、実態どのようなものかというのは、まだ1年ちょっと。申しわけございません。

○中島委員

第三者評価は、ことし4園で、これは毎年変えて順繰りにいくんですか。全体で14園あるから、4園ぐらいずつ変わって順番にいくと。今も公表されているわけですね。今は県社協のホームページから見る事ができるということで、これから知立市ホームページからリンク、今もできるの。そうですか。見せていただかなきゃいけないと思いますが、そこのところでは特に特徴的な評価があればお知らせをいただきたいですが、今ね。

それから苦情処理の方は、今、保育園の親が見えるところに苦情がありましたら申し出て下さいと。担当者はだれだれですとって張らなきゃいけないことになってるんじゃないですか。そういうことなんですね、課長そうなんです、それで苦情処理というのはどうなのか。どんなふうに使われているのかなということなんですけども、その実績的なものはないですか、そちらに。

○子ども課長

大変申しわけございませんが、その苦情処理の実態は、また私、調べさせていただきましても、その苦情処理は個々にはメールであったりということもあります。園長を通じて口頭ということも大したことは私自身、直接は聞いてませんが、その書面でというのは、私の方、直接には来てませんが、一度苦情処理の委員言われましたことについては、実態これからそのことについて私自身よく承知してなかったことを申し上げますが、それは今後とも継続的にやっていくべきことかと思っておりますので、そのようにさせていただきます。

○中島委員

今こういう時代ですとね、第三者評価ということやら苦情もしっかり正面から受けとめていきますよと、文句言う人はにらんじやうよという時代

じゃないということですよ。しっかり言ってください。それが次のいい保育につながりますからという姿勢でね、今いるというふうには私は思うんですよ、どこまでそれが機能してるのかということは、まだ指導者のリーダーの力にもよってきますので、十分にそれは意識しておいてもらわなければならないと思います。

それからあと、保育士自身が悩むと、もうやっていけない。これはどういうところに相談したらいいんですか。病気になっちゃいそうだというようなこんなときですね。これは課長に相談するんですか。そういうシステムはありますか。

○子ども課長

私自身に保育士から心の悩みというんですか、そういった悩みのお話というのは、この1年間してまして、ありませんでした。

ただ、指導保育士がおりますので、指導保育士の方には話があるかと、あるなら指導保育士の方だと思います。ただ、直接的にそんな大きくというんですか、保育士自身が悩みというようなことを直接私も指導保育士から聞いておりませんが、ただ、1人ちょっと病気休暇で休んでる保育士はおる実態は承知はしております。

○中島委員

この補正の中で、人件費が削減されているものは、特に途中でやめたとかそういうことではないか、ちょっと確認をさせてもらいたい。これは一般的な給与の変更で削減されているのか、やめられたのか。今休んでいる方がみえるというって、その方の削減分なのか、その辺はわかりますか。そういう人たちがいるんですよ。

○子ども課長

今年度、保育士年度途中で4人の方がこの年度内、もしくは3月末で退職予定になっておりまして、それから調理員が1名ということで、人件費関係は秘書課の方が一括になっておりますので具体的ということになるとわかりませんが、退職年度途中にした職員もたしかおったかと思っておりますので、そういったことでいけば減額についても、この退職の影響だと思います。

○中島委員

担当課長、いくら秘書課じゃないからといってね、保育士がやめたかどうかわからないなんていうのは、ちょっとひどいじゃないですか。穴が空いちちゃったその場所は、だれが補てんするのとか、パートでまた補てんするんでしょう、あなたたちは。いつも穴が空いたらパート、パート雇うじゃないですか。パート雇うのは、あなたの権限で雇うんでしょう。パートも雇わないで、そのままほっとらかしにしてるんですかということになっちゃうでしょう。もう少し目を配ってもらわないと、職場の状況を。いい保育、いい保育といっても保育士がどんな思いで働いているのかも全然知らないでいちゃだめですよ。悩みをだれが聞くのかなと。知らない。指導保育士かなということぐらいであります。

指導保育士の役割というのは何なんですか、お聞きしますけども。あそこにいますよね。かつては見えなかったんですね、随分かつてはね。指導保育士は、あそこに特にいなかった。園長を経験してきた方が、園長を指導するということなのかよくわかりませんが、1人園長が持ち上がってきて指導保育士として市役所の子ども課のところに座ってるでしょう。どんな役割を果たすんでしょうか。

○子ども課長

やはり保育士全体の今言われました、先ほど指摘ありました保育士からの相談事も当然ありますが、総括という意味で、保育所の運営も含めて、保育士、園長も含めて、全員の総括的な立場で職名のように指導する立場ですので、総括というふうに言ってよろしいかと思えます。

○中島委員

非常にあいまいな感じがするんですね。課長の役割は何かなと思ったりもしますしね、保育園と子育て支援の学童保育とか手当の支給とか、それだけの仕事ですよ、あそこは。子供関係でね、手当を出したりでしょう。そうすると、課長も総括的な立場で、保育園の方が一番たくさんの仕事があるし、一番たくさんの120人近い人たちを抱

えた部署ですから、あなたの責任も一番そちらに向いてなきやいかんじゃないですか、ある意味。余り知らんよということじゃあ、ちょっと役が十分果たせているとは言えない。

それから、指導保育士に相談という話も、なかなかどういう形で相談される場が保障されているのかというと、特にはないんでしょう。そういう話し合いの場というのがあるんですか。園長会とかそういうところだとか、主任会だとか、そういうところのは出て指導されるという立場があるのかな。あるんですか。あなたもそういうところに出るんですか。園長会ともに出て勉強してみえますか。いかがですか。

○子ども課長

毎園長会、主任者会、毎月1回行われております。その場では、私、園長会は月1回のときは出ております。主任者会につきましては、当初の1回だけだと思いましたが、出席としては以上のようなです。

○中島委員

しっかり園長会も主任会もね、まだ1年しか私、経験がないから保育のことよくわかりませんと言ってるぐらいならね、園長会とか主任会とかね、しっかり出てくださいよ。全部出て、何が問題になってるのかということをおね、そういうところで把握するというのが必要なんじゃないですか。またそういうところで顔なじみになったら、課長ちょっと聞いてくださいと、私の悩みをって、こうなるんじゃないですか。そういう管理職と現場の先生たちとの溝を埋めるというそういう仕事が十分にされていない。だから不協和音がいっぱい聞こえてくるんですよ、保育士たちの。何のために調整役がいるのと。あなたがいて、そして係長がいて、指導保育士がいて、保育園の関係、そこに幹部が3人もいるんだけど、機能を果たさないで、現場では悩んでやめていく人がいると。もうじきまた1人やめるでしょう。主任が今度やめられるという話を私、聞きましてね、心痛みましたよ。一生懸命やってる方が、もう続けられないと。そういうことを真剣にいい保育を目指すならね、

先生たちが気持ちよく働いているかどうかということをもっと目を配ってほしいですね。

いま一度そういう役割、指導保育士の役割は何か、みんなの潤滑油になって働きやすいような、そういう指導をしてもらわないと、逆の変な意味の潤滑油じゃなくて変な油が入っちゃって回らなくなっちゃったというようなことではだめでしょう。だから、その辺は十分に本来の任務が果たしているのかどうか、私は強く反省を求めておきたい。努力してもらいたいというふうに思います。人事面でもほんとにいいかどうか検討してもらわなきゃいけないですよ。大きな問題が起きてからじゃ困るということ。余りリアルには言えないので、皆さんに何かかなと思ってらっしゃるかもしれませんけども、そういう大きな保育園の総括だとおっしゃってるんだから、苦情処理委員会も知らんよとか言っておったんじゃない。

ですから、そういう立場でね、1年目でほんとほうり込まれてね、あなたも初めてだと言いながら頑張っていってる努力は買いますけれども、もちろんね、経験がなかったということでしょうがない面もありますのであれですけども、でも、そういう立場になった以上は、そういう会合にも出て努力してもらわなきゃいけないと、こんなふうに強く思いますね。そのまた総括である部長は、どういうふうにそういった問題はお考えになりますか、全体の総括責任者。

○福祉子ども部長

今のお話聞きまして、大変心を痛めておるわけでございますけれど、今、保育士のいろんな悩みというのは確かにあると思います。私が課長のときも何度か相談に、相談に乗って何ができるわけではないんですけど、話聞いてくれと再三ありまして、その都度対応していたということが現状でございます。

仕組みとしましては、人事考課のときの面接だとか、メンタルヘルスとか、これは秘書課の関係でございますけど、そういった仕組み等はあるわけですが、ただ、本音で打ち解けて相談に乗れるようなそういった雰囲気づくりというのは大切だ

と思いますので、そういう面では欠けてる部分も随分あると思いますから、いろんな面で、今後、園長会、主任会、あるいは職員研修、いろんな面でそういうのも対応できるような、そういうことも一回話し合っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○中島委員

その発言でね、今後努力していただけるかなという気持ちになりましたけど、ちょっと話違いますが、平成20年度は総合窓口でいろんな形のリニューアルがありますが、子ども課は何かまた開かれた窓口というか、なりますか。その辺の具体的なことはまだわからないので、どうですか。子ども課変更がありますか。変更があるならば、そういうことも含めた内容でやりやすいようなレイアウトをしてほしいですね。どういうふうに計画されてますか。

○子ども課長

総合窓口の配置に関しては、企画課等が中心になって、もう既に来年度それぞれの配置が案では決定ということで示されまして、子ども課は2階の方になります。今の現状のところ、今の環境課の方にもう少し動くようになろうかと思えます。母子、児童の相談室の方たちが、あそこから、今現在個室になってる部屋から一般の我々のフロアの方に出てまいりますので、その分、多少環境課の方に移っていくというふうに今のところ予定しております。

○中島委員

少しいざるということは広がるということですか。手狭ですごく、あそこで話なんかとてもできないわね。少し広がって、子ども課が独立して子供というところで子育て支援ということで部の名前まで変わってね、その部長が子ども課にいないってこういう感じにもなって、もう少しあそこを広くして子供のことは何でも御相談くださいというような陣取りで部長、課長というこういう体制をしいていただいて、いろんな相談が受けられるよということになった方がいいんじゃないかというふうに思うので、その辺は今後のレイアウト

ト、具体的なレイアウトの段階で十分私は議論していただけるとありがたいというふうに思いますが、もうそれは今も話し合いが進んでいるんですかね、具体的な配置まで。そういう可能性というものは求められますか。

○子ども課長

今これで25日が内示かと思うんですが、私の方も人員要求もしてますので、その人員要求とかです、やっぱりそれ以後にならないと場所の配置とかいうことも具体的にはならないのかなというふうに思っております。

○中島委員

あといろいろあるんですけど、一点だけ。

保育室事業というのがあります。当初予算が885万4,000円、減額補正が253万5,000円、こういう内容になっております。これは認可外保育園、私もやってるのでちょっとあれなんです、実態として訴えたいということもありますので、認可外保育園が幾つかありまして、そこへの委託料というような形で委託料が支給されている金額であります。

これは一人幾らということであるのと、そのプラスアルファというのがあるんですけども、その中に、例えば今、保育料条例とかいろいろなところでも出てきております一時保育、延長保育、障害児保育、障害児保育は率が違いますけども、そういうことをやった場合にはプラスの援助があるかというところと全くないんですね。延長保育やろうが、一時保育は全く補助の対象外というようなことで、公立の一時保育に入れなかった人たちが回ってくる。公立の入れなかった方が来て延長保育をするという受け皿になっているんです。それこそ全くもうけなどない大赤字の中で運営をして、物資販売で運営を補っているというね、認可外の実態、先生たちの給料もいつまでたっても上げられないというようなね、お互いに共同保育の形態で私も保育園はやっておりますけども、ただ、そういうふうな一時保育だとか、そういった特例の保育を実施をした場合でもね、何の援助もないというふうなものはこの認可外保育園であっても、そ

れは特別な手だてが要するということからして、もう少し配慮すべきではないかというふうに思うんですが、そんな検討をぜひお願いしたいんですが、いかがですか。

○子ども課長

今、中島委員が述べられたように、今現在、委員の保育園ではさくらんぼ、華の子ランド、ミルキーハウスと、三つの認可外保育所の方に一人当たり月額2万4,800円と、それから基本額年額35万円ということで委託料ということで支給の方をさせていただいておるわけですが、今お話のあった一時だとか特別の保育ということのお話ですが、一度私どもの方もそれにつきまして内容等を研究させていただきたいというふうに思います。

○中島委員

障害児保育の要望が、ちょっと重度の方ですがね、重い方が、家庭的な小さい保育園の方が安心だからといって、あえて上のお兄ちゃんとは別の保育園を選んでほしいという足を運んで見えました。看護師を入れないと受け入れられないですね。こういうような状況もあります。お母さんのそれは選択ということでお見えになって、ぜひという話で、どうしようかねということ話し合いはしてますけども、やはり重度の障害ということで、大きな保育園だとちょっと心配というそういうこともあって選ぶという、こういうことがあった場合に、やはりそれなりの体制を、あくまでも委託ですから何かがあってはいけないということで民間保育園の委託料と同じように認可外への委託料についても、その辺の配慮をやっぱりしていかないといけないんじゃないかというふうにご考えておりますので、障害児は初めてですが、一時保育等については前々から指摘をしているんですが、何もないということで、その辺の検討をぜひお願いをしたいというふうに思いますが、いかがですか、もう一度。

○子ども課長

先ほどの答弁と同じになるかと思いますが、一度研究させていただきたいというふうに思います。

○田中委員

補正予算書の63ページと清掃事業に関して若干質問をさせていただきます。

63ページの再生資源回収報償金、この説明と、65ページ、粗大ごみ収集運搬委託料、それと分別地区集積所整備工事費、もう一点が、生ごみ堆肥化事業補助金、ちょっと説明してください。

○環境課長

まず、63ページの再生資源回収奨励報償金ですね、これにつきましては、各集積所、こちらの方で地元の区長初め役員、こういった方々に資源の回収といったことに携わっていただいておりますというようなことで出ております報償金ですけれども、当初との差異が出たというようなことで減額をさせていただきます。

それから、同じく、粗大ごみの収集運搬ですね、これにつきましても、当初との差異というようなことで減額をさせていただきます。

それから、生ごみ堆肥化事業ですね、これにつきましても当初との差異ということで減額をさせていただきます。

あと一つは、集積所の関係ですけれども、これにつきましては、補正等で増額をさせていただいた部分があるんですけれども、そういったものの中で、これにつきましては、水道の設備といったものが不要というようなことで減額、また、整備工事につきましても請負差金というようなことで減額ということでございます。

○田中委員

当初予算との差益でこうなったんだと、最初からわかるとの話でね、差益が出たからこういう現額補正をされとるわけですから、ちょっともう少し細かい数字を教えてください。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員

そしたらね、こっちから質問します。

粗大ごみ収集運搬委託料、来年度の当初予算でいけば382万円、平成20年度にね、ちょっとこれ具体的な何件の粗大ごみの依頼があったのかね、その件、一回聞かせてもらえますか。

それと集積所、これに関して、例えば今年度の当初予算の中で、また補正を組まれたと、具体的にはどことどこと、こういうことも一回ちょっと教えていただきたい。

生ごみ堆肥化、これは細かくなるけどね、電動なのかコンポストなのか具体的な数字をどのぐらい出したのかというね、その件での状況を聞かせてほしいな。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時09分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険健康部長

申しわけございません。ちょっと発言の訂正をさせていただきます。

先ほど中島委員から御質問のあった住宅改善費の補助金の件でございますが、私、2段階上がったと申しましたけども、3段階ございました。したがって、要介護1の方が4になった場合には、もう一回10万円なり15万円が使えるということでございます。

それと、10万円、15万円の範囲内であれば、これは介護度が変わらなくて何回でも使えると。今言った10万円使い切っちゃっても3段階以上上がる、もしくは転居された場合には、さらにもう一回10万円なり15万円、2回までではなくて要支援1からですと3回使えるということになります。

○国保医療課長

大変申しわけございません。広域連合議会の11月にごございました関係資料、ただいまお配りをいたしました。急遽つくりましたので、大変見にくいつくりになっておりますけど、どうか御容赦い

ただきたいと思います。

○環境課長

先ほどは、どうも済みませんでした。

田中委員の御質問の件で、順次ちょっと順番が違うかもわかりませんが、まず集積所の整備工事の関係ですけれども、平成19年度におきましては新地地区、これが水道の工事の関係をやっております。それから、上重原町の関係の集積所、これを2カ所予定をさせていただきましたが、1カ所と。それから、宝町町内会、この集積所の整備工事、それから、本町の町内会の集積所の関係ということで実施をさせていただいております。

それから次に、粗大ごみの収集の運搬の委託の関係ですけれども、平成19年度1月末ということですが、729件の改修ということでございます。

それからあと、生ごみ堆肥化の助成の関係ですけれども、これにつきましては、これも1月末ということで実績が36基の助成分ということでございます。電動生ごみの処理機、これが28基、コンポスト容器の関係が6基、ぼかし専用容器、これが2基、合計で36基ということでございます。

○田中委員

最初の再資源ごみの回収ということで、さっき課長は、町内会の分別収集の報償金の減額補正だというふうにおっしゃったような気がしたんですが、これは子供会とかPTAと町内会を含めた再資源の回収の報償金の補正減額だと、こういうことでいいですか。

○環境課長

今おっしゃられたように、PTAだと子供会ですね、あと、町内会ということの報償金ということでございます。

○田中委員

子供会、PTAの活動状況含めて、報償金の申請をこれからされる団体というのはいらっしゃると思うんですね。ここで補正減額をされたんですが、まだ3月31日まであるものですから、あと申しわけない、私のところもまだ申請してないものだから、申請してない団体って何カ所か幾つか団体あ

りますか。

○環境課長

ちょっと数をはっきりどこがというのは今ここで申し上げられないです。

○田中委員

いろんな事情があつて、年4回申請書を出すように御指導があります。ようわかっております。だけど、その団体によっては事情がありましてね、3月31日まで申請書がおくれたと過去にそういうことが一回ありましてね、そこでひと悶着あつたことがあるんですよ。3月31日まで出さんとあかんぞと、報償金は厳しいぞと御指導を受けたんです。上の方に御指導を受けたら、まだ出納閉鎖がまだやってませんからええぞということで、ちょっと余裕を持って申請書を出したということがうちであるんですね。だから基本的には最終的にもうちょっと早目で申請書を出すべくだというふうには反省をしてるんですね。

そこでね、これは平成18年度実績からいうて、子供会、PTAの平成18年度の実績77万4,546.9キロ、1年間の回収実績、町内会が40万3,780キロ、町内会30カ所ぐらいでやっとなのかな、紙類な。今、子供会、PTAが三十五、六かな、ちょっと減ってきておるから。そっちの方が回収量はあるわけですね。地区の方は二月に一遍、基本的には第4土曜日かな、第4土曜日で2時間とか3時間と回収やってるわけですよ。実態的には新聞、紙類の排出量に対しては、この今地区でやってる回収方法というのは限度がきとるんじゃないかなと。これも立ち番が立ちますからね、二月に一遍、役員の方が立つわけですよ、そろそろごみの減量という立場からいえば、紙類のステーション方式でもいいから路線収集というかね、そういう段階ね、今、中日新聞がやってるじゃないですか、一月に一回。だから新聞紙とか雑誌とか段ボールというのはそうそんなに風で飛ばないから。高齢者の方は、1カ所でやっとな、新聞とか雑誌とか持って行くのは大変だね。100メートル、200メートル先までは台車があればいいですよ。だから一回、担当部長、検討する余地があるんじゃない

のかな、そういう気がしますね。中日新聞も仕事でやってござるけど、市が行政が先頭走って分別収集するぞという態度を示さんとね、地区で紙類の収集というのは限度がきてるんだという感じがしますが、どうですかね、担当部長、見解。

○市民部長

今、資源回収について御提案をいただきました。御案内のとおり、PTAとか町内会なんかですけども、とりわけ各年度ごとに申し上げると、PTA、子供の会は毎年1団体ぐらいずつ団体数が減ってきております。これは多分、子供会、PTAの組織化の問題だろうというふうには思っていますし、回収する労力について、なかなかかかってのような力がなかなか出てこないのかなという部分があるかと思っています。

そして、もう一つは、町内会の回収は集積所で月に一回、これは市の方からある部分お願いをしてやってる部分もありまして、私の方としては、資源回収の報償金ということで、それなりのお金をお支払いをさせていただいているところなんですありますが、そういう紙類の回収について、市が新たなシステムをつくって紙容器包装ごみというような形で紙容器包装の部分をやったとしても段ボール、新聞紙、雑誌類等については、その中に入れていけるかどうかということになると、多分これはなかなか難しい問題なのかなというふうには思っています。

そういう意味では、段ボール、紙類、新聞紙等を市で回収していくところがいいのか、本当は団体の回収がほかの市町なんかですと団体回収というのがかなり中心で動いていただいて、今の世の中ですとアルミ缶だとか、それから紙類についてもかなりお金になってくるということで、団体の団体の事業としては非常にやりやすいところなんですけど、問題は、そういう方が出ていかれる作業をされる方が、なかなか出てきていないということが今の実態かなというふうには思っているところであります。

ちなみに私の住んでる岡崎市なんかですと、町内会、子供会とか小・中学校、保育園のPTAな

んかがやってるわけですけども、各自宅の前に出しておく町内のPTAの役員が、みんなぐるぐる回って回収していってくれますので、私の方としては、そういうようなシステムが大変私個人としては非常にありがたいことを思っているところではありますが、市がそれを個別回収を路上でやるということについては、ちょっと一度、新聞紙等とは少し違いますので、検討をさせていただきか方法ないのかなというふうに思っています。

以上です。

○田中委員

いやいや、違うんだ。容器包装の紙製のことは私、一言も言ってないよ。そうじゃなくて、今、地区で新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、そういうことで今、分別収集していると。そこには立ち番がおって役員が来て、二月に一遍やっておるわけ。集める量的からいってもね、またそんな新聞とか雑誌とか持って行くことも大変なことですよ。これから高齢化になるからね。そしたら、やっぱり自分の階段の下、自分の家の前に置くぐらいでね、さっき言ったそういうシステムができるのが一番ええ。団体があって、団体の人たちが、前へ出しておけば、みんな拾ってくれるようなそういうシステムができればええ。だけど、そういうことは基本的な行政としては、これからどうかなという感じがするんやね。だから、できればどこかの業者に委託されて、早ければモデル地区をつくりながら、一回やってみたらどうだろうと。そこでどういう成果が出るか見て、財政的にも厳しいのかなという感じがあれば、また次のこと考えなあかんけど、一回ちょっとまた研究をしていただければありがたいと思います。

もう一つは、集積所が今54カ所、そこにはほとんど役員とか、団地の場合は私たちは毎年年間1,800円、立ち番をやる方の報償というのかな、報酬というか、そういう年間1,800円毎年払ってるんですね。そういう形でそれをあてがいがながら立ち番やっていただくと。この近隣都市見れば、立ち番をやりながら、こういうある一カ所で資源

ごみを回収してるというのは、ほとんど余り見たことがない。刈谷市でも岡崎市でも安城市でも、もう看板一つあって、かごがあって、豊明もそうだ。そうすると、知立市は立ち番がおらんと整理整頓とんがでкинような都市なのかとかね、極めてそういう印象を受けるわけ。安城市か豊明市に出すのに立ち番がいらっしやらないところが、道徳が乱れて集積所が乱れてるかという、そうでもない。それが一つね、これ考え方。

もう一つは、地区に対して1カ所とか2カ所とか町内で今基本的な、そうすると団地とかようわかるけど、遠いところも実は瓶持ちながら自転車で通いながら、この実態というのはね、やっぱり瓶とかそういう資源ごみを持って行く場所が余りにも少な過ぎるというね、これは本会議でも部長が目標、決意を述べられたと。だから立ち番の問題と集積所の余りにも集積所が数多くなれば、どうしても立ち番制というのが大変だなと。全部百何カ所ぐらい集積所できたときに立ち番要るとなれば、これはちょっと基本的には難しいだろうという感じはするんですよ。だから、そういう意味では、立ち番制も現状ではしょうがないだろうけど、今後の集積所の基本的にはどういう方向性でふやしていくかというやつと、この立ち番制そのものを徐々に一回看板一つでええのかね、何か方法があって、人がいなくてもいいような体制づくりを今後やっぱり考えていくべきだろうと思うんですがね、一回担当部長の考えを聞かせていただいて。

○市民部長

今、田中委員からは、ごみ集積所の件について御提案をいただきました。私も本会議でも申し上げたとおり、数が三けたにしたいということを申し上げました。そこには当然、立ち番という問題は、私自身考えておりません。これは市民の方一人一人が自覚をしてやっていただくということが大原則だろうというふうに思っています。

ただ、知立市の場合は、今まで既に各町内に24万円、それから人口割、世帯割ということでかなりの金額が出てまして、平成20年度は1,824万円

の予算をお願いしてることでありまして、そことの関係からいくと、それはもらいたいのは、場所はたくさんはということになると立ち番という問題が当然うちの方は事務的なことを課さなきゃいかんもんで、それをなしというだんだん減らしていくというような方向と立ち番がないような方向ということとかセットになるのかなということは考えてますが、当面は立ち番がなくてもできるような方策をとりたいということは思っています。

モデル地区というようなものというお話なんです、今お住まいの知立団地なんかは、そのモデル地区になり得る場所なのかなとは思ってますし、上重原の特定区画整理ですとか、第三区画整理なんかで要望が出ていたところは、ごみの集積所が1カ所もありませんので、今回3月に八鳥のところに1カ所できたんですが、ほかのところは、どうも車の入らない場所でさくになってあるところはどうなんだろうというようなことも私の方から提案をさせていただいてまして、それがうまくいけば、そこがモデル地区になって安城市や岡崎市や刈谷市、豊明市、今御提案になったような場所でやればですね、10日もたたなくても市民の方一人一人が自由にやっていただければいいのかなとは思っています。特に山町なんかは、この大きな町内に1カ所しかないということで、大変運んでみえる方も苦勞してみえるなど。当番に立ってみえる方も苦勞してみえるなどということは思っていますので、私としては、そういう考え方であります。

以上です。

○田中委員

市長ね、私、ポイントとして三つ申し上げます。一つは、紙類の収集に対してステーション方式にするのか、路線にするかわかりませんが、市としてきちっと今の収集体制から脱却してね、ほんとは中日新聞に負けんような路線収集をやっていただければごみ減量につながるかなという感じがします。

これが一点と、もう一つは、集積所をどうふやしていくかと。なかなか立地条件とかね、了解を得ないかんという大変な問題ありますけど、これ

は二つ目。

三つ目は、さっき言われた立ち番、当番制ね、この付近は、もっと知立市は文化は高いと思う。僕はそれ知ってるんですね。もっとやり方があるんじゃないのかと感じるものですからね、その件三つを踏まえて、最後のお考えお聞きしたいと思います。

○本多市長

今の現状の中での今後の方針につきましては、部長が答弁をさせていただいたとおりだというふうに思っております。

今、御質問のあった紙類ですね、私ちょっと本会議でも少しお話をさせていただいたんですけども、大きなスーパーなんかのところへ市が設置をして、そこに紙だけを入れていってもらおうというような豊田方式もあります。いろんな方法ありますけれども、紙類については、今、中日新聞はもちろんやっておっていただいて、ここへ出しておいといてくださいという持って行ってくれるんですけども、それが中日新聞の路線収集みたいな感じなんです。そういう意味からいくと、市が路線をできないことはないというふうに思います。

ただ、その路線収集やったときの回収の仕方と、それから今のやり方と、確かに新聞紙なんか重いものですからね、あれをかなり先へ持って行くというのは大変なことだということはおわかりますけれども、予算の措置の関係とのこの辺も考えていかなきゃならないのかなということで、その辺を一度調べさせていただいて、紙類については今の燃えるごみと同じような路線方式に切りかえていった方が年間予算としてはどういうふうに変ってくるのかなということは一度すぐ出してみたいというふうに思っております。

それから、今のことによってどういう方法をこれからとっていくのかということを考えていくべきだというふうに思っております。

それから、分別につきましては、部長が答弁させていただいたとおり、分別箇所ですね、三けたということをお話をさせていただいたのは、もち

ろん人的な配置なくてやれる場所と。それも市の公共用地のところを使うというのは、なかなか実をいうと問題があるんですけども、どうしてなければですね、かごを幾つか置いといて、瓶、缶、集合マンションなんか全部その方式でやってますが、実は、うちもそうでありまして、ほんとに皆さん、すすいできれいに分けて置いてあります。だれも見ておりません。確かにマンションの敷地内ですのでね、見られとるといかにというそういう気持ちもあるかもしれませんが、今、田中委員おっしゃるように、私は、そんなモラルの低い方というのは、そういないと思うんですよ。

ですから、分別については、ほんとに町内会の皆さんにこことここの場所にかごが置いてあるということを町内会の役員が知らしていただいて、もちろん市も知らず方法ありますけれども、それでなるだけ人が立たなくていいような、そして数をふやしていく。ただ、数をふやすと回収もなかなか大変な作業になるわけがありますけれども、これは人的配置をやってですね、いろんな手当をやっていくよりも、予算的にはきつと余り変わらないのかもしれないというふうに思っておりますので、これを部長答弁のとおり、やっぱりふやしていくことを考えていきたいというふうに思っております。

それから、立ち番の関係も同様でありまして、立ち番、正直申し上げて、町内の役員大変だなと思いますけれども、それを誇りに思ってくださいている方も中にはおみえになりますので、せめて町内1カ所ある本拠地だけは数人の方で見守っていただいて、あと、いわゆる点在するかご置き、そういうところにつきましては、ほんとに無人できちと整理がされるようなそんな知立市をし目指していくごみ行政にしたいというふうに思っておりますので、研究に入りたいというふうに思っております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第23号について、挙手により採決します。
議案第23号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成
19年度知立市一般会計補正予算(第4号)につい
ての件は、原案のとおり可決すべきものと決定し
ました。

議案第24号 平成19年度知立市国民健康保険特
別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

107ページ、基金繰入金2,291万1,000円という
ことで財政の補正がその一部に充てられておりま
す。基金残高という点では、この段階でどれだけ
になるのかお知らせください。

○国保医療課長

補正をした時点で7,437万4,000円でございます。

○中島委員

例月出納調査のこの中を見ましたらそういうこ
とかなというふうになっておりました。

あとは減額、保険基盤安定繰入金は6割、4割
の繰入金のマイナスということで、これは該当者
が予定より少なかったということなのかどうか、
その辺は。

○国保医療課長

最終的にはそういうことになるとは思いますけど
も、当初予算で見込んだ額よりも少なかったとい
うことも一つあります。

○中島委員

これは出し入れの調整ということだけですので
あれですけども、ここでもこれも介護納付金の負
担金も連合の方からといいますか、負担が少なく

なった、介護保険の全国的な影響でこの金額が減
ってきたと、こういうことですか。

○国保医療課長

この介護保険の負担金と申しますのは、全国平
均で一人当たり介護保険料をどれぐらい使われる
かというその見込みの上で、あと、2号保険者の
数を掛けて負担金というのが出るわけですが、
その額が当初予算は見込みが多かったということ
でありまして、結果的に支払い基金から支払いの
通知があった額が補正後の額ということでござい
ます。そのための減額補正ということでございま
す。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第24号について、挙手により採決します。
議案第24号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第24号 平成
19年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第
3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

議案第26号 平成19年度知立市老人保健特別会
計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号について、挙手により採決します。

議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第26号 平成19年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 平成19年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

191ページ、郵便料と行政連絡員の負担金が新たに計上をされております。この目的と内容についてお知らせください。

○長寿介護課長

平成20年度から始まります生活機能評価健康診査事業の健診対象者を把握するために前倒して実施をしませんと、6月から始まります個別医療機関による健診に間に合うことができませんので、このような形で計上をさせていただきました。これは二つとも同じ理由です。

○中島委員

これを65歳以上の方ということで送られたんですかね、介護保険だからね。

それで、特定健診があるその予備段階の調査票ということでもいいんですか。生活機能評価。

○長寿介護課長

私どもが行いますのは、御存じだと思いますけど、基本健診が生活機能評価と特定健診と健康診査事業という三つに分かれますので、私どもの場合は生活機能評価ということで基本チェックリストを回収するというので、被保険者の方から要介護者の方を除きまして65歳以上の全員の方に基本チェックリストを見本を同封しまして郵便回収をするという形で実施をしました。

○中島委員

介護を今受けてる、要支援は別ですね、要介護者を除くと言われたよね、今。じゃあ、もう一回、対象者を正確に言ってください。

○長寿介護課長

要支援1、2、要介護の1から5の方を除きまして発送させていただきました。

○中島委員

まだ認定を受けていないという方を全員ということで出したと。そういう方たちが、この調査票に回答をアンケートを書いて返送をすると。その次、先ほど説明があったかどうかわかりませんが、その次の段階はどういうふうに行くんですか。特定健診とかいろいろありますけども、どういうふうになるのか、もう少しこの次の段階のことを教えてください。

○長寿介護課長

今、発送させていただきましたので、約9,000人ぐらいの方に発送しました。回収率は70%と見込んでおりますので、6,300人ぐらい回収できると思っておりますが、お年寄りの方は律儀なものですから、思ったよりたくさん回収できると思います。

それで、その回収をしました基本チェックリストによりまして、特定高齢者候補者をこちらの方で選定をさせていただきます。その選定をされた方につきまして、健診表をまた公達員によって届けさせていただいて、個別の知立市内の16の医療機関で個別によって健診を受けていただくつもりでおります。実施期間は6月から12月の間です。

○中島委員

その健診というのは、いわゆる特定健診ということでよろしいんですか。全くこれは介護保険の対象者は別ということじゃないですよ。それはダブるから会計上こちらから繰り入れがあったとかっていう話がありましたけど、健診そのものは特定健診ということで同じでもいいんですね。

○長寿介護課長

私どもが行います生活機能評価と特定健診事業というものですけど、65歳から74歳までの方が特定健診なものですから、私どもは65歳以上全員の

方なものですから、重複する分につきましては私どもの方で国保の特会の方にお支払いをするということですが。

○中島委員

受ける健診は特定健診、いわゆる前から言ってる特定健診そのものということではないんですかっていう、健診そのもの。

○長寿介護課長

健診項目につきましては、異なるところがございますので、生活機能評価で受ける健診項目と国民健康保険の保険者が実施する特定健診とは項目が違うところがありますが、問診とか、例えば採血とか重複する分につきましては、介護保険の方で国民健康保険特別会計の方に対象者分だけを支出するというところでございます。

○中島委員

ちょっとよくわからないんですけど、重複する部分、特定健診と同じだよという部分について、これも個別健診ですよ。だから同じような特定健診を受ける方も病院に行って受ける、この方も受けると。受けるんだけど、その項目がプラスアルファがこちらにはあるということですか。健診の項目がプラスアルファあるの。何の分を繰り出しをするんですか。

○長寿介護課長

具体的に申しますと、私どもの方で健診にかかる費用でございますが、問診、計測、診察、これ270点です。この分は特定健診とダブっております。それと、健診結果をまた受診された方は個別で受けていただきますので、再診料、外来管理加算料、これ合わせまして123点。ここは必ず重複する部分でございます。それで、医師の判断に基づき実施をしていただくものが血液の検査になりますので、それが採血料を含めて158点です。それと、もう一つ、心機能ということで心電図も医師の指示によってになりますので、それが150点です。計合わせまして生活機能評価、65歳以上の方にかかる健診費用は763点と見込んでおります。

それで、隣の各課の話になってしまいますけど、特定健診にかかわる分につきましては、重複する

ところが問診、計測、診察、先ほど言った血液検査、健診結果、これも採血する費用なんですけど、そこら辺は重複しますので、その分につきましては、介護保険特別会計の方から国民健康保険の保険者の方に重複するものだけを私どもの方で負担させていただくということです。ですから、特定健診につきましては、脂肪だとか肝機能だとか代謝系だとか尿、肝機能の検査を行いますので、その分だけにつきましては国民健康保険特別会計の方で執行になると思います。あわせて、75歳以上の健康診査事業もありますので、それは先ほど言いました重複する分が私どもの会計で負担させていただくということです。

○中島委員

だいぶはわかってきたんですけども、私が疑問に思うのは、今この予算は郵便料と行政連絡員が配付したという予算でね、今の繰り返しとかは当初の予算ということになりよ。考え方だけ聞きたいのは、同じ市民で基本健診をやっている、それがなくなって特定健診、これに対しては一般会計で全部見ましょうということで国保会計に国保の健診については全部一般会計から入れると。ダブる部分について、介護保険の関係からは、その会計から出すと。その人たちも本来は一般会計から補てんしなきゃいけないんじゃないかなというふうに私、思うんですよ。介護保険料で負担をする部分を、今、介護保険の方は会計はまだ少しは余裕があるかということとそうなるのかどうかは私わかりませんが、両方の保険とも保険に頼らないで健康診査をやろうという特定健診もそうですけども、そういう立場からすると、介護保険にかかわるというふうにはおっしゃるんですけど、ダブる部分は介護保険料で負担しますというふうにおっしゃるんですけども、それはちょっと整合性という意味でないではないかと。その点は、まだ十分な理解ができない部分を含めておわびしますが、そういう健診について、市が責任を持つということが、この介護保険に関係してもなくてはならないのではないですか。どうですか。そういう議論にはならなかったんでし

ようか。

○長寿介護課長

今おっしゃられますことは十分わかりますけど、費用配分の話になると思うんですね。費用対価はどのようにして補てんするかという話になりますので、この費用対価という話になりますと、介護保険の方としましては保険給付の見込額が平成20年度は3%ということで、これは地域支援事業の枠の中で3%執行できることになっておりまして、介護予防事業2%、包括的と任意で2%、合わせて3%以内ということで予算の組みかえができますのでそこで行いますが、市負担分としましては、保険料で19%は負担しなければいけないんですけど、あと、国庫支払い基金、県、それと一般会計から入れていただくお金というような形で財源構成されておりますので、すべてが保険料に転嫁されるということはないと思いますが。

○中島委員

保険料に転嫁されないであれば交付金でくるんだと、こういう話ですか、今の話は。

だから、保険料に負担なくこの特定健診のこちらにかかる部分については保険料から出すけれども、だけど、次の介護計画、いろいろな段階での試算で、その出した分が保険料の値上げということには一切関係ないんだという、こういうことですか。それならいいですよ。

○長寿介護課長

具体的に財源の内訳ですけど、国庫が25%、それで保険料の19%につきましては、これは保険者である者が負担しなければいけませんので、ですから、例えば平成20年度で多分470万円ぐらいのお金がかかると思います。介護保険で持つ分が。その19%分については保険料を充当させていただきます。

○中島委員

ここで長々できない。もういいですけど、影響しますよ、それは保険料に。だから、国保には影響しないように一般会計から入れましょうと決めて決断をしてもらったのに介護保険の年齢に達した人たちについての健診のところについては介護

保険料でも持ちなさいという部分が入ったので、それはすべて一般会計で国保の特定健診、これについては一般会計でというふうに当初の私、約束どおりかなと思ったら介護保険関係のものだけは違う財源構成として示されたので、そのところを私は約束とちょっと違うなど、そんな感じがしたものですからね、その点は、部長どうですか。

○保険健康部長

生活機能評価、これは介護保険の方の保険者に義務づけられております、65歳以上の高齢者について。それで、この事業は地域支援事業の対象ということで、地域支援事業の中の介護予防事業ということになっております。それで、地域支援事業は交付金の対象となるのが保険給付費の3%以内ということで介護予防事業は2%、先ほど説明したとおりなんですけども、したがって、初めからこの3%の枠でもって地域支援事業は計画をされておりますので、今回これが加わったことによって保険料に影響があったということではなくて、これが入ることによって3%以上にもともと地域支援事業使っておりますので、これが入ったことによって3%超えた部分がさらにふえたということだけであって、あくまでも保険料は、その3%についてのみしか19%もらえませんので、保険料には直接影響はないということです。

それと、この事業、別に介護保険特別会計の中でやってももちろんいいわけなんです。そうした場合には、国保の特定健診について何も保険料はいただいてないということは言えると思うんですけども、たまたま国保の方の特定健診に合わせてやっていただくということで、会計の処理上、介護保険の特別会計から負担金を国民健康保険特別会計に出すということでございますので、その評価だけとらえますと、確かに保険料が19%充当されておりますけども、特定健診にかかる分については保険料は充当されていないということで御理解いただきたいと思います。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号について、挙手により採決します。

議案第28号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第28号 平成19年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

二、三点お聞きします。

まず、予算書の93ページ、市民相談員の相談業務委託費169万7,000円、これは前年度と同じなんですけど、今、相談件数というのはどのような推移になっておりますか、わかったら教えてください。

○市民課長

これはですね、社会福祉協議会の方に委託をしております、そちらの方でやっております、平成18年度実績なんですけど、開催日数が52日、相談件数が132件でございます。

○高木委員

132件中ですね、外国人という方はみえるでしょうか。みえたら何人ぐらいみえて。

○市民課長

こちらの相談委託の方の相談の中には、外国人の方はみえないんですけど、私どもの市役所の方の中でやってみえる外国人相談ということでよろしいでしょうか。

外国人相談ですが、平成19年度の1月末現在でございますが、人数で3,666人、件数で4,711件で

ございます。

○高木委員

外国人が非常に多いですね。どっちにしても市民の皆さんが、気楽にだれでも相談に来れるような雰囲気に対応してもらえればというふうに思っております。

この件はこのぐらいにしておきまして、次に、予算書の115ページの所有権移転登録等委託料と高齢者いきがいセンター等設計委託料、これ合わせて2,527万9,000円、これの概要の57ページに大体書いてあるんですが、どのようなイメージのものが、設計の段階なんでまだわからんと思いますけど、ある程度のどのようなものになるのかわかっておいたらイメージだけでも教えていただきたいと思います。

○長寿介護課長

今、考えています建屋の大きさですが、鉄骨造りの2階建てで延べ面積を900平方メートルと考えております。この900平方メートルの中に障害者の交流の場ということで、168.1平方メートルのものを組み込んだ建物をつくらうと思っております。

それで所有権移転登記と手数料の88万円ですが、これは福祉の里八ツ田の用地の中を建屋をつくる時に建ぺい率等を出さなければいけませんので、これは分筆する費用とさせていただいてよろしいかと思っております。

○高木委員

これの総費用というのはどのぐらいなのでしょう。

○長寿介護課長

建物につきましては、本体工事が1億8,900万円と思います。それで共通仮設費だとか一般諸経費がありますので、工事費の計が2億3,400万円程度かなと思っております。

○高木委員

これの完成時期というのは、いつごろをめどにしておられますか。

○長寿介護課長

完成時期は、平成21年度を予定しております。

○高木委員

この概要に書いてある平成21年度に高齢者いきがセンター分離というこの時期に合わせてつくるといことですね。大いに期待しておりますので、納期おくれないように、ひとつお願いいたします。

それでは次に、予算書の117ページですが、障害者福祉タクシー料金助成扶助費ですか、538万9,000円、これ前年度が410万4,000円といこととで120万円ほどふえておりますけど、このふえた内容をお願いしたいんですが。

○福祉課長

タクシー料金の助成でございますが、従来タクシーの利用枚数券が36枚といこととでございますけれども、頻度の多い、通院の多い方に枚数を倍にして72枚交付するようになりました。そういったような当初予算でふやしておりますので、予算もその分ふえております。

そのほかに、リフトワゴン車、リフト車両、ストレッチャーの装置のワゴン車、こういった方が申し入れがありました場合は、これも倍といこととで利用券を交付させていただきます。したがって、予算もその分ふえております。

○高木委員

回数が多い人は72枚といこととなんですが、回数が多い人はどのような形で人数を把握されるんでしょう。

○福祉課長

回数と言いますと、週に1回通院される方でありまして、医師の証明を出していただくといこととになっております。証明を出していただきましたら72枚交付と。リフト車につきましては、申し出といこととで72枚交付するようになっておりますので、よろしくお願いたします。

○高木委員

この利用方法ですね、1枚につき610円で利用枚数ですか、6枚までといこととになっておりますが、これは何を基準にして決められたんですか。

○福祉課長

一度に多く使っていただくのが本来ですけど、余り多いとその分、急激に減ってしまうと利用が

年間通しての利用ですので、なるべく枚数を絞らせていただいたといこととで始まっております。

○高木委員

では次に、予算書の139ページ、これは概要の71ページ、エアコンを3歳未満の保育室にもつけるといこととで、非常に結構な事業じゃないかと思ひます。6室分といこととなんですが、どこどこどこへ設置されるか、わかったらその設置場所を教えてください。

○子ども課長

今年度で2歳児の部屋までエアコンの方が入りましたので、来年度からは3歳児以上の保育室の方にも入れていきたいといこととに思っています。

今のところ、部屋といひますか、それぞれの保育園、11保育園あるわけですが、2カ年にわたって来年度6園、その平成21年度には5園といひ計画で設置していきたいといこととに思っております。

○高木委員

では次に、予算書の151ページですね、下から2番目に刈谷医師会館建設補助金1,000万円といこととなんですが、これは概要の58ページだったかな、事業の場所だとか本体工事、外装なんかは概要に書いてありますが、これは完成時期といひのはいつごろに予定なんでしょうか。

○健康増進課長

平成21年の4月ごろでございます。

○高木委員

これの総費用はわかりますか。

○健康増進課長

ただいま基本設計から実施設計に入っておりますので、おおよそ概算でございますけど6億5,000万円でございます。

○高木委員

これを刈谷市と知立市と折半になると思ひますが、比率はどういう形でしょうか。

○健康増進課長

費用の割合ですけど、刈谷市と知立市、そして高浜市も入ります。費用の割合と申しますと、当初医師会の方から話がございました。当初は総事

業費が6億円になるのではなかろうかという計算をされました。その時点で、一応おおよそですが、その10%を3市で負担しましょうと、そういう話し合いがなされました。今現在、負担割合でございますけど、刈谷市が6,000万円ですか、知立市と高浜市が1,000万円の補助金を出します。

○高木委員

それじゃあ、次に、ごみについてちょっとお伺いします。

まず、平成20年度のごみの低減活動、何か目玉ございましたら教えてください。

○環境課長

平成20年度の目玉というお話でございますけれども、事業内容としては平成19年度とほとんど変わっておりません。

ただ、概要書の65ページの方に載っておりますけれども、新規事業ということでチャレンジエコファミリーということでここに事業の目的、概要書いてありますけれども、市内の方に参加をさせていただいて、ごみの減量とか節減、こういったことに挑戦をさせていただいて、これもどれぐらいの効果があるかというようなことを実感をしていただくというようなことで、これにつきましては、また次年度以降も効果があれば広めていきたいなというようには考えております。

以上でございます。

○高木委員

エコファミリー体験事業ということで65ページも書いてありますが、30世帯というのは、どのような形で選ばれるのか。また、何か終了証だとか認定ステッカー出すということなんだが、今後よければ続けるということなんですが、その辺をお聞きしたいと思います。

○環境課長

これにつきましては、広報による公募を考えております。

それですね、いろいろ実施をしていく中で、説明会をしたりとか中間報告会をするとかですね、そういった月ごとの報告結果、そういったものを広報やホームページ、こういったもので載せ

ていき、他の市民の方も啓発を図っていくということでございます。

それで、参加していただいた方には、参加記念品というものを出していくというふうに予定をしております。

以上です。

○高木委員

ごみの減量というのは市民の意識の向上が非常に大切だというふうに思っておりますので、この活動は非常にいいことじゃないかなとは思っておりますが、ことしの平成20年度の減量目標とかそういうものは具体的にあるでしょうか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時25分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

先ほど高木委員からの御質問がありましたタクシー券の関係でございます。通院1回以上と申し上げましたですけど、2回以上ということでございますので、訂正をよろしくお願いします。

○環境課長

ごみの減量の目標といたしますか、平成20年度の見込みということですが、家庭系、事業系の一般ごみということで申しますと、平成20年度につきましては2万1,228トンということでございます。

○高木委員

それは何パーセントぐらいの減になるのか。

○環境課長

2.4%ということでございます。

○高木委員

2.4%減ということでいいでしょうか。2.4%減らすということは相当なことだと思います。人口はふえておりますし、いろいろな面で。だから、何をやってというある程度積み上げて減らさんと、そう簡単には減らんとします。

そこで、あと一、二点聞きたいんですが、今、レジ袋の有料化というのが各市でいろいろ検討されていますが、本会議でも出ました。知立市は、その辺は検討されているでしょうか。それとも様子ながめで何もやってないということですか、その辺をお聞かせください。

○環境課長

レジ袋の関係につきましては、本会議の方でもお話が出ておりました。これにつきましては、次年度に入って先進地といいますか、そういったところを参考に組織づくりといったものから始めて、早い時期に取りかかりをしたいというふうに考えております。

○高木委員

わかりました。マイバック持参運動も含めて、今後進めていっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

最後になりますが、脳ドック検診委託料504万7,000円、これは昨年度と一緒に大体200名ということなんですが、現在の受診状況というんですか、待ちというのか、オーバーしちゃったとかそういうことはないでしょうか。

○健康増進課長

平成19年度におきましては、200人の定員でございまして、募集は484人だったと思います。そういうことで待ってみえる方あります。

○高木委員

200人の定員で400人というのと倍ですね。なかなか財政的に厳しいときだであれだと思えますが、そんだけの待ちがあるなら補正予算でも入れて、もう少しふやしていただきたいというふうに要望しておきます。しっかり検討してください。

これで終わります。

○三浦委員

それでは、一つ、二つ質問させていただきます。

まず、先ほど高木委員からありました刈谷医師会館の建設の件でございますが、これございました。これは医師会館ということで医療機関ではないと思うんですけど、どのような活用がされるのか、ちょっと内容的に知りたいんですが、まず、

地域の医療活動ということが書いてありますが、この辺はどういったことをするのでしょうか。

○健康増進課長

今回、平成20年度におきまして、補助金を立てかえの関係で出すわけでございますけど、今現在もう既に医師会館ということで診療行為を行っております。相当前から昭和45年に建設になっておりますので、それ以後ずっと内科と小児科の関係で健診を行っております。知立市民の方も、かなりの方が利用されておることは事実でございます。

そして今回、できる会館の内容でございますけど、1階を主に救急診療所、2階が臨床検査センター、3階が会長室だとか事務局と会議室、そういった計画でございます。

○三浦委員

これは以前と比べて医療機器とかそういったのは変わってるというのか、ふえているのでしょうか。

○健康増進課長

旧の施設に比べまして、例えば1階でございますけど、1階のところにレントゲン室のそういった診療室ができます。

旧の施設は、耐震の関係と狭いということで今回建てかえというのが計画になってきました。

○三浦委員

そういった救急診療とかありますが、もう一つここに書いてありますのは、災害時の医療救助の拠点ということで書いてありますが、これはどのような使い方。

○健康増進課長

今現在ですと、例えば非常災害ですかね、特に地震等が発生した場合には、この施設を大いに避難所並びに診療室ですか、そういった関係で十分施設の災害の拠点になるかと思っております。

○三浦委員

これは今回は1,000万円の一般財源からということでございます。これは完成してからは負担金といたしますか、何か出るのでしょうか。

○健康増進課長

完成してからは、全く負担金等はありません。

○三浦委員

それでは、もう一点、第2不燃物処理場の件でお伺いします。

今回出ております延命というか、残量をはかるということですが、この内容について説明をお願いします。

○環境課長

予算概要の66ページの関係でございますけれども、第2不燃物処理場の方が、概要の方もちょっと書いてありますけれども、県の許可期限が平成24年3月というようなことでございます。それで、ごみの量、埋め立てごみ、そういったものもふえておるというようなことで、現在実際にここが平成24年3月で閉鎖ということになった場合、次の適地はというような話になってくるわけですが、内部の方で、内部といいますか、庁舎内で不燃物処理場の関係の将来計画策定研究会というように話をさせていただいておるわけですが、この中で試算をさせていただいたところ、まだ10年以上もつんじゃないかというような数字的なことになったわけですが、ただ、ここの残容量が、あとどのぐらいいいのか、そういった話の中で、一度しっかりと残容量の測定といいますか、それをした方がいいんじゃないかというような話の中で、今回の残容量調査をするための委託をしたいというものでございます。

○三浦委員

ここに書いてあります県の許可期限が平成24年3月ということで、これよりか延びるということなんですかね。延命できるというか、まだ余裕があるということ。

○環境課長

研究会の中で出した数字でいきますと、先ほど言いましたように、まだ10年少しもつということでございますけれども、この調査をさせていただいて、平成24年3月以上に使えるということであれば、また県の方の許可を受けて期限の延長といいますか、期限を延ばしていただくというようにことで利用をしていくということでございます。

○三浦委員

わかりました。これ、専門の業者に委託するって書いてあるんですけど、こういったことは専門の業者に委託しなければいけないんですかね。今言ったように、研究会じゃないんですけど、内部の方でわかるようなものじゃないんですかね。そこら辺がわかれば別に委託しなくてもいいのかと思うんですけど、その辺の経緯をお願いします。

○環境課長

この測量につきましては、専門的な知識といたしますか、平板測量だとか縦断測量、横断測量ですね、そういった専門的な知識が必要ということで内部では少し難しいのかなというふうに思っております。

○三浦委員

測量の結果が出て何年までもつということが決まると思うんですけど、そういった場合の今後の対応というのは、ある程度考えているんでしょうか。

○環境課長

過去のデータといいますか、そういった数字からぼっていくと、先ほど言ったように10年少しはもつんではなからうかということでございますけれども、調査をさせていただいて、もう少し延命ができるということであれば、先ほど言ったように県の許可を得て、また期限を延ばしていただくということでございます。

○三浦委員

わかりました。この10年というのは、今から10年ですか。今から10年もつということね。

なるべくそういった意味においても、ごみの減量というのは大切だと思いますので、またよろしくをお願いします。

○永田副委員長

予算書の139ページですけども、予算の概要の46ページ、今回、私立保育園耐震補強補助事業ということで、事業費が3,008万5,000円という形で国庫支出金も入っての今回なかよし保育園と徳風保育園の耐震補強及びリニューアル工事ということで予算づけがされております。

私も以前ですね、いろんなところからも要望が

あって、委員会でもこういった民間の保育園の補助をお願いしたいというふうに要望したこともあって、それとさまざまところも意見があったわけですね。今回こうやって予算づけをされて、私もちょっと一安心だなというふうに思いました。

平成20年度は2園ということで、平成21年は残りの猿渡保育園という形になっております。この事業の概要でいいますと、なかよし保育園の補助が647万円、徳風の方はこれが約3倍の2,300万円というふうになっております。この辺について、ちょっと詳しい内容を教えていただきたいと思えます。

○子ども課長

金額でいきますと、今、委員おっしゃいましたように、なかよし640万円余、徳風2,300万円余とかなりの金額の補助金の額の違いが出ておるわけですが、この実際耐震診断をした結果の工事内容をいいますか、指摘された工事の度合いによって工事に大がかりな徳風につきましても、少し大がかりな耐震補強が要するという事の差だけでございます。

○永田副委員長

わかりました。でも、3倍近い金額あるということは、かなりの徳風の場合はですね、僕も徳風出身なものであれなんですけども、すごい古いですよ。こんなにも金額かかるということで予算づけされました。

徳風の場合は、ほんとに大規模工事ということで、これはそういった耐震工事やるとときでもこの校舎は使える、それとも、どこかほかの仮の場所を建てて、運動場のところでもいいんですけども、そういった工事なのか、ちょっと詳しい工事内容。なかよしの方は、多分柱とかそういうのだろうと思えますけど、徳風の場合、どういうふうになってるのか教えていただきたいと思えます。

○子ども課長

今現在、私の方聞いている範囲では、現状の工事をして、こちらの市の庁舎を耐震をしたようにしていくというふうに聞いております。仮設をとということではなくてです。

○永田副委員長

わかりました。来年在猿渡だということで、これで3園全部耐震補強が終わるということでそうなんですけど、少し苦言を言わせていただきますと、私も一般質問で言ったんですけども、公立と私立と同じ知立市の大事な大切な子供を預かるということですね、同じだといいますけども、これでもちょっと公私の格差といいましたけども、なぜ公立が先に全部終わってから私立なんだというふうな、そういったことをちょっといかがかなというふうに思わせていただきました。同じ子供ですから、なぜ公立が一番先なんだ。わかりますよ。そういったこともわからないでもないですけども、やはりそういった面も配慮していただきたいというふうに思うわけでございますので、よろしくお願ひします。

次でございますけども、同じ予算書の障害児保育事業費補助金、これも一般質問でも触れましたけども、今回、平成20年度予算ということで金額見てみると、441万6,000円というふうになっているかと思えますけども、これは人数でいうと2人分の金額じゃないかなというふうに想像するわけでございますけども、当然御存じだと思いますけど、知立市は年齢別の保育という形でやっておられるので、各学年に一人は必要じゃないかなというふうに思うんですけども、ほんとに障害児保育というのはとても難しいというふうにいわれておりまして、そういった保育士というのは常勤じゃないといけないんじゃないかなというふうにとちょっと想像するんですね。その辺、今回の平成20年度予算のことに、ちょっと御披瀝いただきたいと思えます。

○子ども課長

障害児保育、今、永田委員の保育士の人数のことなんですけど、私どもの障害児保育としては、パートの方一日8時間ということで積算をさせていただいて、猿渡、徳風それぞれ同額220万8,000円、なかよしの方は障害児保育の方はまだされておられませんので、この2園につきまして同額の補助金を予算計上させていただきました。

今年度、平成19年度初の取り組みということになりますので、各それぞれの保育園からもですね、もう少し支援をというお話は聞いているのは事実ですが、平成19年度始めたばかりですので、また今後そういったお話を聞きながら改正すべきところはしていきたいなというふうに思っております。

○永田副委員長

今回からということで、一度様子を見てということで、また手狭であるようであれば、またそういった御配慮をお願いしたいというふうに思いません。

それとあと、民間保育料委託料なんですけども、今回こういった3園の数字が出て、その下の民間保育所運営費補助金という形で、これは7,800万円というのは耐震補強事業も含まれておるものですから、残りは4,800万円ほどでございます。これは年度末の今までの推移を見てると、余り改善されているようには見えないというふうには思うんですけども、昨年もそういった面で民間保育園3園からの要望書が届いてですね、委託料と補助が、先ほど補正もありましたけども、認可外の保育ですね、大変今、厳しい経営の状態であるということでもあります。そういった面で、こういった委託料ほか運用費補助金等で市はどういうふうに考えておりますか。

県は、一般質問の部長の答弁のように、平成21年度より県は廃止という形になって、その分をまたさらに市が負担しなきゃいけないということになってくると思いますが、そういった改善というか、その要望に対する気持ちはどのようなことを考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○子ども課長

今現在、御承知のように、民間保育園ということで3園あるわけですが、来月4月からスタートする時点では市全体での児童に対して民間保育園の保育していただく割合としては約27%近くあるわけですし、民間保育園の占める割合というんですか、これで4月以降もお願いしていくわけですし、欠くことのできない現状かなというふうに思

っております。

そういった中で、良好な保育運営ができるように補助制度等も充実をしつつ現在に至っておるわけですが、先ほども耐震の話が出ましたんですが、他市から見れば耐震補強を全額市がもつというのも余り例もないだろうというふうに聞いておりますし、先ほどお話ありました民間運営費の補助金につきましては、県は平成21年度には打ち切りということがもう既に決まっておりますが、それにつきましても市が全額補助していくということも表明させていただいておりますし、確かに社会福祉法人ということで営利を目的としない民間の法人ということであるのも事実であります。

そういった中で、今後も民間保育園からの要望につきましては、市としても先ほど申しました欠くことのできない保育所ということは十分承知しておりますので、そういった要望を少しでもこたえられるようにはいきたいというふうに思っております。

以上です。

○永田副委員長

その都度ですね、要望に対しては改善するという努力をしていこうと。一般質問の部長の答弁もそうだったんですけども、具体的にどのようになっているのがまた今後出てくると思うので、私の方も結構、要望という形で言われておるものですからちょっと触れましたけども、例えばですね、こういった施設整備費なんか、やはりお金、すべてこの中の民間委託料という形で、保育園にこれで運営してくださいというふうにお願いして思うんですけども、なかなか一個の園で、今これ補正なか見ると、徳風以外は減額予算になってるわけですけど、委託料というのが実際どうなんだ、足りてるのかというのか、そういった運営の面で当局の思いと現場の思いが違ふところも出るので、民間3園に対して実際はどうなんだと。まず当局の思いというか、実際はこうなんだよというところをちょっと教えていただきたいなというふうに思うんですけども。

ちょっと質問が悪かったかもしれないですけど

も、例えば委託料に対して、保育園はちゃんとした運営ができてるのかというところ、その辺を当局の意見を聞きたいなというふうに思います。

○子ども課長

先ほどの整備費というなお話もちょっと出ておったかなと思うんですが、やはり公立保育園も同様に私立保育園も少しずつやはり老朽化ということはやむない状況があるわけですし、確かにそういった基金というんですか、建てかえとかいうような大規模な事業が出てくれば市としてもそれ相応の負担はしていかなきゃならないというふうに現状思ってるわけですが、今具体的に何年ごろどうだという話はあるわけではございませんし、そういったお話があれば市の方の財政的にも実施計画の方にも乗せていかなきゃいけないということはルール上あるわけですので、今後もそういったお話があれば、早目にお話していただくように進めてはいきたいと思っておりますし、いずれにしろ先ほど言いましたけれども、私立保育園の保育所についても、どこまで支援していけるかというのはここではちょっと申し上げられませんが、相応の支援はしていかなければならないということのは変わりはありません。

以上でございます。

○永田副委員長

その辺がこの予算書だけじゃわかりにくいところがあるんですよね。ほんとに実際お金はどうなるのかと、どう動いているのかというのが。例えば公立保育園だとどういった教材だとか、そういった項目が書いてあるもんでなるほどとわかるんですけども、公立でも今回当初予算でも前のページの286万4,000円と書いてありますよね。その辺が実際は運営はどうなんだということがちょっとわかりにくい面もあります。補正でも今回、高木委員が質問しましたけれども、保育園のいす、机、70万9,000円というふうに項目があるものですから、ちゃんとした民間保育園でもこういったことを入れた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はどうなんですかね。例えば、いすが壊れちゃった、机が壊れちゃった、

トタンが外れちゃったとか、そういった民間の場合ですね、そういうことがあると市に要望して補正つけられればとか、今までそうじゃないですよ。民間委託料というか運営事業費という形で助成費という形でまとめていたという形になってると思うんですけども、その辺どうなってるのか教えていただきたい。

○子ども課長

私どもは、運営費の補助金の中には、先ほどの小額工事等も含めた補助金ということで考えて実際おるわけですし、個々に区分ごとに当然基礎となる金額というのは委託料でいきますと国が示す保育単価に子供の人数に乗じて求めてますし、補助金の場合もほとんどが人件費に相当するんですが、知立市の職員の給与と同じような格付けで実際補助金として出しております。その中にも、やはり一般生活費だとか、小額の工事等も私どもは含んでいるというふうに理解しております。

ただ、その小額ということですので、じゃあ、どれぐらいということがですね、そこら辺、先ほど建てかえなんていう大規模なことになれば全然話は違いますけれども、そこら辺の金額の面でいくと私立保育園の方から見ればどこまでなのかということの線引き、私どもも明確ということではないのは現実かなというふうに思いますが、小額としては補助金の中に入るというふうに理解しております。

○永田副委員長

その辺が入ってるだろうということでもわかりにくいんですよね。だから、そういう運営費というのは公立もそうですけども、8割方が人件費ということになっておるんですけども、例えば碧南市、豊田市、岡崎市もそうなんですけども、民間保育園の運営費のほかに施設整備費ってつけてるところあるんですよね。だと思っただけです。だと思っただけで、僕、確認しないものでしっかり確認したわけじゃないもんで、すべてを。ちょっと一回そういうのを確認してもらいたいと思います。その辺を検討してもらいたいなというふうに、僕はこれ要望しておきますので、それだと数字的に見きわ

めやすいかなというふうに思いますので、そういうことも検討していただきたいというふうに思っていて、それを要望して質問を終わらせていただきます。

○田中委員

先ほど定期健診の話が出ました。それ以上のことは余りないんですが、ちょっと平成24年度で達成率が65%、特定保健予防実施率が45%と、来年度が達成率が35.9%と、基本的には設定の根拠ってどういう根拠で出しておるんですか。平成24年度までの65%、何かきちっとした根拠があって出しておるんですか、積算。

○国保医療課長

この65%といいますのは、国が決めた数値でありまして。

○田中委員

65%というのは国が言いだしっぺできたんだわ。こんだけやらんとペナルティくらわすぞと、こういう感じでとるわけでしょう。支援金がペナルティくるから。要するに、来年度の35.9%というのは何か積算があるわけでしょう、根拠が、どういうあれでというのは。

○国保医療課長

5年後に65%になるようにだんだん受診率を上げていって、5年後に65%になるように数値を設定したということでございますので、特段の理由。

○田中委員

今年度まで基本健診というのは、大体50%、集団と個別と合わせて健診率が大体50%か51%ですね。ちがいます。そうだよ。平成18年度集団健診1,634人、医療機関2,865名、受診率51%、これ違っておるんですか。

○健康増進課長

今、委員が言われた基本健診の受診率の関係ですね、たしか50.ちょっとだったと思います。その件の関係で12月か9月議会だったと思いますけど、先ほど中島委員から御指摘いただきました分母の対象者数の数のとらえ方が。

○田中委員

34.5%か。

○健康増進課長

はっきり言って、そのぐらいの数字だと思います。三十四、五かなという認識を持っております。

○田中委員

さっきの話ですね。わかりました。34.5%、ますます悪いじゃないですか、そんなこというと。必死になって医療機関と個別と集団と皆さんがやっておったよ。34.5%、ところが来年度特定健診で今度は集団がなくなるわけでしょう。ほぼ一緒ですよ。目標が大きいですわ、来年度。平成18年度を受診率が34.5%に対して来年度特定健診の目標を約36%で片一方では集団健診をやめるわけでしょう。ましてや、集団健診がないということは、個別で医療機関へ行って健診をするわけだから、土曜、日曜は医療機関は休みじゃないですか。ちがいます。それでこんな数字を本気で出すと思ってるんですか。だから聞いたんですよ。どういう積算の根拠でこういうパーセントを出したんですかと聞いてるんですわ。ましてや、5年後に65%という天と地がひっくり返るようなこんな数字出しちゃって、ここの委員のメンバーの皆さんはね、帰れっていうよ。要するに、医療機関に行き健診を受けるわけですから、ただ医療機関はサラリーマンの人とかになったら土日で休みですから、国保関係だけで予算概要に載ってますから、深く聞きませんわ。

そういう意味ではね、本会議でも出てましたけど、集団健診も本気でやらないと、この35.何%もいかないということを言っておるんですよ。その意見、もう一回ちょっと答弁してください。

○国保医療課長

この特定健診の受診の方法ですが、今回は保健センターで保健指導を重点的に行うということで、そのために、ある意味では保健センターを保健指導に特化させるというような考えのもとで、今の段階、今の状況では、健診を回数をやしながら、なおかつ保健指導を一人の方ですと6カ月ぐらい保健指導を要ると、時間がかかるといって、保健師がそれを保健指導をやりながら、なおかつ特定健診の事務をやるというのは、

今のマンパワーではちょっと難しいと、そういった意見が保健センターからありまして、今回は保健センターの保健指導に重点的に携わってもらうということで個別健診という手段でお願いをすることになったわけですが、それとてこの個別健診が最良の方法であるというふうには思っておりませんので、来年以降やってみて、いずれかはといいますか、近い将来、集団健診も考えていかなきゃいかん時期が来るだろうというふうには理解しておりますけども、平成20年度につきましては、とにかく健診と最終的な目標である保健指導というのが始まるということですので、それをするためには個別でやらせていただくということでもあります。ですから、これが最良の方法だとは思っておりませんので、集団もいずれかはやっていかなきゃいかんだろうというふうには理解しております。

○田中委員

議案を間違っただけで質問してました。失礼しました。どっちにしたって、厳しいは厳しいというふうに想像いたします。

環境課、エコファミリー体験事業、ちょっと説明。

○環境課長

これにつきましては、先ほど三浦委員の方からお話ございましたけれども、目的ということでは市民参加型のイベントというようなことで、家族みんなでごみの減量や電気の節減に今チャレンジをしていただくと。意識を持ってエコな生活をするのとどれぐらいの効果があるかというようなことを実感をしていただくということでございます。

それで、実施の内容ですけれども、公募によりまして参加していただける世帯といいますか、ファミリーを30組募集をさせていただきます。それで事前に実施内容の説明会、そういったものを開いて、説明会のときに、ごみと電気使用料の現状や減量方法などの勉強会をさせていただきます。

期間につきましては、3カ月ということで、7月から9月までの3カ月間にごみの分別の徹底に

よる可燃ごみの減量ですね、それと節電による電気使用料の削減、こういったものを行っていただきます。

ごみにつきましては、いつも出す袋の量、もしくは頻度の増減、資源ごみとして分けたごみの量、そういったものの増減の報告をしていただきます。

それから次に、電気使用料につきましては、検針票等に記載されております昨年とことしの電気使用料、こういったものを報告をしていただきます。これを毎月報告書を出していただきます。

それから次に、月ごとの報告結果と意見、そういったものをまとめて広報やホームページに掲載をさせていただいて、ほかの市民の方への啓発を行っていくというものでございます。

それで、一応5月の広報、ホームページを使って参加者の募集をしていきます。6月に説明会を開催、7月から9月、この3カ月間でごみの減量と電気の使用料の削減、こういったものに取り組んでいただきます。それで、8月のクリーンキャンペーンを兼ねてのリサイクル施設の見学をしていただく。また、中間報告会ということで意見交換会をさせていただきたいというふうに思っております。それで10月に最終報告、終了式というようなことで考えております。

なお、参加していただいた方におきましては、参加記念品というようなことで考えております。

以上でございます。

○田中委員

ようわかりました。最終的には10月に終了しながら30組の家族の方のエコファミリー体験事業ということで公募をすると、こういうことだろうと。これ、来年度以降も考えておるんですか。

○環境課長

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、広く皆さんに体験をしていただいて、ごみの減量、節電ですね、そういったことに対して認識を深めていただくという意味で継続を今のところは考えております。

○田中委員

ぜひ軌道に乗せていただきたいと思っております。

す。

もう一つは、こんにちは赤ちゃん訪問事業、ちょっと説明を。

○健康増進課長

こんにちは赤ちゃん事業ということで、予算の概要にも書いてありますけど、生後4カ月までのお子さんをですね、第1子でございますけど、家庭訪問をいたしまして、お母さん方の悩み、特に育児に関する不安や悩み、それから子育て支援、養育環境の把握、そういった関係の事業の内容を行っていく予定でございます。

○田中委員

生後4カ月までの第1子のいる家庭を訪問すると、これは一つの訪問事業の条件ですわな。基本的には、今、保健師、助産師、看護師、保育士、こういう有資格者の方が明記してあるんですが、これ、何人ぐらいで行くんですか。例えば保健師と保育士のペアで行くのかね。

○健康増進課長

原則的には、例えば保健師が1人、その内容によっては母乳の関係等の質問があれば助産師と一緒にいって行くと、そういうことでございます。

○田中委員

基本的には保健師が1人で最初訪問すると。中身によって看護師なのか保育士なのかというのがいろいろそこでケース・バイ・ケースで考えながら再度訪問をします。

○健康増進課長

そうじゃなくてですね、最初の電話と訪問事業の説明をいたしますので、その時点で、向こうから母乳関係の相談をしたいと、そういうことがあれば、そこですぐ保健師と助産師と一緒にいって行くということでございます。

○田中委員

最初は電話相談がきてというのかな。理解悪いけど。

○健康増進課長

大変説明が悪くて申しわけございません。

この赤ちゃん訪問事業につきまして、最初家庭で電話ですね、日程調整をいたしますので、いつ

いつお邪魔したいということで、そのときに最初向こうからお母さんが、特に母乳の相談をどうしてもしてもらいたいということが聞いかけでありますので、そういうときに、うちの方から、例えば保健師と助産師、看護師と助産師と、そういうペアで行くということでございます。

○田中委員

ようわかりました。この前ね、卒業式のときに民生委員さんが隣に座ってみえて、非常に赤ちゃん訪問事業のことを気にかけてみえたもんだから、民生委員はどうなのかなというね、自分自身で心配してることもあったもんだから、民生委員の関係はここにはタッチはしてないわけね。

○健康増進課長

民生委員、児童委員の方におきましては、今現在、3、4カ月健診のときに2人の方が来ていかれて、いろんなお母さん方の支援、協力をいただいております。

先般、民生委員の会長がかわったということで、会長の方から申し出がありまして、1週間ぐらい前でしたかね、ちょっと保健センターで女性の方20名ばかり来ましたかね、話し合いというんですか、意見交換をさせていただきました。向こうの方から、ぜひ新しい事業に入ってからこの赤ちゃん訪問事業と一緒にできたらついていきたいというんですかね、そういった地区のどこどこのお子さんが生まれたということも把握をしたいと。要するに虐待だとかいろいろ問題がありますので、ぜひ一緒に行きたいという申し出がありました。

まだ結論は出ておりませんが、一応4月10日ですかね、民生委員の総会が福祉の里でありますので、そのときにどういう打ち合わせがあるかどうかわかりませんが、一応申し入れがあったことは事実でございます。うちとしては、ぜひそういったいろいろプライバシーの問題が若干出てくる可能性はありますが、民生委員の方はしっかりしてみえた方ですので、そういったことはないと思いますけど、そういった話があったことは事実でございます。

以上です。

○田中委員

民生委員もプライバシー保護ということで心配してみえてね、何でもかんでも行けばええということじゃなくて、要請があれば、またそういうときには進んで訪問事業に加わりたくて、そういう話をしてみえました。しっかりまた受けとめて相談して進めていっていただきたいと思います。

私は、これで終わります。

○中島委員

幾つかの視点で聞いていきたいと思うんですが、今回、今新聞等でも地球温暖化対策ということが非常に注目をされ、洞爺湖サミットに向けていろんな取り組みについても各国も含めてどうするのかということが実効あるものにしなきゃいけないんじゃないかと、このことが非常に今、クローズアップされております。朝日新聞にも、ついこの間、大きく出ましてね、地球温暖化対策、昨日、地方独自に対策と。対象自治体6割が目標値、達成見込みは1割というような厳しい現状も書いてあるんですけども、目標と持つということに対しては積極的にならなきゃいかんというはあるんです。

この新聞についていうと、この対象とって調査したのは47都道府県と政令都市、特例市というような形で143自治体から回答を得た中で6割ということやら具体的達成見込みというようなことが書いてあるわけですね。愛知県は、削減目標は排出量比る基準値は1990年度京都議定書のとおりですね。目標年は2010年度ということで6%というあれを掲げていると。しかし見通しとしてはペケ、こういうふうには愛知県は出ております。丸がついているところもあります。長野県が2012年度ということですが6%が丸、自信があるということやらね、茨城県、兵庫県というところが丸、三角も幾つかあります。大変努力して、ファジーだけれども頑張っていきたいというふうな県としては全部の一覧表が出ていると、これ新聞なんですね。

各市の取り組みからということでは、愛知県は

岡崎市というのが出ておまして、これはヒーロー未来環境創造戦士エコマンダーが活躍と、これちょっと聞いたらお人形になって保育園や学校にエコマンダーが飛んで行って寸劇をして環境問題を訴えるというふうなもので、ちょっとどの辺まで、でも小学生や保育園の子にしっかりPRしようというこのところでは評価する向きもあります。これをやっていたら当然いろんな計画もちゃんと持っているという点でね、これだけやっているわけではない。こういうふうには近隣でも頑張っているというね、こういうことです。

今も温暖化対策の推進法という地球温暖化対策推進法というのがあって、これが基準で知立市もエコプランをつくったというふうになってると思うんですが、これが改正をされて削減計画づくりが義務づけられていく。これは特例市以上については義務づけというふうになって具体的な目標値をきちっと書きなさいと。

ただ、それ以外のところについては努力規定というふうになっていると。知立市は努力規定ということではありますけども、しかし、今の大きな流れ、それこそ毎日のように出て、きょう見たのは釧路のあたりでも流氷がもう見えなくなってから12年たつと。もう流氷がそこまで来なくなっちゃったというようなことも大見出しで出たり、いろんな温暖化の状況が想像以上に進んでいるんじゃないかというような形なので、ですから、努力義務、努力規定ということではありますけども、やはり削減の計画づくりというところがより綿密にされていなければならぬというのが大きな課題ではないかなというふうに思うんですね。こういう記事も、きのうの朝日新聞ということであるわけで、一般質問でも取り上げて、十分な質問じゃなかったななんて自分では思ってますけども、やはりそういう思いだけはきちんと受けとめていただいて、こういう具体的な施策にしていけるということが必要だというふうに思うんですね。まずこの点での見解ですね、その点はいかがか伺っておきたいと思います。だれが答えられるんでしょうか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時35分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長

それでは、CO₂の件について、一般質問でもお答えさせていただきましたが、どう市が考えているのかという環境基本計画との関係で御質問いただきました。

環境基本計画を平成18年、平成19年の2カ年でつくらせていただいたということについては、環境問題に対して、かなり市としては幾つかのことをやっておるのですが、その辺がきちっと統一的にできてなかった部分があるということで、その辺を明確にしたいということと、それから、もう一つは、説明しましたような市役所の職員向けに地球温暖化防止対策ということでエコプランというのをつくらせていただきましたが、そのことについても、もう少しきちっと実行計画が実行できるような体制をつくっていききたいということもあわせて、この平成17年、平成18年、平成19年のこの3カ年でつくらせていただきました。

質問者おっしゃいますように、確かに地球の温暖化という問題は、具体的に目に見えて私たちの生活の中に響いてきております。一般質問のときにも答弁申し上げましたが、京都議定書の6%カットということを言っていますが、実際には14%をカットしなければ6%カットが間に合わないということでありますが、じゃあそれを具体的にどうしていくのかということになりますと、これは愛知県がどれだけ排出しているか、知立市がどれだけ排出しているという量を確定するのも一つなんでしょうが、私たち自身が、今どうやったらそのことについて意識的に参加できるかということが一つ大事なことなのかなということを思っています。

そういう意味では、環境省が出してますのが、

一日1キロ減らしましょうということを言っていますが、それも具体的に1キロというとサッカーボール100個分ですととっても具体的にわかりませんので、例えば電気を切ったら幾つというような表が出てまして、それを合わせたときに自分がどれだけできたかということが毎日確認できるようなシステムをホームページなんかを取りながら皆さん一人一人にやっていたかなきゃならんかなというふうには思っています。

そういう意味で、今回のごみのチャレンジエコファミリーというのもそういうものの一翼を担う一つのモデルになればいいと思いますし、エコプランについても、この間もホームページに載せていただきましたが、まだまだ職員側の取り組みも不十分でありまして、今回エコプランについては、市役所の温室効果ガスの排出量が3,675トンというのを6%削減するということになってますが、これについても電気、ガス、水道、石油等の消費量に一定の係数を掛けまして出したものでございますけども、はっきり申し上げまして、この報告が各課から環境課の方に回ってきてないものですから、平成18年度どれだけ削減になったのか報告ができなかったという、そういうちょっと無理なことがありましたので、改めてこの4月になる前に多分新規の課長会議があると思いますので、その中で、きちっと出していただくような報告をさせていただいて、なるべく早く市の方の職員の取り組みについても報告をさせていただきたいと思っておりますし、この環境基本計画については、本会議で市長が答弁申し上げたとおり、実行計画みたいなものをつくっていききたいことを言っておりますので、このことについても今度は26社市内でもISO14001を取ってる事業所もありますので、そのあたりにも呼びかけまして、市役所もそのエコプランの仲間に入って目標値をつかって市民も巻き込んでいくような形で地球温暖化と環境問題全体的に市民向けの物の考え方が環境ということを第一に考えるようなそういう施政方針なり市民の考え方をつくっていくような運動といたしますか、そんなようなことができればいいか

など、そんなことが私の希望であります。

以上です。

○中島委員

今どのぐらいの状況なのかということと、次に目指すところはどこなのかということになるべくわかるようにして取り組もうというね、それがないと、一生懸命やったけど、これが一体何なのということがわからないというね。全国的にどのぐらいのレベルが今、平均的な数値なんだと。それで自分の家族は、今どのぐらい出してるんだと。そして今度は目指すのはこれをしっかりやったとしても積み上げ方式でね、いわゆる積み上げ方式なんです、これは。到達するかどうかはわからないけど積み上げ方式。それでいいのかという。国もそういう積み上げ方式ということ言ってるものですから、それじゃあいかんというヨーロッパの批判もあるというね。だけど知立市でいうと、それしかやりようがないと。だったら積み上げ方式で、より輪を広げていくということをしていかないといけないと思うんですね。

ホームページにという話ですが、いろんな取り組みの方法について広報とかやりながらホームページから取り組んでいただいたら自分も参加できますと、自由に参加できますとあってね、それをまた送って下さいみたいなそういう自主的な参加というものを一つは考えて、エコファミリー30というものに加えてね、そういうふうに分でチャレンジしてみようというチャレンジ家族みたいな感じでやる方法も提起するということで幅広くできないかなと思うんですけども、その点はどうですかね。そういうことはできませんか。

○環境課長

そういったホームページ等での入力については、できるのかできないのか、ちょっと今ここで御返事できませんけれども、一度研究をさせていただいて、そういった方法がとれば一番簡単な方法というふうに考えますので、今ここで、入力してまた送っていただいとというようなことはできるのかできないかというのは判断ができませんので申し上げられませんが。

○中島委員

環境家計簿をやったときも、私はエクセルを市民協働課の方をお願いして、私のメールに送ってもらって、その環境家計簿で私はうちでつくったんですね。メールで送ってもら。そういうことはできる。それはもちろんめったやたらにみんなに送ることはできないでしょうから、それは登録してもらって、送って下さいという、こういう関係で送ってもらというふうにすればお金はかからないんですね。ただ、それを集計したりして一定の評価をしていったりというようなことをする統計の集計というところでは手間をかけなきゃならないとは思いますが、参加するのは非常に簡単な方法で参加させていただけたらと思うんですね。

さっきのエコファミリーの参加の仕方は、なかなか困難だなという感じがしましたのでね。いろんな時間を割かなければ参加できない、働いている人でも、うちでやれば参加できるというね、そういう方法も幾らでもあるし、新聞ではね、岩手県が日常生活の排出量を計算するソフトを配布したというふうに書いてありましてね、そういう方法も取れるしということですね。ですから、より参加できるような方法ということ今の予算案の中ではそうですが、お金かけなくてもできるなら、もっと周りを広げて、すそ野を広げてやっていただきたいということはすぐ検討できることじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○環境課長

今、言われました岩手県のソフト配布、そういったものとか、メール送信につきましては研究をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

30世帯プラスすそ野を広げた目標値もちゃんと持ってね、何世帯ぐらいまでに参加してもらおうという目標値もつくって、それを具体化してほしいというふうに思います。

それから、具体的な取り組みということで、保育園なんかでグリーンカーテンとかできないだろうかということ少し言ったけど、そんな細か

いところには答弁がなかったんですが、グリーンカーテンね、簡単にいえばアサガオとかヘチマを一番日当たりの強いところに植えていだけで室温が何度か変わるというこんなことで、水打ちの取り組みをやってらっしゃる経験もありますけども、そういうことで、お金のかからないね、これも余りお金かからないんですよ。保育園ではアサガオ植えたりいろいろしてるわけだから、みんなでグリーンカーテンをつくりましょうといえすぐできるし、子供たちにもきちんと今のCO₂の話、難しくやってもいけないんですけどお話ししていけば、地球を守ろうねということでやっていけば十分にできることなので、これは園長会などでできないかというようなこともぜひ言ってもらいたいと思いますけども、いかがですか。エコ保育園ね。

○子ども課長

一度園長会を通して、委員言いましたグリーンカーテンというんですか、そういうことができるかどうか一度お話をさせていただきたいと思います。

○中島委員

それだけに限らず、どんな取り組みができるかね、保育園ではそれじゃなくてこれだよということがあれば、別にこれを押しつけるというわけじゃありませんので、でも、一番これは取り組みやすい具体的なものかなというふうに思いますので言わせていただきました。

保護者にもそういうグリーンカーテンだよと、各家庭でもグリーンカーテンだよというふうに保護者に伝わっていきますから、ぜひ一度取り組みをして、これは何のためにやってるかということもきちんと位置づけをしてPRしないとだめですから、そういう取り組みとして保育園等でもぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、ごみ減量では先ほどからお話が出ておまして、リサイクル率の目標というのは平成20年度はどういうことを掲げてみるんですかね。

先ほど減量の数値は出ました。具体的に取り組みということで、同じ取り組みということでした

ので強化するしかないということですが、リサイクル率ね、どのぐらいの目標を持って取り組むのか。それにこたえて、レジ袋は一つ出まして、これをぜひ運動としてこれも広げていきたいなというテーマだと思いますし、それから、剪定枝の堆肥化ということは全くやられていないわけですけども、せめて市が公園とか道路、これたくさんあるんで、せめてということにもなりません、例えば公園の剪定枝ね、これをチップにして公園の木の下にまくとかいうようなことでリサイクルするとか、草も生えないというような取り組みもいいでしょうし、これは公園の方の担当に言わなきゃいけないというよりも一つのこのさまざまなリサイクルという点で剪定枝のリサイクル、これはぜひ新しい取り組みとして考えてもらいたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時50分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長

リサイクル率の目標ということでございますけれども、平成18年度の実績ですと14.4%のリサイクル率ということで、目標としましては22%ということでございます。平成18年度が14.4%で平成20年度が22%ということでございます。

それから、レジ袋の関係ですけども、これは先ほど御答弁させていただきましたように、次年度に事業者の方の組織づくりですね、そういったものを早急にして協議会の設置をさせていただいて、事業者と、あと商工会だとか関係者の方をメンバーに組み入れて削減についての取り組み、どうしていったらいいかということ等、そういった協議会の中で協議をしていただいで進めていくということでございます。

○中島委員

剪定枝の堆肥化というのも新たな取り組みで研

究してもらいたいと言ったんですよね。今、シルバーがほとんど公共の関係、もちろん街路樹なんかは業者が来てやってくださっているけれども、相当たくさんクリーンセンターに持ち込んで燃やしているわけですね。堆肥化ということもやっていないわけですが、ここのところも可燃ごみの減少させるために必要なことじゃないかということをお私、今ここが中心で聞いてたんですよ。研究を始めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

22%の目標と、平成20年度は。これは相当のことをやらないと22%というふうにはまだならないかなという気がするんですけども、その辺はどんな裏づけで言っていらっしゃるのか。

○市民部長

まずですね、リサイクル率の22%の問題ですけども、これは平成18年度にこの間、議員の方から議決をいただきまして最終処分場の調査とあわせて一般廃棄物の基本計画そのものを見直しました。最終年度10年度の数値でございますので、22%が平成20年度そのものの数値ではありません。それは修正をさせていかなきゃなりません。

ただ、このリサイクル率というのは、ごみ全体の量からどれだけ再資源化になったごみが集まったかと、こういうことでありまして、平成15年度が15.1%ということで、それからちょっと少し落ちてきているんですね。この落ちてきている原因の多くは、いわゆる新聞紙が回収することによって資源が毎年100トン以上の感じで減ってきてるものですから、その分でやっぱり0.1ずつぐらいの差が落ちてきているものですから、何とか少なくとも14.4%を15%という数字にはとにかくもっていきたいというつもりでおるところであります。

それから、選定枝の堆肥化の問題でありますけれども、実は、前から議会に出ていまして、私も2006年、今から2年前ですけども、愛知県で環境展というのをやりました。その中で、車で移動式の堆肥化ということでチップにして庭へまくという機械があるということで実際は見に行きました。車そのものは600万円ぐらいですけども、その剪

定枝の機械を含めると3,000万円近い車両だったんですね。それはもちろん見てたんですけども、チップにする音の大きさとエンジンでやっていますので、ディーゼルで、その排出ガスの問題で、またこれはとてもじゃないけども、この機械はだめなんだなということで、実は断念してるというのが私自身の今感想でありまして、堆肥のチップ化の問題と堆肥化の問題については、知立市だけ単独でその事業をやるというのは設備のことも含めて、かなり困難な部分がありますので、一度クリーンセンターなり刈谷市との間でどうしていくかということをお今議会で再度御提案いただいたということを含めて協議をしていきたいというふうに思っていますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○中島委員

わかりました。ぜひ一步でも前へ進めていただきたいと思えます。環境問題は一応それだけにしておきます。

それから、格差と貧困ということの是正を求める、こういうことを今、一般質問等でも共産党からしておりますけども、介護の問題ですね、私も、つい2日ぐらい前に相談をいただいたんですが、ケアプランで介護度がその方は3の方ですね。ケアプランでデイサービスを2回というふうに立ていただいたと。ところが、お金がないから週に1回にしていると。断る理由は、用事ができたからと言って断って週に1回にしていると。それでも月で9,400円もかかると。とても2回は使えないというね、こういうことで、ほんとのその方は、自分ではリュウマチがひどいので包丁が持てないぐらいな方なんですけれども、大変苦労してついたり、または御飯は食べないで寝るだがねと言ってベッドに入ってしまうと、こういう姿を私は目の当たりにしてきたんですね。

やっぱりもう少しそういう方が、デイサービスに行くと、おふろと食事もしっかりできるし、そういう環境を整えてあげなければいけないんじゃないかというふうに思ったんですね。税制のことはここでくどくど言いませんけれども、何しろ上

がってしまったと。税負担が上がって介護保険料等も当然上がってというふうな中で、ほんとに困ってるんですね。こういう人たちに目を向けるかどうかという今の格差と貧困という問題の是正、この立場からどうなんだと。これは事務的な話じゃなくね、やっぱり政治姿勢の問題として市長にしっかりとそういうところに目を向けてもらいたいなって思うんですよ。介護手当ということについてのお考え、所得制限等も含めて、それでもいいから少ない人には介護保険が安心して受けられるように手当を少し出してはどうかと、これは介護を受けるための手当で変な話なんですけどね、そういう支援ですね、名前はともかく。この点いかがですか、市長。

○本多市長

本会議でも少しお話をさせていただきましたけれども、少子・高齢化の中で、とりわけ今、高齢者の皆さん方が、障害者の方も一緒ですけども、自立支援法、あるいは介護保険、そして今回の後期高齢と、いわゆる畳みかける改正がなされて、全体的に見ておりますと、どちらかというと高齢者の皆さん方にとって、あるいは障害者の皆さん方にとって有利な方向にはちょっと行ってないような気がするということを私も認めさせていただきました。

そういう中で、これから市として何ができるんだということでもありますけれども、ただ、制度改正はあってもですね、結局最終的には市が自治体が補助と申しますか助成をして救っていかなくやならないような状況がどんどん生まれてきとるわけでありまして、それが非常に制度改正の中での自治体にとって大きなマイナス面、しかし、そこにはきちとした手当があればいいんですけども、できることは、せいぜい激変緩和というようなことで、この知立市だけではなくて、地方の自治体というのが今、大変な思いをしている、そのことが結局住民の皆さんが、弱者が大変な思いをすることになってくるということに今現状がなっているわけでありまして、その現状を救っていくにはどうしたらいいんだということで今、御質問いた

だいているというふうに思いますので、本会議でも申し上げさせていただいたように、できた法律、制度は自治体として変えてくれと今言ってもですね、今すぐ変えていただけることは多分ないと思いますので、当面上にはいろんな話をしてどんどん要請をしていかなきゃいかんと思うんですけども、できてしまったことに対して、自治体としてどう対応できるかということは今後早く考えていかなければならないというのが私の今、立場だと思っておりますので、上にはしっかりと話をいつも申し上げますけれども、市長会等でもお話をしていきたいというふうに、上げていきたいというふうに思っております。

○中島委員

現状については、やはり共通の思いというものは持っていたらいいということだと思うんですね。何ができるかというところで、やはり具体化をぜひしてもらいたい。上にいくという、何しろ激変緩和も一銭も介護保険の補助がないという中で激変緩和だけしなさいという号令だけかけるのが国の役割かと言いたいですよ、ほんと。そういうことですけど、一定税源移譲ということでの住民税の増加というところをそこに充てなさいということであるかもしれませんよね、これは。そういう点では、そここのところに目を向けるならば、わずかな介護手当等の支給、対象者もそう莫大に大きいというふうには思えないので、ぜひ具体化をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、福祉給付金の現物給付の体制は、これは大丈夫なんですよ。ちょっと医療というふうで外れちゃうんですけども、ただ、福祉給付金については償還払いということで障害者の方たちも今でもなっていて困るよという、こんな話ありますけど、これは医療の方に聞かせていただきたいんですけども、福祉給付金の現物給付、ちょっと確認させてください。

○国保医療課長

福祉給付金が後期高齢者福祉医療制度というふうに名称が変わりまして、それと同時に対象も75歳以上、いわゆる後期高齢の方が対象になるとい

うことで、こちらの75歳以上の方の現物給付は、これは県の制度に乗るということでありますので、こちらは問題はないと。その中で、市の単独事業の方で75歳以上の方についても、75歳以上の方ということでありますので、県が出します受給者証というので現物給付ができます。

ただ、問題は、75歳未満の方なんですけど、私もこれについては何とかならんかなということでも国保連合会に行きまして、担当者にシステムのSEと一緒に、やるとすればプログラムの改修が必要だろうということで一緒に行って話を聞いてきたわけですけども、物理的にはやろうと思えばできるんですけど、ただ、費用が相当かかるということでありましたので、75歳未満の方も、あと1年半で75歳になりますので、そのときには現物給付ができるということですので、あと1年半は申しわけないですが、75歳未満の方については償還払いでお願いができませんかなというふうに思っております。

現物給付ができないから自動払いはどうだということなんですけど、結局ネックは、その方たちの資格が国保データの中に入っていないものですから、それをプログラムでどういうふうに拾い上げるかという、それは現物給付も同じですけども、そういったシステムがないものですから、それを拾うためのプログラムを改修するのに相当な費用が出るという結果でありましたので、大変申しわけないんですが、73歳、74歳の方については償還払いでお願いしたいというふうでございます。

○中島委員

福祉給付金は123ページ、9,582万1,000円という金額が出されていて相当大きいわけですけども、やはりその辺の窓口の負担が大変でということで声もいただいたものから、75歳になればというそこまで我慢してくださいというこれしかないということですよ。そういったことも苦痛の一つだというふうに受けとめなきゃならないというふうに思います。

それから、この生活保護費、ここで職員2名ということになって、全く今年度から増員はない

ということになっておりますね。これは検討が12月ではもう遅かったと、間に合わなかったと、こういうことですか。この補強対策か何かあるんですか。

○福祉課長

補強対策というものは特にございません。

ただ、前の議会の中で、委員会の中でもお話しさせていただきましてですけど、課の中で障害者、福祉企画係、それと生活保護と分かれたものですから、査察が十分補う体制もできてきたというふうで、今のところアルバイトの臨時の方も業務をやっておりますものから何とか今やっておる状況です。特に補強対策は考えておりません。

○中島委員

補強対策はなくても何とか今はやっている、ということですね。残業もそんなに夜遅くまで毎日毎日というようなことも最近ないみたいな感じですけども、全体の協力体制の中で、一部のところにしわ寄せがいくようなことでは、逆に今度はそれが保護を受けてらっしゃる方への態度ということにもなりかねない。一生懸命やっていたらただいりるんだけど、ちょっとした言葉じりが相手をちょっと傷つけちゃったりとかいうこともあるみたいで、やはりその辺では安心して働ける体制というものが必要だと思いますので、今後体制としていいかどうかという、次の人事のときにはしっかり見て対応していただきたいというふうに思います。

もう一つの視点は、子育て支援ということですが、先ほどは子ども課の床のレイアウトのことも一応聞いたので、少しやりやすい体制でやってもらいたいなということが一つなんですけど、予算書の中で、財源問題での質問なんですけど、次世代育成支援対策交付金というのがありますね。それと児童環境づくり基盤整備事業費補助金というのがあります。1,000万円単位とか2,000万円単位ということでもありますけども、いろんな形で名前が変わってくる補助金、交付金ありますが、これらは何が対象の交付金なのか、事業なのかということをもっとお知らせいただきたい。

○子ども課長

次世代育成支援対策交付金の中身でございますが、これにつきましては、大きくいきますとソフト交付金とハード交付金に分かれまして、ソフト交付金の中ではファミサポだとか、延長保育、今回は、こんにちには赤ちゃんの訪問事業も入っています。ハード事業につきましては、先ほども出ておりましたが耐震補強の関係がハード交付金ということで平成20年度対象になっております。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後6時11分休憩

午後6時12分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

これにつきましては、地域組織活動費ということで、現在、地域活動クラブの事業、小学校単位では7クラブあるわけですが、その事業にかかる補助金、それから地域子育て支援拠出事業費ということで、子育て支援センター事業にかかる補助金がこの地域環境づくり基盤整備事業補助金ということでございます。

○中島委員

各小学校区には地域活動クラブって何ですか。

○子ども課長

地域活動クラブといまして、旧でいうと母親クラブというふうに名称はいつたかなと思いましたが、名称としては、今、地域活動クラブということで7クラブが現在ございます。

以上です。

○中島委員

補助金の中身が言い方がどんどん変わってきて、非常にわかりにくいということが今感じてるんですけども、いろんな新しい子育て支援の細かいメニューが拾われて補助金がついているというそういうことですね。こんにちには赤ちゃんもここで次世代育成の交付金ということで出てるということで、わかりました。

補助金がどんどん変わってくるんですが、積極的にさまざまな補助金をきちんとゲットして事業に活用するというはね、新しく変わるだけにきちんと勉強して受けとめて、そして活用することとはどんどんやっていってください。

それから、子供の医療費無料化の扶助費ということで、人数だけ、就学前の子供とか人数的なものってわかりますかね。全体でしかわからない。去年よりふえた分だけしかわからないとか。人数わかる範囲で結構ですから、予算は十分わかっていますから、人数について教えてください。

○国保医療課長

人数でございますが、1万2,100人程度を見込んでおります。

○中島委員

中学生までについてということで1万2,100人ということでの大きな子育て支援の前進がここにあるというふうに思います。

それから、保育園、学童保育の待機児童というのがほんとに解消できたのかという点で、今回、来年度新規という点では入所希望ということがきちんと果たせたのかどうかと、保育園、学童保育、その点での見解お願いいたします。

そして、それに見合う保育士の確保、指導員の確保、これはきちんと準備ができたのかということで伺います。

○子ども課長

保育園の入所状況でございますが、待機児童ということでは、この保育園でなければという特定のことを保護者の方から言われていることでいけば待機というはあるわけですが、それ以外については、お時間をいただきたい。

それから、放課後児童クラブです。それにつきましては、既に募集、登録も終わりました、昨年の平成19年と比べますと10人ほど多い登録でございました。それにつきましては、すべて申し込みがあるお子さんにつきましては、すべて登録が済んでおります。

保育士の確保につきましては、議会の本会議の中にも出ておりましたが、0歳、1歳のクラスに

については正規1ということで、それ以外のクラス担任はすべて確保されております。それから、それに伴う配置基準によるパート保育士についても現在のところ確保されております。

以上です。

○中島委員

学童保育は少し去年よりも上回ったと、入所希望がね。だけど一応全部登録していただいて、多分定数よりは上回っていると。少し拡大したところもあるのでね、ちょっと無理だけと一応登録してもらったという、毎年のことですね。少し上回ったということであるならば、とりあえずでもそうやって受けていただければまず安心だし、毎日来ない子もいるという中で、調整がなんとかつく範囲ということかなというふうに思いますが、保育園は特定の希望以外は入ったと。後からまた教えてください。

また、学童保育についても、これは資料で入所の実態、各クラブの入所人数等の登録人数など毎年出していただいておりますので、ぜひ資料としてお出しいただきたいというふうに思います。

それから、正規の保育士は118人という予算書のなっております。臨時保育士は何人になるんでしょう。予算書では賃金が2億8,490万7,000円、135ページに載っております。これは何人のパートですか。

○子ども課長

今のところ予定ですと、すべてが8時間勤務ではないということで、全体でいうと107名を予定しております。

○中島委員

4時間勤務という人も含めて、頭数でいうと107名ということなんですね。大変ふえてるんじゃないかなというふうに思うんですけども、県にもちょっと伺ったんですけども、配置については1クラスに1人は正規の職員がいなければならないと。ちょっとオーバーしてペアでやるときは片方はパートでも認めるよというのが一応の考えですというふうにおっしゃってました。その点では、現状はどうでしょうか。

○子ども課長

本会議の方でもちょっとその配置の話が触れておりますが、来年度ですが4月1日現在スタートでも、たしか3、4園でゼロ歳が一人もいないという現状もございます。そういったところに4月1日から正規の位置を入れるのかということ、それは現実としては考えられないということでありまして、本会議の中の答弁の中では、やはり毎年もう当初から3人以上とか人数の多い保育園については一度考えてみたいということで現在も思っております。

○中島委員

ゼロ歳児クラス、1歳児クラスというふうに分かれていないがためにね、ごまかされちゃってるところがあるんですね。ゼロ歳児、1歳児ということでこみこみにしっちゃって1クラスで正規が1人と、これが実態なんですね。だけど十分にゼロ歳だけで3人もいないかとかいうところが宝と知立保育園ですよ。そういうふうにもう最初から3対1という国の基準そのものでいっても一人配置しなきゃいけないところをゼロ歳、1歳と合わせちゃって正規1人で、あとはパートというふうになってるとするのは、非常にこれは問題があるわけですね。これは当初から少し余分目に見といてもね、必ずこういう事態になるんだから、ゼロ歳児クラスはほんとにこれで一人いるよというような感じを最初からもって採用しておかないとだめだということですよ。その点は一応多いところについてはカウントの仲間に入れて正規の職員を来年度は採用するという前向き回答ということでよろしいですね。

○子ども課長

前向きというか、断言ということではできかねますが、一度これはやはり人事当局とも私の方がそういうふうにして要望としてはあげさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

人事当局というふうには言わなくても、ここに市長と副市長がお見えになりますので、その意図というものはトップが十分に酌んでいただければ実

現できるだろうというふうに思うんですね。だから年齢ごとに責任を持つ人が一人は正規にいなきゃいけないというところをやはり押さえてもらいたいんですよね。副市長いかがですか。そういう方向で検討でいいんですね。

○田中副市長

保育士につきましては、採用時点で人事と担当課と十分協議してやっているわけなんですけど、百十何人お見えになる中で、採用後にやめていかれる方が結構いるもんですから、今少し余分目にとるべきじゃないかというふうなお話もあったわけなんですけど、その点を含めてですね、一遍人事担当ともよく協議をして御期待に沿うように努力したいというふうに思います。

○中島委員

前向きにやっていただけるといふふうに思いますが、今まで違うんですよ。ゼロ歳、1歳が1クラスという考えがあるもんだから、そこに1人という考えが担当にあったんですよ。そうじゃないですか、担当の方でそういうものはなかったですか。ゼロ歳、1歳児クラスで一人いればいいと、正規が、そういう概念を持っていたらこれからも改善されない。そこのところは大丈夫ですか。そこところがやはり発信元のところがそういう考えを持ってなければ要求も出ないし、上の方は知らないし、細かいところまではわからない。発信元が責任ですよ、一番の。予定してた人が急にやめちゃったという問題はもちろんまたあるという、二重にありますからね、今の問題としては、ですから発信元としてしっかりその辺を見据えて、採用というか、子供の募集してからそれじゃあ遅いんですよね。11月末までに募集して、決定が2月となるので、いつもずれてるんですね。大幅にずれてる。意図的にずらしてるんじゃないかなと思ったりもするんですけど、そういうことがないようにやっていただきたいというのが確認できれば、この問題については終わりたいと思います。

○子ども課長

先ほど副市長が答弁されたように、私どももそのように一応人事当局の方にはお話をさせていた

だきたいということですよ。

○中島委員

あと、パートタイム労働法、これはことしの4月から改正が施行されるということでもあります。今、4時間パートがあり、8時間パートがありとおっしゃっているわけなんですけれども、8時間同じような勤務時間で、そして、その仕事の中核的なその人の仕事が正規の方と変わらないような仕事であるならば対等な対価を与えなきゃいかんというようなことですよ、考え方として。4時間でぷつぷつと切っちゃうと全然対等じゃないからいいじゃないかということで、全部切られては困るんですね。子供の保育ですから。ですから、そういう考え、やはり正規はどこで置くべきなのか、パートの役割は何なのかということとちゃんとわきまえて配置しないと、だらだらふえていつちゃってパートがふえちゃって正規の方が全責任を負わなきゃいけないというような一つのクラスの中でも複数で責任を持つということが一切なくなってしまふということとメンタルケアが必要になってしまふということも出てくるんじゃないかと、これも一つの側面ということでもありますので、その辺はどのように受けとめているのかという、これ見たことありますか。広報にも出ましたけど、いかがですか。パートの多いところだから聞いてるんですよ。

○子ども課長

確かに保育園のパート化というのは、かなりの人数でございます。そのパートの方もすべて保育資格等持ってみえる方でありまして、忠実にお仕事していただける。

ただ、私どもとしては、8時間勤務のパートを原則お話をさせていただくんですが、やはりそれぞれ扶養家族の抜けちゃうとか、そのパンフレットも見させてはいただきましたけれども、現実なかなかその方向に向けては努力はさせていただきたいと思っておりますけれども、なかなか現実速やかにいこうというのは、今の現実では難しいところがあります。

○中島委員

市長、このパート労働法というのが公務員は適用除外というふうにはなってますけれども、もうこれは公務員は、こんな違反的なパート雇用はしていないということが前提なんです、地方公務員法等でね。で、むやみやたらに置いちゃいけないということになってますから、ほんとに臨時的なときに嘱託とかパートを置くんだということが公務員法の方に書いてあるもんだから、そんな違法は、違法という言い方はあれですけども、劣悪なことはないだろうということでこれが適用除外で一般企業にこれはぐっと押し出されているんですけども、それよりもひどいような状況があつてはいけないしね、同じような状況があつてはいけないし、そういう点では、十分にこの点を吟味していただいて、臨時採用については慎重にさせていただきたいということをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○本多市長

いわゆる臨時採用、あるいは嘱託の関係ですね、本会議でも質問がありましたけれども、バランスと申しますか、正規職員とのバランスというのはもちろん大事だと思うんですけども、現実には正規職員でない皆さん形に頼るところが大きいわけでありまして、そういうことで、ほんとは正規職員が正しいやり方だと思いますけれども、財政面やいろんなことを考えたときに、そういうことになってきて、それがどんどん増長してきたと、ふえてきたということが今の実態だというように思います。こういう実態になってきた以上は、本会議でも申し上げましたけれども、その処遇については、待遇については、やっぱり考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、本会議で申し上げましたとおり、その点については検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員

よろしくお願ひします。

それから、保育園の駐車場を高根保育園で今回設置する予算が出ておりますが、具体的な内容と、それから、まだ駐車場のない保育園というのがあるかどうかですね。あるわね。その辺の計画とい

うのはどうなのか。これから保育園の全体的な総合的な見直しをやるというそういうこともありますから、今すぐ手を入れるようなところに対しては、大きなレイアウトが変わるようなところに対しては難しいかもわからないですけども、それも含めてね、どんなふうな見通しかということをお伺いしたいと思います。なかなか交通事情が危険になってくると必要なと思いますし。いかがでしょう。

○子ども課長

保育園の駐車場ですが、高根保育園ですが、高根保育園は今の現在のところと西側のところと正面入ったあそこのところを一体的に駐車場の整備ということで考えております。

それから今現在、市内の保育園の駐車場状況ですが、先ほど中島委員言われますように、来年度保育園の整備計画もあわせて駐車場もできてない設置されてないところもあわせて老朽化の年数の相当ひどい、例えば南とか中央とかいうところについては整備計画の中には当然入れていかないけない現状ですが、今現状としては、宝保育園が現状、保育園の前を四、五台個人の方が所有されたところを駐車場として借地ということでお願いして、保護者、職員からも大分喜んでいただいているのがありますが、今現在で宝が一番駐車場としては今後ちょっと問題になるのかなと。それ以外、新林も民間の隣の借地ということでお借りしているわけですので、そういったことで駐車場につきましても整備計画とあわせて、今後、計画の中には入れていかないけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

この中央保育園はどうなんですか。一番近い中央保育園。子育て支援センターもありますよね。どうなんですか。

○子ども課長

中央保育園もあそこは借地になっております。整備計画の中でも中央保育園、南保育園というのは相当な老朽の中では真っ先に考えていかなけれ

ば、時期としては早い時期に整備していかなければいけない保育園のかなというふうに思います。その中では、やはり駐車場も当然考えていかなければいけないというふうに中央保育園についても思っております。

以上です。

○中島委員

問題は認識してみえるということですので、できるだけ早い段階で計画づくりをして実施計画をつくっていかなくちゃいけないということですね、これはね。ぜひ具体的に進めていただきたいというふうに思います。

それから、障害者の問題として、けやき作業所については、これは用地とかこちらが買ってということですが、建設費総事業費というのは幾らなんでしょうか。国・県の支援、そういうことがまだ確定はしてないと、こういうことですが、金額的なことがわかれば教えてください。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後 6 時36分休憩

午後 6 時45分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほど中島委員から言われました新年度4月1日入所の時点での待機児童はございません。

○福祉課長

第2けやきの整備費でございますけれど、まず作業所ということで第2けやきをつくと。それからケアホームという施設がございます。これはいわゆるグループホーム、ケアホームとありますが、障害区分1の重い方のケアホーム、介助が要するという施設でございます。これもあわせてつくりまして、総額2億4,311万2,000円ということになっております。

それからあとは、もう一カ所ケアホームをつくと。これは平成21年で計画しております。これが一カ所で8,760万円というような総額になって

おります。

以上でございます。

○中島委員

補助金というのはどういう形で出されるのか。

○福祉課長

あくまでも補助金というものはケアホームは対象外でございまして、作業所の方が補助対象となります。補助金は国の方が備品も入りますけれど5,565万円、県の方が2,782万5,000円、合計8,347万5,000円ということでございます。

○中島委員

補助率との関係でいっても基準額が違うのでこれだけ2分の1、4分の1というのが実際の金額とは離れて、といっても今、第2けやき作業所だけの金額は教えてもらえなかったもので、その辺ちょっとわからないですね。わかればこれに対しての補助率それも教えていただいて、超過分というものに対する市の援助を十分にやってくださいよということはお約束いただいていることですが、具体的にはどのような支援になるんですか。

○福祉課長

第2けやきにつきましては、建築の総額が1億6,490万円、この中で対象経費として8,040万円が国の基準でございまして、これの2分の1、また県の方が4分の1ということになります。

それとあと、備品がありますので、これも今の先ほどの1億6,490万円にプラスアルファ備品も対象になりますので、3,090万円を足しますと総額になります。これがまた国が3,090万円の2分の1、県が4分の1と。合計で先ほど申し上げました補助金額になります。

それから、市の方でございまして、建物につきましては、けやき作業所の方は、やはり国・県とがございまして、市としては1億170万円の助成ということでございます。それから、備品については772万5,000円、これは市の助成金です。

それから、設計もございまして、けやきの方で実施設計を行いますので、市としても、その分の助成が1,320万円でございます。これはほかに見るところがございませんもんですから市の方が見てい

きたいというふうに思っております。

○中島委員

計算が全部できませんが、けやきの負担というもの、どこまでなくなったのかなということを確認をさせていただきます。

○福祉課長

けやきの方の法人自己負担でございますけれど、第2けやき作業所の建築にかかるけやきの方の資金としましては290万円、それから、ケアホームにつきましては、いろいろ民間助成から助成を受けて、例えば馬主、船舶いろいろございますけれど、そういったところから助成を受けていく形で、これが1,635万7,000円で、けやきの方がケアホームにつきましては215万5,000円ということでございます。

けやき作業所については自己負担290万円、ケアホームにつきましては215万5,000円ということでございます。合計505万5,000円でございます。

○中島委員

全体からすると相当の支援をいただいて、けやきが再スタートできると。そこには知立市の障害者の方たちがたくさんお世話になっていくということからいえば、ほんとに大事な支援だなということに思います。具体的な補助がまだ少しグレー部分があるのかなとことありましたけども、しかしこれは確保できるように最後まで頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、タクシー券は先ほど説明がありましたとおりで、前進は大きくしていただいて感謝します。

ただ、週に2回通院しなければ病気の方も対象にならないというところで、毎週1回行くんですけどすごい大変だけだと思っただけど、そういう方に対しては今回は前進が見られないということで、特に下肢、体幹の障害のある方にとってみると、週に1回の通院というものが自力では全く行けないということでタクシーを利用していると。遠い家族にも来て乗せてもらうけど、そればかりはいかないということで、ほんとに希望をしていらっしゃる方がいましたけれども、今後のそれ

は課題ということで一応心のとめていただきたいというふうに思います。ほんとにつらい話でね、その人の話を聞くと。

それから、障害者の福祉電話の件というのはどうなったのか、ちょっと改めて確認をさせていただきます。

○福祉課長

福祉電話につきましては、買い取りでその方に支給していくというふうで、今回要項整備させていただきました。ということは前にもお話をさせていただきました。やはり高齢者があって障害者はないというそういった不具合がございましたものですから、今回要項を整備し、買い取りで無償でお渡ししちゃうということで進めております。

○中島委員

それでは次に、保健事業の充実という観点で少しだけ、今までいろいろありましたのでお聞きをしたいというふうに思います。

一つは、保健事業費負担金というのが国・県3分の1ずつで1,158万1,000円、平成19年度入っておりましたが、これが全廃されることになったわけですね。こういう形で保健事業が大きく変わっていく中で、これまでの各種健診という事業が後退しないようにということを願っているわけなんですけれども、この点でのお考え、それから具体的なメニューということで後退はないのか。また、前進したところがあるのか、そして、国・県のこういった老健法があったときの補助金があったわけですが、国・県の補助の体制というのはどのようになるのか伺いたいと思います。

○健康増進課長

まず、老人保健法の基づく国・県の補助金は一切なくなりました。その後、後退しないようにということで平成20年度におきましては、各種がん検診において定員枠を拡大、充実をさせていただきました。例えば胃がんの検診ですけど、これを50人増加、子宮がんの検診においても50人、乳がんにおきましては75人、前立腺がんにつきましては180人の増、それから30代健診におきましては

120人の増ということで、がん検診におきましては充実した予算をあげさせていただきました。

マイナス面で行きますと、従来から出ております基本健診と一緒にやっておりました心電図の関係がちょっと残念ながら保健センターではなくなりまして、特定健診において医者が特に必要と認めた場合は受診ができます。

それから、もう一点ですけど、特定健診に変わっていくということで、各保険者が健診を行うわけでございますけど、市の単独予算としましては、例えば保険のない方、生活保護者の方ですね、その方が40歳から74歳まで130人強見えます。これにつきましては、市の単独の予算で一応計上をさせていただいております。そういうことで、PRにつきましては、福祉課を通じて各個人あて文書で一応依頼をしようかなと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○中島委員

人数を定員枠をふやして後退がないようにということで、メニューとしては同様であってもふやして努力するというその姿勢については感じられたわけでありませう。

30代の健診ということについては、やはり個別健診というものもどうかということ提案してきたわけですが、集団というものがなかなかという問題と、それから、補正予算では質問をしなかったんですが、事後の指導ですね、30代のあとの健診の事後指導というところは、たしか18万6,000円だったかな、漸減になってたような感じがするんですね。指導がなかなかしにくいのかなというこんな感じなんですけれども、個別であれば病院でいろいろとそれからもかかわるのでやりやすいんじゃないかと、その点でも集団じゃなくて個別というものも有効ではないかなというふうに思うんですけども、30代健診をやって、若い方が健康の結果どうだったのか、健診の結果どうだったのか、指導というものの対象が全くなかったのかと、みんな丸だったのかということですよ。その点はどうなんですか。

○健康増進課長

委員、今ちょっと勘違いされてみえるかと思いますが、30代健診におきましては、すべて集団でやっております。個別ではやっておりません。

それで、事後指導の関係でございますけど、例えば平成19年度この健診につきましては、すべて終了しておりますけど、一応通知しましたんですけど、3人しか来ないという現状ですので、なかなか30代の方は自分自身がまだ健康だと、そういった認識があるのかなと、そういうふうに評価をしております。なかなか通知をしても来ていただけないというのが事実でございます。

それから、もっと受診率を上げるということで、個別ではどうかという御意見ですけど、例えば30代から39歳まで約1万3,000の方がみえますので、この方をすべて個別で通知するというのは、ちょっと大変な事業かなと。そのうち、国保の加入者でも1,800人みえますので、個別通知するならば、強いて言えば国保の加入者ぐらいはできるのかなと思いますけど、それは不公平になりますので、非常に悩んでおる現状でございます。

以上です。

○中島委員

集団検診オンリーワンということ承知しております。事後の健診を受けるには個別の方がいいんじゃないかというふうに言ったわけですが。個別健診であればね、その先生とのかかわりは以後も続くだろうということもあって、事後指導がそこで少し健診の結果を見て先生がいろいろ指導するとかそういうことも含めてやっていただけないかというふうに思ったんで伺ったんですね。

だから、個別健診ができるかどうか、今言われた壁があるよというこんな話なんですけど、個別通知というふうに言ったんじゃないですよ、私は。そういうふうのなるのかな。個人の医者でも受けてもいいよということになると個別通知を行うということですかね。改めてちょっとわからなくなりましたが、30代健診、広報で募集して、さあいらっしゃいと、こういうことでやってるだけだから少ないよということですか。どういうふうで

した、募集は。

○健康増進課長

募集は、一応広報のみで今実施しております。

○中島委員

だから、なかなかたくさんの方が応募するというわけにはいかないし、個別に受診してくださいという通知をすると膨大なことになるなど、こういうことですね。国保だけというのは不公平という話もありましたけども、社保なんかですという話もありましたけども、健保の方の健診があったりもするので、この市の職員もそうですけど、健診がありますよね。だからそれも国保の方に絞ってというのも一つの案かもしれないので、研究課題にしてください。

それから、次です。一つだけ聞かせてください。

総合計画の見直しが行われているわけなんですけども、逢妻浄苑の今後ということがさんざん議論になっています。後期の見直しという中で、少しこの辺は踏み込んでいくのかどうか、豊明市との積極的な話し合いをもとにしなければならないわけですが、その辺の位置づけというものは少し格上げになるのかどうか、議論の中身が具体的にわからないので、ぜひお答えください。

○市民課長

逢妻浄苑の豊明市との協議ということでございますが、今年度に入りまして4回話し合いの場をもっております。一番直近で申しますと、この1月10日に私と部長と豊明市の方に伺いまして、豊明市の市民部長、市民課長、環境課長ということで一度話し合いの場をもちました。

その中で、今、要するに豊明市の中でつくれる土地があるのかどうかということが一番のポイントだと思いますので、部長と私でそこをプッシュしまして、とにかくまず一回真剣に探してほしいと。それを今度次回に持ち越すことにしましたので、今、豊明市の方でその辺を詰めていただいているというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○中島委員

よそへ頼む話なのでね、土地の確保というのも

大変少し恐縮しちゃうわけですけども、今までのつながり、それから今の実態でも知立市民をしのぐ勢いで豊明市も使っていっちゃる、ほかの方も含めると多いというふうに認識をしてるわけですね、そういう意味では共通の話し合いのこの場につける条件はあるんじゃないかというふうに思いますのでね、真剣な真摯な取り組みということでやっていただきたいというふうに思いますし、総合計画という中では、これは少し変更があるんですかね、その辺はどうですかね。直接かかわってみえますか。

○市民部長

豊明市の総合計画の中では、後期ということなんです。私どもから豊明市の総合計画が変更があるかどうかということやなかなかな、知立市の総合計画そのものは現状の中でどうしていくかということについては、具体的にそのことで変更というようなことは今の段階では考えていません。

○中島委員

総合計画の見直しというのは大きなビジョンをしっかりと煮詰める場所であろうというふうにも思いますし、これも大きな一つのテーマではないかなというふうに思っていますので、その辺が少し変更して前に出るといいかなというふうに思ったわけですけども、その辺の計画との関係、市長どうですかね。何か特別な位置づけをする必要はないでしょうか。

○本多市長

位置づけをする必要は、ほんとはあると思うんです。豊明市の総合計画が先般もお示しさせていただいたとおりの中身になってますけれども、よその総合計画なんでね、それを向こうが一行何か変えよということは言えませんが、私の方も、例えばクリーンセンターで刈谷市との関係でやっていますね。その中でも刈谷市は刈谷市のいろんな文章をつくるときに、こういう文章を使いたいが、いいかねという確認はありますので、それと同様に、やっぱり豊明市も、うちが単独で知立市が新たに市内の中で今やれる状態は全く見当たらないわけでありまして、そういうことからいいますと、

新たな火葬場を建設ということになれば豊明市とセットしか考えられない、現状では。あるいは前も申しあげましたように、安城市と、あるいは刈谷市と連携した中でつくらせていただくようになっても、逆に豊明市と同じような立場になっていくのかというのも一つの考え方でありましょうし、しかし今、豊明市とは協議をやっておりますので、豊明市との協議をやっとな、あるいは進めていくという文言が知立の総合計画の中に入るかどうかということが大きな文言でいうと一歩かなという感じもしていますので、それは市議会の皆さん方に相談をしながら、いや、それは豊明市とかにそういうことを言うていくべきだという市議会の中での話し合いが出てくれば、これは豊明市に一言申し上げないと、いや、うちは正直言ってとんざしちゃって、土地ないんだよと、今全然当てがなんだよということであれば、これは控えさせていただくことになると思うんですけども、今そういう状況でありますので、これから後期計画に入っていきますけども、もう少し待っていただきたいなというふうに思います。今はちょっと申し上げることができませんので。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号について、挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第30号 平成20年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

国民健康保険も随分予算の枠組み、つくり方、項目、大きく変わりましたね。ほんとに歳入歳出含めて大きく変わったということです。

基本的変更の骨子という点で、まずは御説明をいただいてもよろしいですか。

○国保医療課長

従来の予算と大きく変わったところでございます。

まず、後期高齢者医療制度ができた関係で、従来ありました老人保健の関係の拠出金がなくなっているのが歳出面の一番大きいところですよ。

もう一つは、今でも退職者医療というのがあるわけですけども、その対象の方々が60歳以上で公的年金の受給権が発生した方が対象になるということで、その制度は残したまま65歳以上の方は退職者でなくて一般に移るということでありますので、退職者の方の数が減ります。その関係で、従来歳入でありました療養給付費交付金というこれは、退職者医療の方で使った医療費からその方たちが負担する国保税を引いた残りが基本的には交付金で補てんされるということでもありますので、退職をされた方のいってみれば医療費の負担を現役世代の方が引き続き負担をし続けるというそういった制度であります。それが減ったということになります。

もう一つの大きく変わったところは、前期高齢者交付金というのが制度ができて、これは退職者の方がほとんどが一般に変わってしまいますので、そうしますと、どうしても退職者の方、65歳以上の方でありますので、どうしても医療費の額が多くなると。そういった方を国保がすべて受け入れるということになりますと医療費の負担もかなりふえると。その財源補てんのために前期高齢者の交付金というものができたということで、国保財政の全体的なバランスを取るというのが今回の大ざっぱな改正の中身でございます。

○中島委員

そういうことですね。この前期高齢者交付金、納付金、拠出金という項目もありますけど、まだ歳出はこの交付金、これは連合会みたいところで調整されるんですか。どういう形でこれは行われるんですか。

○国保医療課長

社会保険診療報酬支払基金で調整されます。特殊法人ですね。国ではなくて、そのためにできた特殊な法人です。社会保険診療報酬支払基金、一般的には被用者保険の医療費の支払いをする機関です。審査支払機関ですね。

○中島委員

がらっと装いを変えて、その会計ができるということなんですね。後期高齢者が抜けていって医療費が療養給付費は下がるんですけども、しかし、いろんな支援金とか納付金とかいうことでいうと、結局のところ名前は変わるんだけど、負担は余り変わらないと。歳出は結局1億2,400万円歳出がふえるということですね、これは結果的にいうと。大変すごいからくりだなと思っちゃいますね。会計そのものはスリムになるのかと思ったら、太っちゃったというこのからくりは、どこからくるんですか。

ちょっと一口で言えるかどうか分からないですけど、ほんとに計算すれば全部わかるんでね。どこがふえたから、どこが減ったからってあるんですけども、一口でいうとね、この国保会計というのは太っちゃったんですね。なぜですか、一口にいうと。

○国保医療課長

医療費ですので、恐らく同じ条件で試算しても毎年毎年、医療費というのはふえていくというのが実態でありますので、医療費はまずふえていくだろうということが一つあります。

それから、老人保健の方が後期高齢へ移られたとしても、老人保健の方は、そのままの医療費を負担をしているということではありませぬので、老人保健の拠出金というちょっと複雑な計算をした結果のものを負担をしているということで

す。

今度新しく入られる退職者の方々というのは、そういった仕組みではなくて、丸々の医療費が国保会計が負担をするということでもありますので、退職者の方がふえればふえるほど、一般的には医療費の高い方々でありますので、医療費はふえていくだろうというふうに思われます。そういうことで今回試算を行ったわけです。

○中島委員

退職者医療が今回一緒になくなるというね、そういうことで、その分が負担がふえてくると。交付金だとかいろんな形で調整はされるものの、ふえてくるということで全体の事務としてはなかなか大変な感じがするんですね。

ところで、ここでは一般職が5人ということ去年の予算書よりも1人減ることになるんですけども、予算書で見るとこれはどういうことですか。国保会計でいう一般職が去年は6人、ことしは5人と、こういうふうになってきて、仕事が減ったからかなと最初は思ったんですけども、さまざまありますね、やっぱり仕事が。309ページにも書いてあるし、219ページは5人分ということで書いてある。309ページが前年度と本年度ということで1名減ですよ。御説明ください。

○国保医療課長

職員の数は昨年と全く変わりはないわけですけども、この辺の人件費の関係というのは人事の方でやっておるものですから、ちょっと詳しい事象は承知しておりませんが、実際の人数としては去年と変わっておりません。

ただ、これは職員の人件費をどこでもつかということだろうというふうに思うわけですけども、詳細はちょっと承知しておりません。

○中島委員

この予算書には5人って書いてありますよね。去年の予算書は6人ですよ。それは承知してみえるよね。だから1人減ったかなって思うのは当たり前でしょう。最後のところの総括、給与明細書というところでこうなっていると。実際に仕事を国保の軸足を置いて仕事をする人と、そうじゃ

ない人という、こういうことかな。ここは実際には国保の仕事をする人はこれでいうと5人って書いてあるけど、どういうことなんですか。

○国保医療課長

実は、昨年の9月に職員が1人病気になりました、その職員の穴埋めといいますか、後期高齢の担当の職員が病気になりました、後期高齢の職員がいないものですから、急遽、国保から人を1人後期高齢へもっていったということがありますので、その関係で一減かなと、あるとすればそういうことだと思います。

○中島委員

どこで何人働いておるかというのは、ここは難しいわけですね、カウントが。国保会計にどんと入れちゃうと保険料が重くなるのでね、なるべく違うところへ一般の方へ出しといてもらった方が会計はいいんですよ。減った方がね。

ただ、仕事をやる上で事務量がオーバーになってたらいけないということは少し心配したのでね、そのことをお尋ねをしたんですけども、後期高齢の人っていうのは特別会計があるわけだから、別会計でそちらの1人を入れたということかな。

○国保医療課長

後期高齢の準備段階といいますか、一般的な事務でありますので、後期高齢の特会ではなくて人件費一般の方で見てると思いますけども。国保も人件費はこれは国保税の対象にはできませんので、これは職員が何人いても、すべて一般会計で支弁をするということになっておりますので、そういった国保税にはね返るという懸念はありません。

○中島委員

繰入金ですが、全部賄うということですよ、その他繰り入れということですね。そのとおりでした。ただ、人数が掌握されていないということについてはあれでしたけども、特定健診とかについては、他でしっかり聞かさせていただきましたので、この中には財源構成が介護保険から341万円と、一般会計からは3,053万8,000円と、こういうような形で書かれている。こういう財源のことがここで確認をされるわけですね。

やっぱりこれからの問題としては、65%の受診率になったらちゃんと見てくれるでしょうねということですね、これは。しっかり見てくださいますよということですよ。その辺、ぜひ健診の全体としては基本健診がなくなった分であれば随分少ない健診ですので、65%までいったとしても全市民の65%でなく国保の65%ですものね。ですから、そういった意味でいえば過大というふうには従来からのあれからすれば過大ではないというふうに思いますので、今後ともこれがきちんと確保されるかどうかということが焦点になるとと思いますが、その辺、市長十分に受けとめていただいて、これからの国保運営に寄与していただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○本多市長

かなり様相が変わってまいりまして、国保運営もほんとに65%というのは非常に高い目標だなということは思いますけれども、今、質問者おっしゃいますように、国保の中の65%でありますので、やり方によっては近づけることができるのかなというふうに思っておりますので、努力をさせていただきたいというふうに思います。

○中島委員

今回の歳入の繰越金のところでは、本年度では実質ゼロですね、繰越金が。去年までは細々というだんだん減ってきて、それでも1億5,783万円去年はあったと。これが今回はゼロになってしまうというようなことなんですけども、それで見直しという話になってきたのかというふうに思いますけども、今回は見直しというものがなければこの会計そのものがパンクしちゃうというふうに感じてるのか、多少は余裕を持って数字を並べてみたということなのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○国保医療課長

今回の予算編成でございますけども、基本的には従来、ここ数年来、予算には繰越金というのを財源に充てておったわけなんですけども、今回は平成18年度からの繰越金を補正予算ですべて突っ込んでおりますので、そういう意味で、当初へもって

こられるだけの数字的な裏づけがないということがまずあります。

恐らく平成19年度も単年度で赤字になるだろうというふうに思っとるわけですけども、それがどれだけになるのかというのは、まだちょっと決算が打てる段階ではありませんので、まだこれからの医療費の支払いが2月分がきますので、2月分というのは、ことしは特に寒い時期がありましたので、その辺で医療費にどれぐらいはね返るかなというのはちょっと心配なところはありますけども、その医療費主体ではひょっとして翌年度に繰り越しができるだけの財源が最終的にはできるかもしれないと。

しかし、相変わらず非常に厳しい財政状況には変わりはないということで、今回そういったことも含めまして、まず限度額の見直しということを運協に諮らせていただいたと、そういったことでございます。

○中島委員

国民健康保険の基金ですね、保険の基金、この例月出納調査の中の現在高というところで見ても9,700万円ですか、これが今回これが充当されたということかどうかちょっとわからないですが、基金の現在高はどうですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後7時27分休憩

午後7時27分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

現在の基金残高ですが、7,437万4,000円になるかと思えます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号について、挙手により採決します。

議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第31号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成20年度知立市老人保健特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号について、挙手により採決します。

議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第34号 平成20年度知立市老人保健会計特別予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 平成20年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号について、挙手により採決します。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第36号 平成20年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号について、挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、議案第37号 平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後7時31分閉会

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会
委員長